

安芸市都市計画マスタープラン

次世代にわたって みんなが健康で元気にくらせる
『健康・元気都市』

令和 2 年 3 月

安芸市

令和 2 年 3 月

横山 幾夫（よこやま いくお）

安芸市都市計画マスタープラン

1. 都市計画マスタープランについて.....	1-1
1.1 都市計画マスタープランの背景と目的	1-1
1.2 計画の基本的事項	1-1
1.2.1 目標年次	1-1
1.2.2 対象範囲	1-1
1.3 都市計画法における位置づけと役割	1-2
1.3.1 都市計画マスタープランの位置づけ	1-2
1.3.2 都市計画マスタープランの役割	1-2
2. 都市の現況	2-1
2.1 位置	2-1
2.2 現況・見通し	2-2
2.2.1 人口	2-2
2.2.2 土地利用	2-5
2.2.3 道路・公共交通	2-6
2.2.4 産業	2-8
2.2.5 災害	2-19
2.2.6 環境	2-21
2.2.7 公共施設	2-22
2.3 課題	2-23
2.3.1 時代の潮流	2-23
2.3.2 法令等の変化	2-23
2.3.3 安芸市都市づくりの課題	2-25
2.4 市民アンケート調査	2-27
3. 目指すべき将来像	3-28
3.1 主要課題の抽出と方向づけ	3-28
3.2 将来都市像の設定	3-30
3.2.1 将来都市像の設定	3-30
3.2.2 目標と方針の設定（案）	3-31

4. 全体構想	4-1
4.1 まちづくりの基本方針	4-1
4.2 将来構想	4-2
4.2.1 将来フレーム	4-2
4.2.2 将来都市構造	4-3
4.3 安芸市の新たな都市計画の方針	4-17
4.3.1 都市計画区域見直しの検討方針	4-17
4.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針	4-18
4.3.3 災害に強い都市防災の方針	4-23
4.4 分野別方針	4-30
4.4.1 土地利用の方針	4-30
4.4.2 市街地整備の方針	4-39
4.4.3 都市交通の方針	4-42
4.4.4 生活・環境の方針	4-47
4.4.5 公園・緑地の方針	4-50
4.4.6 都市景観・観光の方針	4-55
5. 地域別構想	5-1
5.1 地域別構想の概要	5-1
5.1.1 地域別構想とは	5-1
5.1.2 地域別構想の概要と地域区分	5-2
5.2 安芸町地域	5-4
5.3 土居・僧津、井ノ口、川北乙地域	5-15
5.4 伊尾木、下山、川北甲地域	5-24
5.5 穴内、赤野地域	5-33
5.6 東川地域	5-41
5.7 畑山・尾川地域	5-50
6. 実現化方策	6-1
6.1 協働のまちづくり	6-1
6.1.1 役割分担	6-1
6.1.2 推進体制の強化	6-2

6.2 都市計画マスタープランの運用	6-4
6.2.1 まちづくりの方針としての位置づけ	6-4
6.2.2 進行管理と見直し	6-4
6.3 実現の方策	6-6
6.3.1 まちづくりの手法	6-6
6.3.2 住民主体のまちづくり手法	6-9

1. 都市計画マスタープランについて

1.1 都市計画マスタープランの背景と目的

平成 14 年（2002 年）3 月、安芸市都市計画マスタープランが策定されました。

これまでの安芸市都市計画マスタープランは、総合計画に準じておおむね 20 年後となる令和 2 年（平成 32 年／2020 年）を目標年次としており、安芸市の将来の姿を展望し、都市計画の基本的方向を定め、市街地の規模、都市施設及び新市街地の形成などの具体の整備について目標を示しています。

こうした中、安芸市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が県内他市に比べて著しく、都市計画区域における都市構造も変化の兆しがみられるようになりました。

また、平成 24 年 12 月には、県から詳細な津波浸水予測等の結果が公表されました。これによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱から 7 という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大 16m の津波が到達すると想定されており、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組むことの必要性が示されています。

このような背景を受け、都市計画を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、新しい安芸市都市計画マスタープランを策定します。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 目標年次

安芸市都市計画マスタープランは「都市計画の目標」として、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（令和 12 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

1.2.2 対象範囲

安芸市都市計画マスタープランの対象範囲は、市域全体の 31,721ha とします。

このうち、都市計画区域は 524ha であり、中心市街地が立地します。都市計画区域外は 31,197ha であり、東川地区や畑山地区などの集落との交流や環境面での連携が必要な地域を含みます。



図 1-1 計画の対象範囲

1.3 都市計画法における位置づけと役割

1.3.1 都市計画マスタープランの位置づけ

安芸市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）は、安芸市総合計画および高知県の定める東部圏域都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）に即して策定する必要があります。

都市計画法における安芸市都市計画マスタープランの位置づけ及び策定にあたっての安芸市関連計画との関係は以下のようになります。

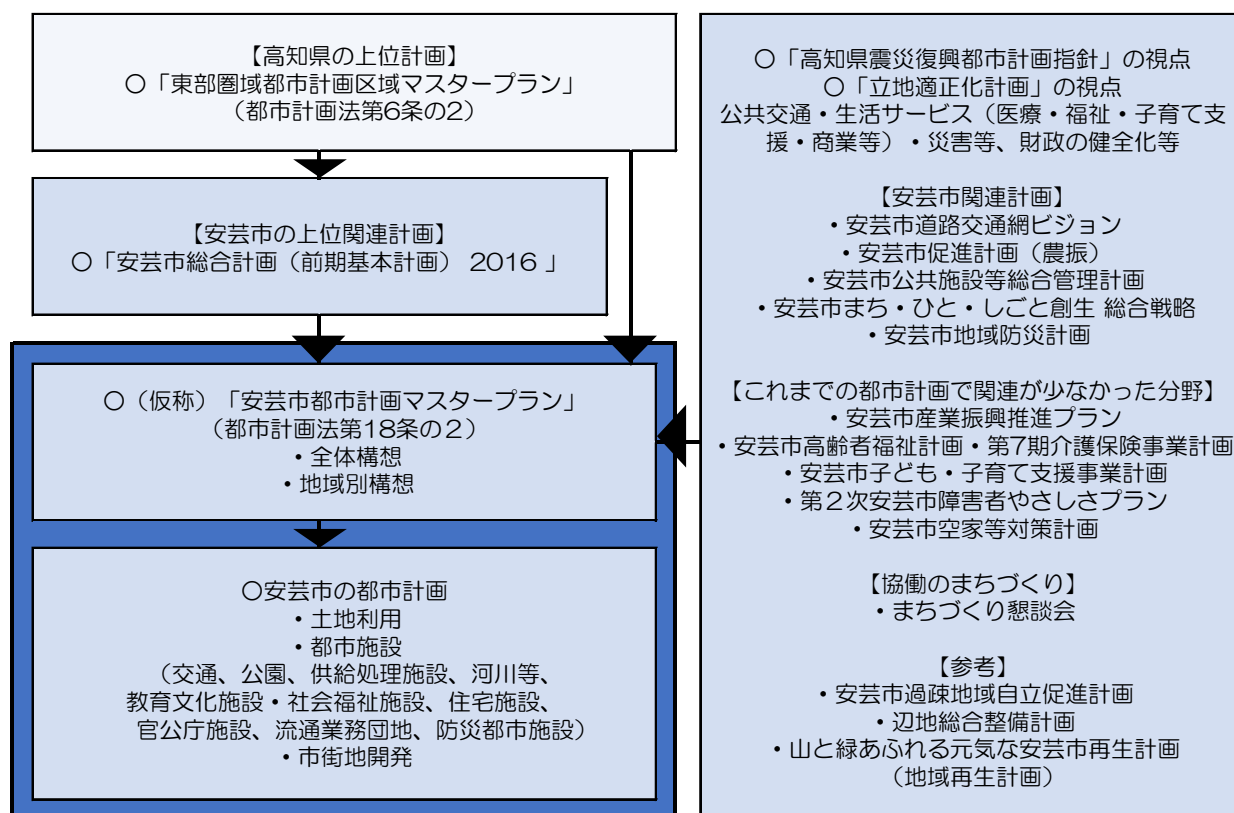


図 1-2 安芸市都市計画マスタープランの位置づけ

1.3.2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、地域に密着した見地から、創意工夫の下に住民の意見を反映し、安芸市の定める都市計画の方針を定めるものです。

- 【1】まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示します。
- 【2】地域別の整備課題に応じた整備方針、及び生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する土地利用、各種施設の整備の目標等を示します。
- 【3】安芸市における将来の土地利用や施設を規定するものであり、今後の各種事業の体系的な基本指針と位置づけられます。

2. 都市の現況

2.1 位置

概 要

- 行政面積 31,721ha 行政人口 17.5 千人
- 都市計画区域面積 524ha 都市計画区域人口 6.7 千人

安芸市は、高知市から東へ約 35km の位置にあります。北は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村に接し、南は東西 18.6km の海岸線により土佐湾に面します。

安芸市の面積は、31,721ha であり、行政区域の一部の 524ha が「安芸都市計画区域」となっています。



図 2-1 安芸市の位置

出典：国土地理院数値情報より作成

表 2-1 安芸都市計画区域の概況

都市計画区域名	都市名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日 (都市計画区域 決定年月日)	区域変更 年月日
		面積 (ha)	H27 国調 人口 (千人)	面積 (ha)	H27 国調 人口 (千人)		
安芸	安芸市	31,721	17.5	524	6.7	S11.5.15	S11.5.15
		都市計画区域					
		範囲	面積 (ha)	H17 国調 人口 (千人)	H22 国調 人口 (千人)	H27 国調 人口 (千人)	
		一部	524	8.4	7.9	6.7	

出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）、安芸市資料

2.2 現況・見通し

2.2.1 人口

概要

- ・安芸市の人口は 17,577 人、世帯数は 7,604 世帯で、いずれも減少傾向
- ・人口集中地区（DID 地区）の面積及び人口密度は低下
- ・高齢化の進行と若年層の市外（県外）流出が顕著
- ・人口ビジョンの将来推計によると、令和 42 年（2060 年）に約 9,500 人まで減少
- ・安芸市の低・未利用地は、近年増加傾向

(1) 人口

安芸市の人口は 17,577 人、世帯数は 7,604 世帯です。（平成 27 年国勢調査）

人口、世帯数ともに減少傾向を示していますが、特に、平成 22 年からの世帯数の減少が顕著となっています。

DID 人口密度は平成 17 年に 37.3 人/ha から、平成 22 年に 35.4 人/ha、平成 27 年に 31.8 人/ha と低下しています。DID 地区の減少の割合は、市全体より顕著であり、希薄化が進みつつあります。なお、DID 地区は、面積とともに人口密度も減少しています。

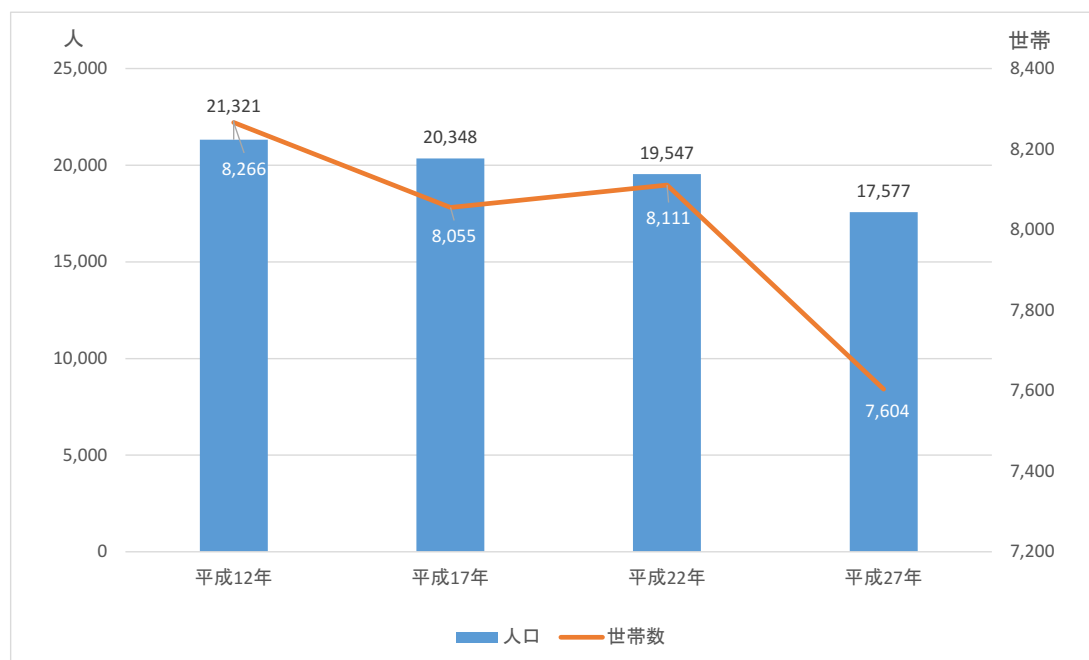


図 2-2 人口の推移

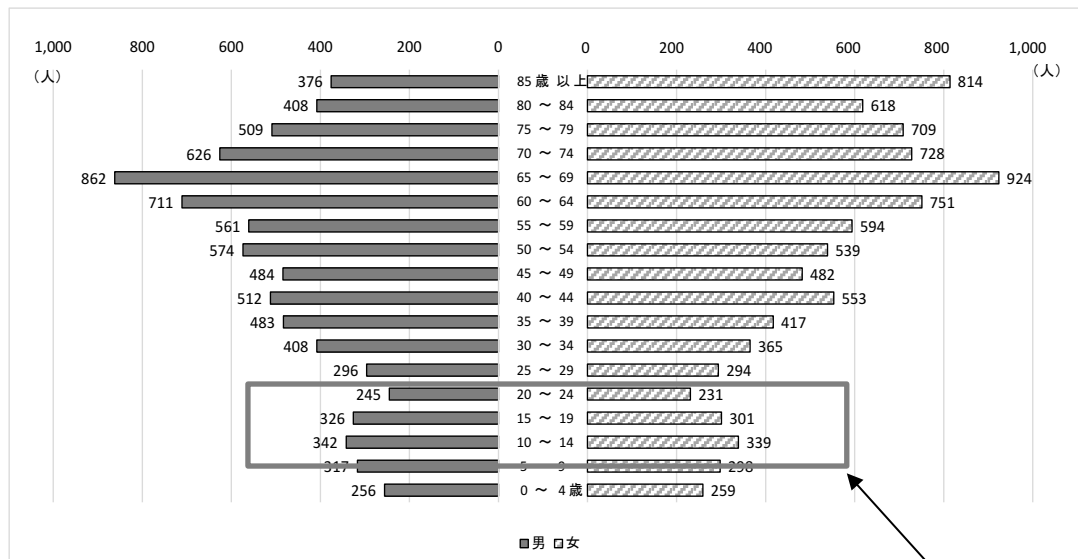
出典：国勢調査

(2) 年齢構成

年齢別人口構成（平成 27 年国勢調査）をみると、高齢化の傾向が見てとれます。

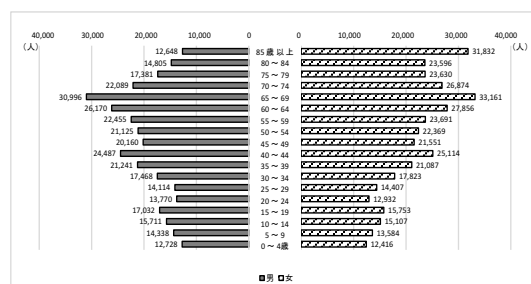
また、男女ともに 20 代の人口が比較的に少なくなっています。これは高知県下でも同様の傾向であり、市外（県外）への若年層の流出が顕著です。

【安芸市】



市外（県外）への若年層の流出

【高知県】



【全国】

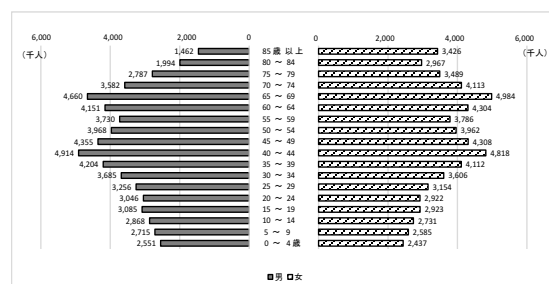


図 2-3 安芸市と高知県・全国の人口ピラミッド比較

出典：安芸市、高知県、全国ともに平成 27 年国勢調査

(3) 人口・高齢化率の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、安芸市の人口は、20年後（令和22年／2040年）には15,121人、40年後（令和42年／2060年）には14,017人と予想されています。

そのような中、安芸市の人口ビジョンでは、人口減少対策があらわれることにより、令和42年（2060年）には9,538人になると推計されています。

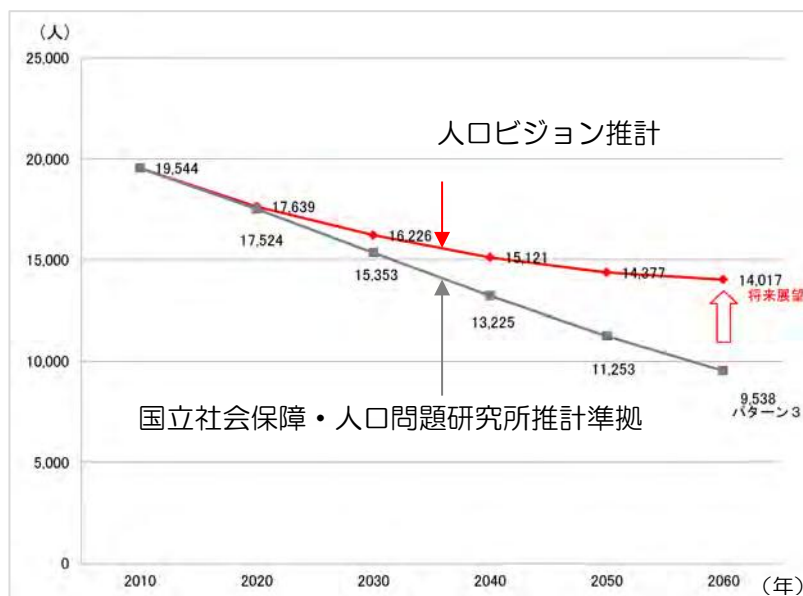


図 2-4 将来展望における人口の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（平成31年4月改訂）

【低・未利用地・空き家の状況】

安芸市の低・未利用地は、近年増加にあります。空き家件数は1,025件（「安芸市空き家調査結果集計表（平成27年度 安芸市企画調整課）」）であり、安芸市の世帯数（7,604世帯）の13.5%となっています。空き家件数1,025件の内、ランク評価可能な969件に対し、A（即入居可）が57件6%、B（小規模修繕が必要）が338件35%、C（大規模改修が必要）が574件59%と評価されています。

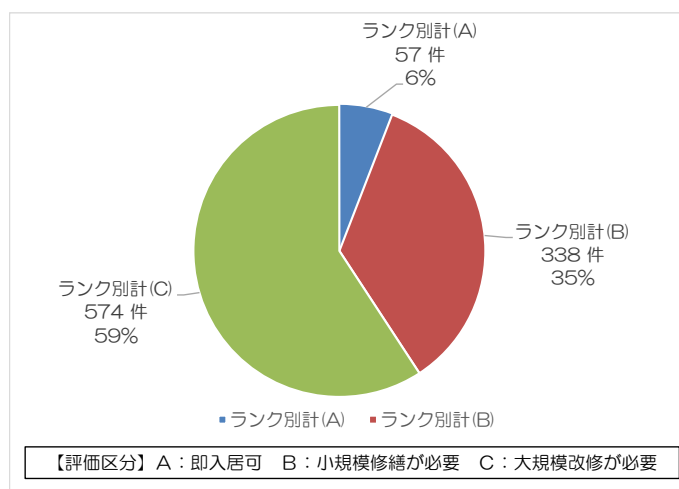


図 2-5 空き家の評価区分

出典：「安芸市空き家調査結果集計表（平成27年度 安芸市企画調整課）」

2.2.2 土地利用

概 要

○土地利用

- ・自然的土地利用は概ね 9 割弱（88.3%）が森林原野となっており、都市的土地利用は安芸平野および海岸部に位置

○土地利用規制

- ・市域及び都市計画区域内の「農用地区域」「保安林」「県立自然公園」「海岸保全区域」「砂防指定地」「景観条例」が指定
- ・土砂災害危険箇所として「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」が指定

(1) 土地利用

安芸市の土地利用は、概ね 9 割弱（88.3%）が自然的土地利用であり森林原野です。都市的土地利用は安芸平野及び海岸部に位置します。

都市計画区域の土地利用は自然的土地利用が 43.1%、都市的土地利用が 50.0%です。都市計画区域における可住地は 57.9%であり、非可住地は 42.1%となっています。

(2) 都市計画区域の法規制

都市計画区域内の一部に急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地が指定されています。その他の土地利用規制は、「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」の指定があります。

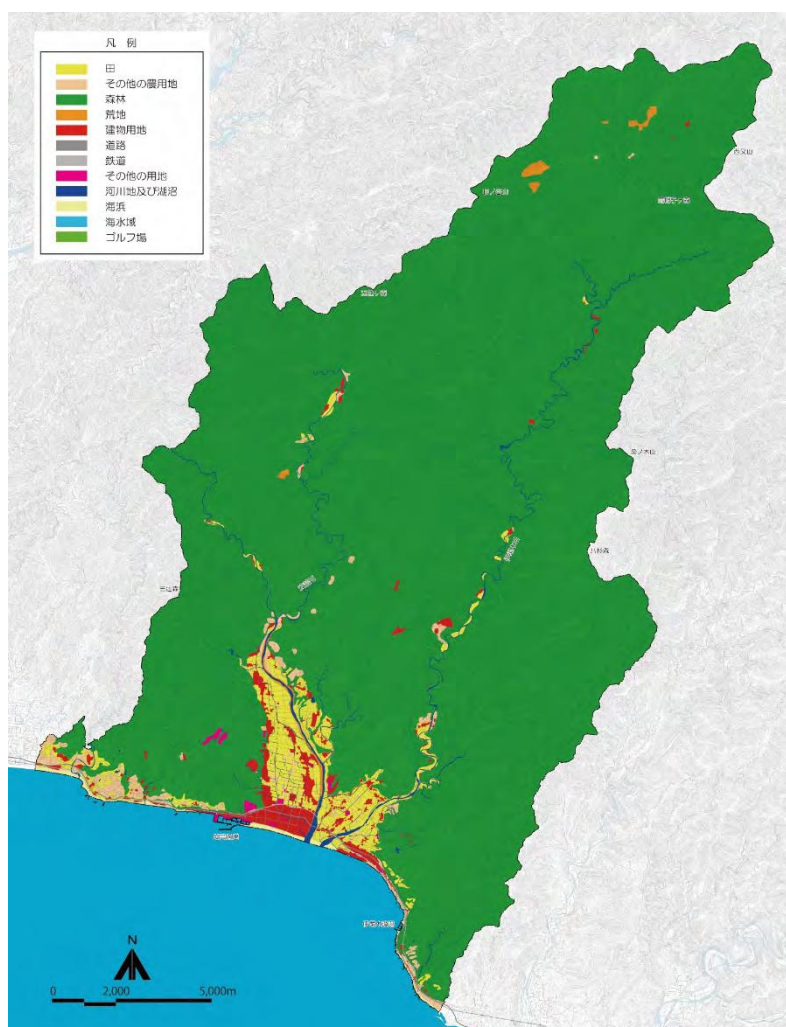


図 2-6 土地利用現況（参考図）

出典：国土数値情報（平成 26 年度）、地理院地図航空写真より作成

(3) 利用交通手段

安芸市の利用交通手段（「15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段」）は、自家用車が 67.0%を占めて最も多く、次いで、自転車（16.4%）、徒歩だけ（7.2%）となっています。公共交通機関である鉄道・電車は 5.5%、乗合バスは 0.8%です。

東部広域地域についてみると、安芸市は自家用車利用が比較的高く、自転車利用は最も高い利用率となっています。

【鉄道】鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として安芸市内 6 駅合計で約 1,200 人/日（平成 30 年）の利用があります。

【路線バス】路線バスの運行は、高知から安芸間をとさでん交通、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。

元気バスは、ごめん・なはり線の開業にあわせて平成 14 年 7 月に運行を開始し、東川・畑山など 7 路線で運行しています。市街地や中山間地域の足として約 2 万人（平成 30 年）の利用があります。

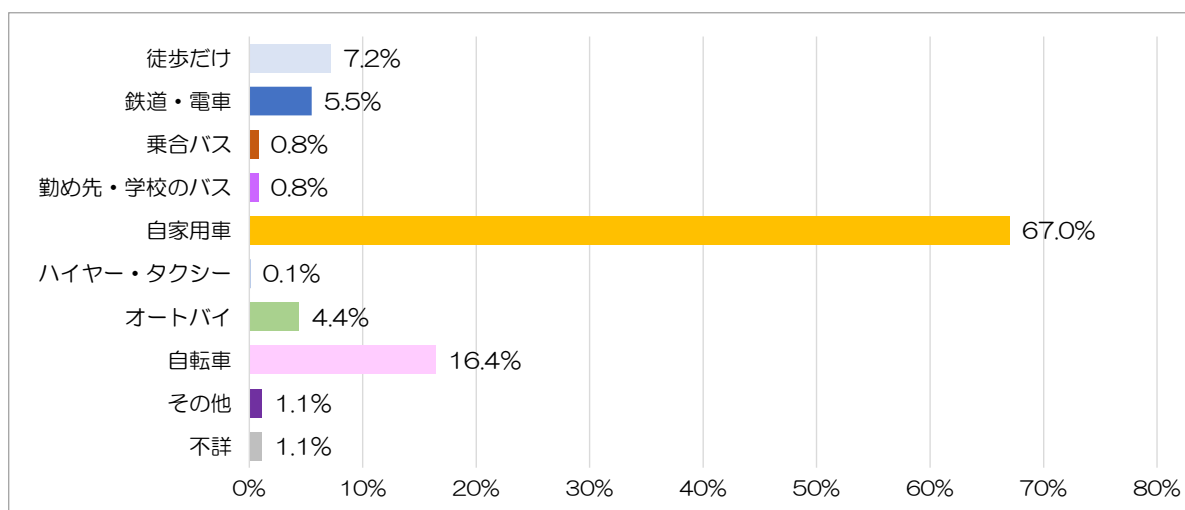


図 2-8 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段（平成 22 年）

出典：国勢調査（平成 22 年）

2.2.4 産業

概 要

○産業別就業者

- ・就業人口は、第2次産業がやや減少し、第1次産業、第3次産業がほぼ横ばい傾向
- ・事業所数は、平成26年に一旦増加したが、平成28年には減少

○農業

- ・農業産出額は、880千万円で、産出額が最も多いのは野菜、果実、米

○漁業

- ・魚種別漁獲量は、903 t で、漁獲量が最も多いものは、いわし類、まぐろ類、かつお類

○工業

- ・製造品出荷額（平成28年）は67.1億円であり、近年横ばい傾向
- ・周辺市町村では室戸市に次ぐ大きさ

○商業

- ・年間商品販売額は、平成26年現在220.2億円であり、増加傾向
- ・周辺市町村では馬路村に次ぐ大きさ

（商店街）

- ・大規模小売店舗は駅周辺に2店舗、郊外に2店舗
- ・商店街の従業者数、年間商品販売額、売り場面積はいずれも減少傾向

○観光

- ・観光入込客数（平成29年）は約28万人で横ばい傾向、宿泊客数は約2.5万人で増加傾向
- ・観光（観光地・観光施設）は多彩であり、年2万人程度の観光（観光地・観光施設）は、ふるさと館（3.8万人）、阪神秋季キャンプ（2.6万人）、グルメまつり（2.6万人）、納涼祭（2.0万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9万人）、岩崎彌太郎生家（1.7万人）など

(1) 産業別就業者数

就業者数は、平成 12 年から平成 27 年の 15 年で 6,017 人から 4,899 人へと千人を超える減少となっています。

安芸市の就業者数は、第一次産業が 2,328 人(27.0%)、第 2 次産業が 1,135 人(13.1%)、第 3 次産業が 4,899 人(56.7%)です。第二次産業がやや減少し、第 1 次産業、第 3 次産業が増減しつつ、ほぼ横ばい傾向にあります。第 1 次産業の就業人口は 3 割弱であり、第 3 次産業は 6 割弱となっています。

表 2-2 産業大分類別 15 歳以上就業者数

産業大分類		平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
産業 第 1 次	A. 農業, 林業	2,787	2,616	2,736	2,253
	うち農業	2,670	2,505	2,520	2,135
	B. 漁業	113	94	85	75
	小計	2,900	2,710	2,821	2,328
産業 第 2 次	C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業	12	5	3	-
	D. 建設業	1,185	944	704	654
	E. 製造業	798	655	582	481
	小計	1,995	1,604	1,289	1,135
第 3 次産業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	58	41	45	37
	G. 情報通信業	-	46	35	21
	H. 運輸業, 郵便業	445	311	336	270
	I. 卸売業, 小売業	2,140	1,586	1,299	1,120
	J. 金融業, 保険業	165	119	108	87
	K. 不動産業, 物品賃貸業	28	28	60	68
	L. 学術研究, 専門・技術サービス業	2,758	-	134	106
	M. 宿泊業, 飲食サービス業	-	452	504	429
	N. 生活関連サービス業, 娯楽業	-	-	326	266
	O. 教育, 学習支援業	-	469	446	425
	P. 医療, 福祉	-	1,108	1,148	1,147
	Q. 複合サービス事業	-	295	204	236
	R. サービス業(他に分類されないもの)	-	1,004	324	327
	S. 公務(他に分類されるものを除く)	423	387	382	360
	小計	6,017	5,846	5,351	4,899
T. 分類不能の産業		2	6	95	276
合計		10,914	10,166	9,556	8,638

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

(2) 事業所数

事業所数は、平成 24 年に 950 事業所でしたが、平成 28 年は減少し 903 事業所となっています。分類別に見ると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」となっています。

表 2-3 産業大分類別事業所数

産業大分類	平成 24 年	平成 28 年
A 農業、林業	14	13
B 漁業	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
D 建設業	95	88
E 製造業	70	64
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G 情報通信業	7	5
H 運輸業、郵便業	24	22
I 卸売業、小売業	286	268
J 金融業、保険業	20	15
K 不動産業、物品賃貸業	26	23
L 学術研究、専門・技術サービス業	19	21
M 宿泊業、飲食サービス業	143	142
N 生活関連サービス業、娯楽業	94	84
O 教育、学習支援業	18	15
P 医療、福祉	52	62
Q 複合サービス事業	17	22
R サービス業（他に分類されないもの）	63	57
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	-
合計	950	903

出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査

(3) 農業

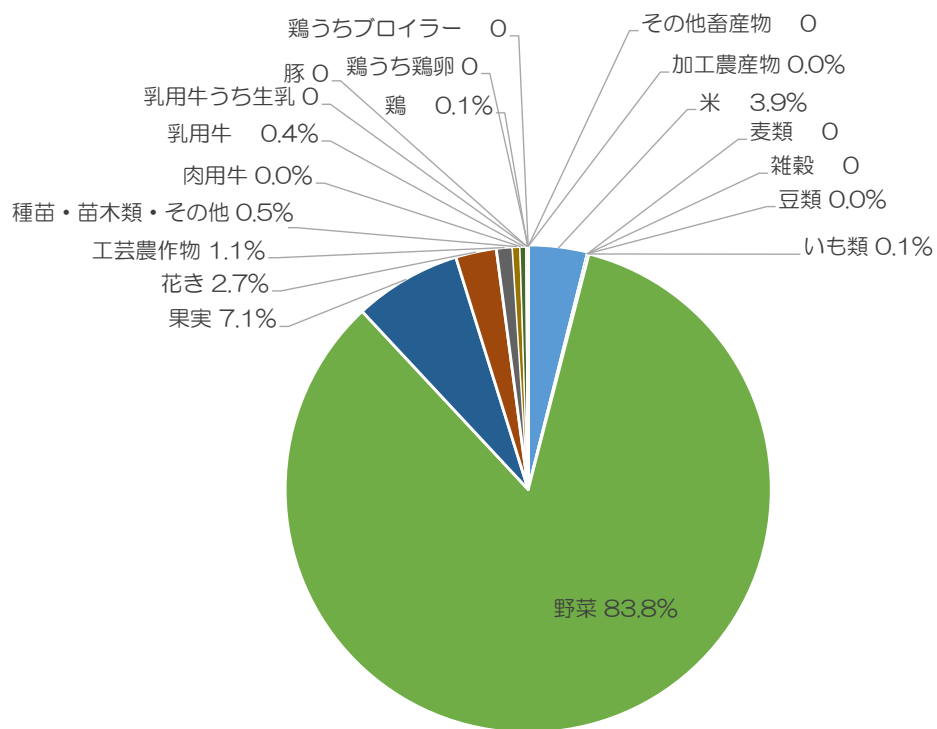
農業産出額は、880 千万円で、産出額が最も多いのは野菜の 738 千万円、次いで果実の 63 千万円、米の 35 千万円となっています。

表 2-4 平成 29 年農業産出額（推計）

項目名	産出額（千万円）	割合
米	35	3.9%
麦類	-	-
雑穀	-	-
豆類	0	0%
いも類	1	0.1%
野菜	738	83.8%
果実	63	7.1%
花き	24	2.7%
工芸農作物	10	1.1%
種苗・苗木類・その他	5	0.5%
耕種計	875	99.4%
肉用牛	0	0%
乳用牛	4	0.4%
乳用牛うち生乳	X	X
豚	-	-
鶏	1	0.1%
鶏うち鶏卵	X	X
鶏うちブロイラー	X	X
その他畜産物	-	-
加工農産物	0	0%
畜産計	4	0.4%
農業産出額合計	880	100%

出典：平成 29 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）

（農林水産省）



■ 米	■ 麦類	■ 雑穀	■ 豆類
■ いも類	■ 野菜	■ 果実	■ 花き
■ 工業農作物	■ 種苗・苗木類・その他	■ 肉用牛	■ 乳用牛
■ 乳用牛うち生乳	■ 豚	■ 鶏	■ 鶏うち鶏卵
■ 鶏うちブロイラー	■ その他畜産物	■ 加工農産物	

図 2-9 平成 29 年農業産出額（推計）

出典：平成 29 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）（農林水産省）

(4) 漁業

魚種別漁獲量は、903 t で、漁獲量が最も多いものは、いわし類の 444 t で、次いでまぐろ類の 158 t、かつお類の 135 t となっています。

表 2-5 安芸市魚種別漁獲量

項目名	漁獲量 (t)	割合
まぐろ類	158	17.4%
かじき類	X	
かつお類	135	14.9%
さめ類	24	2.6%
さけ・ます類	-	-
このしろ	-	-
にしん	-	-
いわし類	444	49.1%
あじ類	6	0.6%
さば類	5	0.5%
さんま	-	
ぶり類	4	0.4%
ひらめ・かれい類	0	0%
たら類	-	-
ほっけ	-	-
きちじ	-	-
はたはた	-	-
にぎす類	-	-
あなご類	-	-
たちうお	-	-
たい類	15	1.6%
いさき	-	-
さわら類	4	0.4%
すすき類	0	0%
いかなご	-	-
あまだい類	-	-
ふぐ類	X	
えび類	1	
かに類	0	
おさあみ類	-	-
貝類	0	0%
いか類	3	0.3%
たこ類	0	0%
うに類	-	-
海産ほ乳類	-	-
海藻類	-	-
魚種別漁獲量合計	903	100%

出典：海面漁業生産統計調査 市町村別魚種別漁獲量（平成 29 年）（農林水産省）

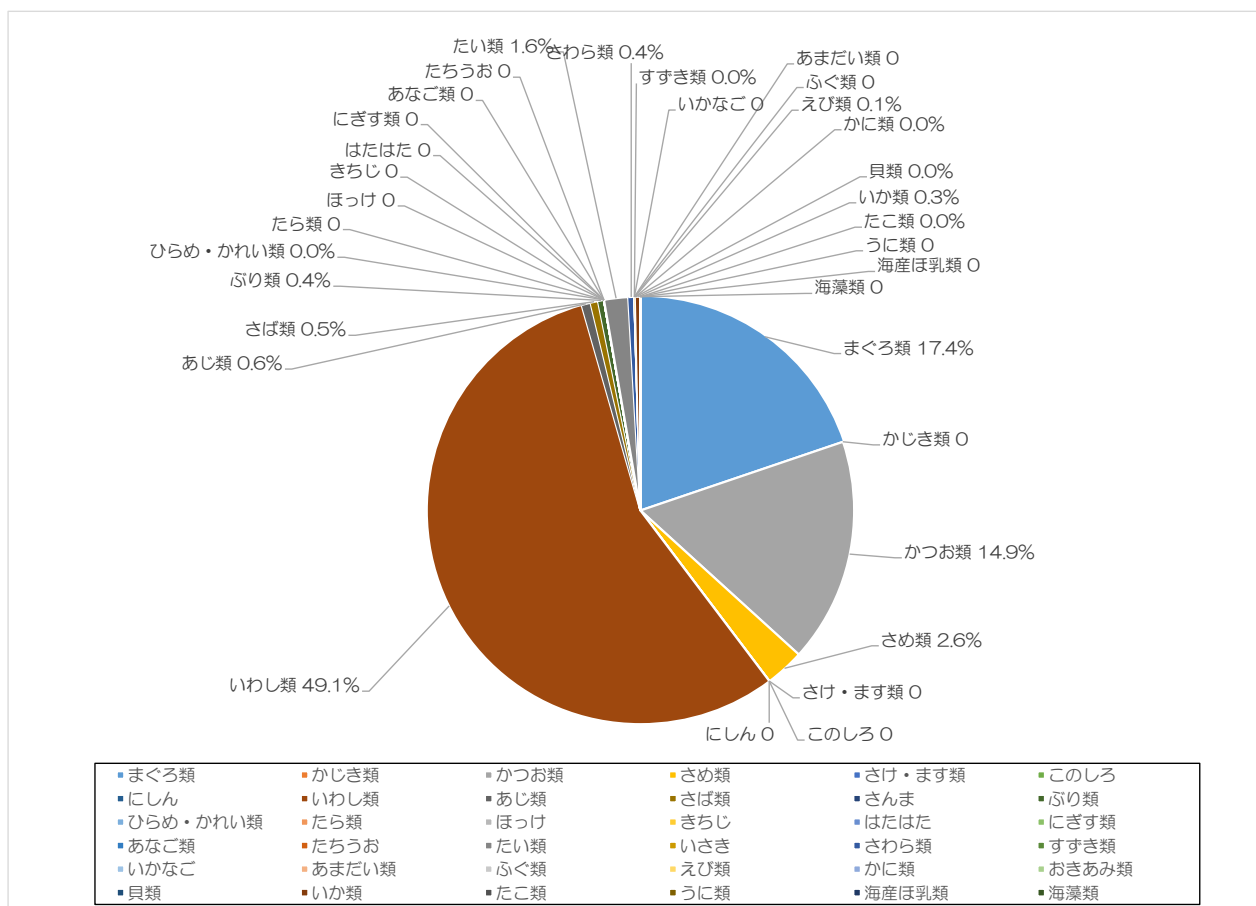


図 2-10 魚種別漁獲量

出典：海面漁業生産統計調査 魚種別漁獲量（平成 29 年）（農林水産省）

(5) 工業

安芸市の製造品出荷額は平成 28 年現在 67.1 億円であり、高知東部では室戸市に次ぐ大きさとなります。高知東部では、田野町と芸西村が増加傾向にあります。

製造品出荷額が最も多いものは、窯業・土石製品製造業の 52,564 百万円、次いで、木材・木製品製造業（家具を除く）の 51,349 百万円、食料品製造業の 48,316 百万円となっています。

表 2-6 製造品出荷額等の推移（万円）

市町村名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
県 計	52,176,754	52,596,591	56,732,577	56,779,556
室戸市	1,225,565	1,327,760	1,273,625	1,300,929
安芸市	601,077	683,587	708,057	671,439
東洋町	24,098	28,088	23,628	26,259
奈半利町	304,265	233,084	155,957	202,632
田野町	28,505	40,055	88,755	99,749
安田町	239,417	240,031	210,659	210,620
北川村	X	X	X	X
馬路村	383,567	362,040	365,616	324,912
芸西村	X	X	19,777	31,033

※「大分類 E-製造業」に属する事業所で、従業員 4 人以上の事業所を対象

出典：高知県工業統計調査

表 2-7 製造品出荷額等

産業分類	製造品出荷額等（万円）	割合
食料品製造業	48,316	7.1%
飲料・たばこ・飼料製造業	X	X
繊維工業	X	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	51,349	7.6%
パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X
印刷・同関連業	X	X
化学工業	X	X
窯業・土石製品製造業	52,564	7.8%
その他の製造業	X	X
製造業計	671,439	100%

※「大分類 E-製造業」に属する事業所で、従業員 4 人以上の事業所を対象

出典：出典：高知県平成 29 年工業統計調査（平成 28 年実績）

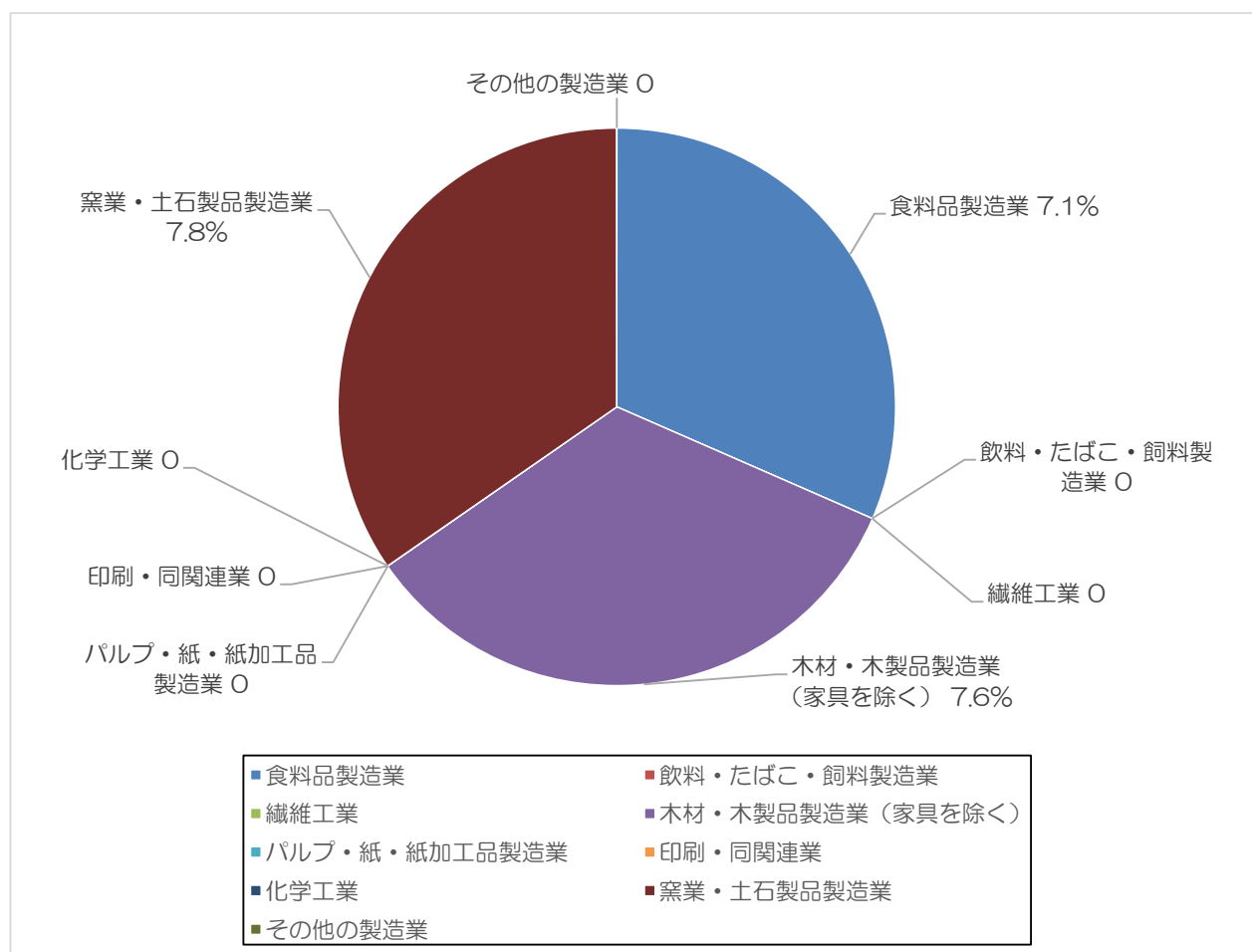


図 2-11 製造品出荷額等

※「大分類 E-製造業」に属する事業所で、従業者 4 人以上の事業所を対象

出典：出典：高知県平成 29 年工業統計調査（平成 28 年実績）

(6) 商業

安芸市の年間商品販売額は、平成 26 年現在 220.2 億円で高知東部では最も多くなります。

平成 24 年との比較では 22.2%の増加を示しており、増加率では、高知東部では馬路村に次ぐ大きさです。

表 2-8 年間商品販売額（総数）

	年間商品販売額（百万円）		
	H24 高知県商業統計調査	H26 商業統計調査	増減率
県計	1,290,525	1,434,686	11.2
室戸市	16,996	12,662	△ 25.5
安芸市	18,022	22,020	22.2
東洋町	2,208	2,200	△ 0.3
奈半利町	2,288	2,714	18.6
田野町	2,766	3,231	16.8
安田町	1,596	1,210	△ 24.2
北川村	162	137	△ 15.4
馬路村	171	386	125.8
芸西村	5,570	5,184	△ 6.9

出典：高知県商業統計調査

表 2-9 年間商品販売額（H26 商業統計）

項目	年間商品販売額（百万円）	割合
卸売業計	4,814	22%
小売業計	17,206	78%
合計	22,020	100%

出典：平成 26 年商業統計

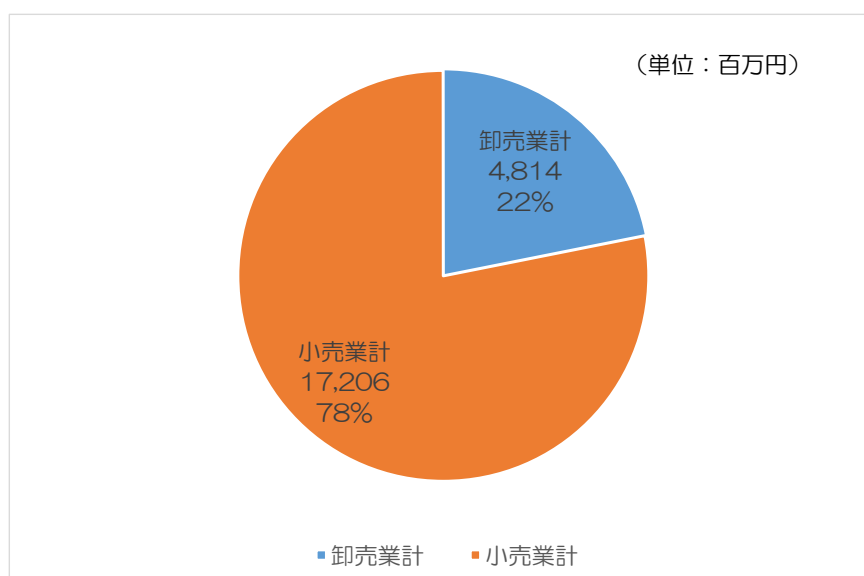


図 2-12 年間商品販売額（H26 商業統計）

出典：平成 26 年商業統計観光

(7) 観光

安芸市には、歴史・文化、スポーツ、まつりなどの多様な観光（観光地・観光施設・イベント）があります。観光入込客数が多い観光地・観光施設は、ふるさと館（3.8 万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）などがあり、イベントは、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）などがあります。

また、安芸市には、国重要伝統的建造物群保存地区として、安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区があります。

【観光入り込み客数】

安芸市の観光入込客数は約 28 万人（平成 30 年）であり、近年は横ばい傾向です。

宿泊客数は約 2.5 万人（平成 30 年）であり、増加傾向にあります。

なお、平成 22 年の観光入り込み客数の増加は、「龍馬伝」（NHK 大河ドラマ）の影響によります。



図 2-13 観光入り込み客数の推移

出典：安芸市資料

表 2-10 国重要伝統的建造物群保存地区

名称	面積	選定年月日	所在地及び所有者
安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区	9.2h	平 24. 7. 9	安芸市土居廓中

出典：安芸市文化財保護条例

2.2.5 災害

概 要

- ・市街地の位置する海岸隣接地区では浸水深最大 10.0m～15.0m の浸水危険区域が存在し、安芸駅周辺では浸水深 3.0m～5.0m、中心市街地周辺浸では水深 5.0m～10.0m が存在
- ・高台や高いビルなどのないところでは津波避難困難者が多数想定

(1) 地震・津波災害

今後発生が予想される南海トラフ巨大地震では震度 6 弱から 7 の地震動が想定され、特に、人口が集中している市街地（旧安芸町）の国道 55 号沿いは、旧河道で軟弱な泥質層であるため、液状化による家屋倒壊等並びに地震発生後の津波により市内全域の海岸隣接地区において大規模な被害が発生する可能性が指摘されています。

平成 25 年 5 月 15 日公表の【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定は、死者数 1,800 名のうち津波による死者数 1,300 名、負傷者 1,800 名、避難者数 17,000 名となっています。



図 2-14 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

出典：高知県防災マップ

※高知県が平成 24 年に公表した最大クラスの地震による津波浸水予測

(2) 豪雨災害

安芸市では、地震・津波災害だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。

【過去の豪雨災害】

○平成 16 年に観測史上最多 10 の台風が日本に上陸しました。この時には、6つの台風が四国を通過し、伊尾木地区での冠水や穴内地区の土砂流出など、豪雨によって度々被害を受けています。

○平成 30 年 7 月豪雨では、安芸観測所において最大 24 時間雨量 160mm を記録しました。安芸市栃ノ木東地地区では安芸川が氾濫し、橋の水没で 11 世帯の計約 20 人が一時孤立しました。



安芸川の増水で崩落した堤防と県道（平成 30 年 7 月安芸市僧津）

(3) 災害への備え

安芸市の自主防災組織は平成 15 年には 9.4%と全国水準・高知県水準を大きく下回っていましたが、平成 17 年には全国平均を上回り、現在 51 組織、組織率 100%となっています。



川向地区防災会防災訓練

2.2.6 環境

概要

- ・二酸化炭素排出量は、電気の使用によるものが全体の 84.2%であり、農業・漁業などに使われるA重油（JIS K 2205、1 種）7.0%、ガソリン 3.9%

安芸市の事務・事業における基準年度(平成 25 年度)の二酸化炭素排出量は、4,206,941kg-CO₂ となっています。

基準年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用によるものが全体の 84.2%を占め、次いでA重油（JIS K 2205、1 種）の使用が 7.0%、ガソリンの使用が 3.9%となっています。

※A 重油：中小工場のボイラー用、ビル暖房用、小型船舶用ディーゼルエンジン用、ビニールハウス暖房用燃料など農業、漁業用として使用されている。

表 2-11 基準年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出量

項目		単位	使用量	排出係数	排出量（kg－CO ₂ ）	割合（％）
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	71,233.4	2.32	165,261	3.9
	灯油	ℓ	41,855.4	2.49	104,220	2.5
	軽油	ℓ	21,173.7	2.58	54,628	1.3
	A重油	ℓ	108,908.0	2.71	294,141	7.0
	LPT	m ³	7,881.2	5.97	47,051	1.1
電気使用量 （一般電気事業者供給分）		kWh	5,175,212.0	0.656	3,394,939	84.2
電気使用量 （特定規模電気事業者供給分）		kWh	341,221.0	0.427	145,701	
計					4,205,941	100.0

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度（平成 27 年 3 月）

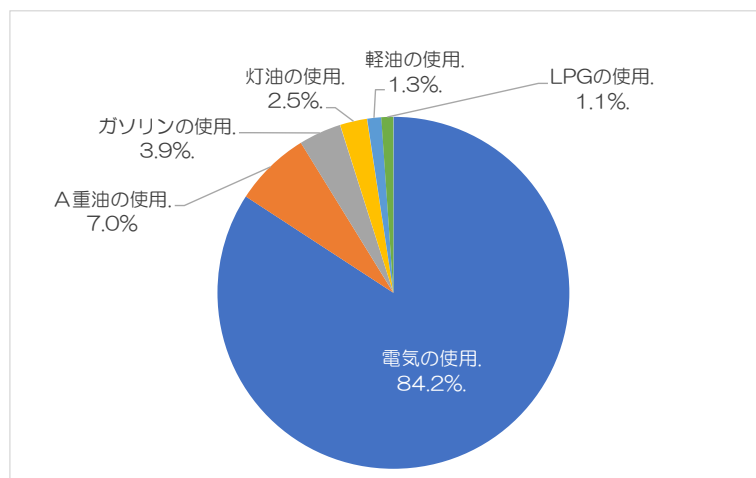


図 2-15 要因別二酸化炭素排出量の割合

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度（平成 27 年 3 月）

2.2.7 公共施設

概要

- ・大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設の総延床面積に占める割合は 57.2%

(1) 公共施設（建物）の大分類別整備年度

昭和 50 年代から平成のはじめにかけて多くの公共施設（建物）の整備が進められてきています。

大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設は、160,651.10 m²のうち 91,909.04 m²であり、総延床面積に占める割合は 57.2%となっています。このうち、特に大きな割合を占めている施設は、学校教育系施設及び公営住宅です。

建設後 30 年以上が経過した施設 (H28 年度末時点)
57.2% (160,651.10 m²のうち 91,909.04 m²)

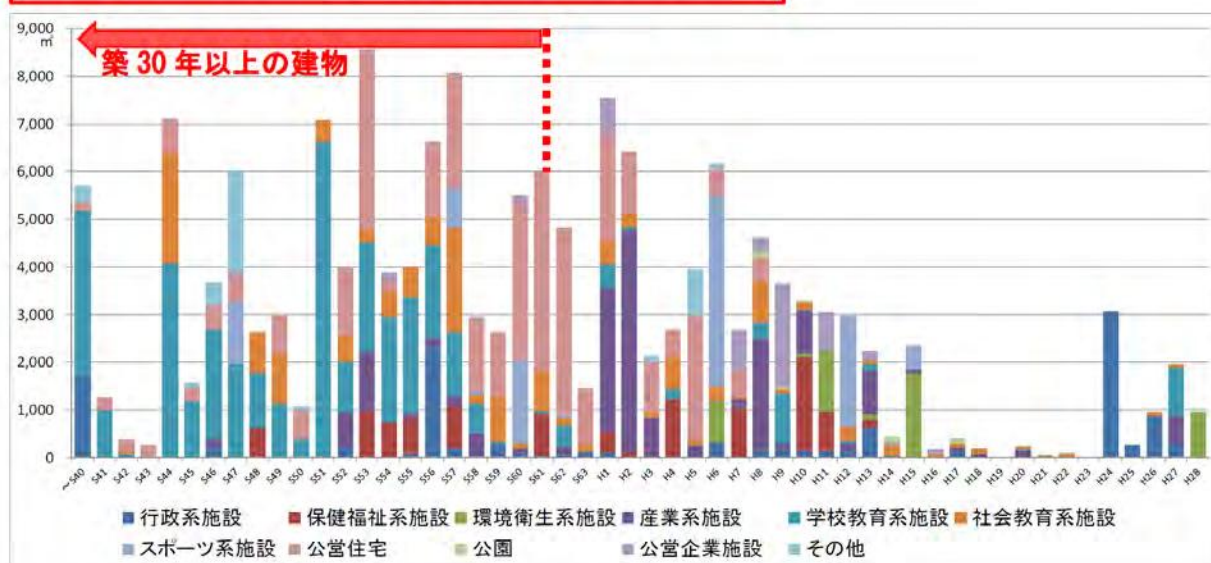


図 2-16 公共施設（建物）の大分類別整備年度

出典：安芸市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月 安芸市）

2.3 課題

2.3.1 時代の潮流

■少子高齢化、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの重要性

- ・全国、県のみならず、東部圏域においても、少子高齢化の傾向が続くことが予測されています。子育て世代や高齢者などの就業環境や居住環境の整備・充実を図るまちづくりが重要となっています。

■東日本大震災や豪雨災害等を教訓とした災害に強いまちづくりの重要性

- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 25 年 9 月の台風 18 号による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じるなど、災害に強いまちづくりが重要となっています。

■豊かな地域資源や歴史・文化環境を生かした地域活性化の重要性

- ・平成 20 年 10 月に国土交通省の外局として観光庁が発足し、日本の重要な政策の柱に観光が位置付けられ、我が国の「観光立国」の推進体制が強化されました。
- ・本圏域には魅力的な自然資源や歴史・文化資源などの定期的な往訪が楽しめる観光スポットが多数存在しており、これらを活かした観光施策の展開が重要となっています。

2.3.2 法令等の変化

安芸市都市計画マスタープランが策定された平成 14 年 3 月以降、都市計画制度等の改正は以下のとおり行われています。

■平成 14 年 建築基準法等の一部を改正する法律

- 都市計画の提案制度の創設
- 地区計画制度の拡充
- 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

■平成 16 年 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による都市計画法の一部改正

- 美観地区の廃止、景観地区の追加

■平成 18 年 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律

- 大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し
- 非線引き白地地域での大規模集客施設の立地規制
- 新たな地区計画制度の創設
- 準都市計画区域制度の拡充
- 都市計画提案権者の範囲の拡大、広域調整手続きの充実
- 開発許可制度の見直し

■平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による都市計画法の一部改正

- 地区計画に歴史的風致維持向上地区計画の追加

■平成 23 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定等に対する都道府県知事の関与の変更
- 地域地区や都市施設に係る都市計画決定の基礎自治体への権限移譲

■平成 24 年 都市の低炭素化の促進に関する法律

- コンパクトなまちづくりを進めることで、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展につなげていくことを目的に制定

■平成 25 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定後の国土交通大臣への図書の送付の廃止

■平成 26 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 都市再生特別措置法の改正・施行により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設（立地適正化計画の作成、都市機能誘導区域・居住誘導区域の記載など）

■平成 26 年 「小さな拠点の形成」が我が国の施策の柱の一つとして位置づけ

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、「小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）」が施策の柱として位置づけ

■平成 28 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 低未利用土地における都市再生整備事業の規模要件を 500 ㎡以上に緩和など
- 市街地再開発事業の施行要件の見直し、住宅団地の建て替えに 2/3 合意での事業推進など

2.3.3 安芸市都市づくりの課題

(1) 少子高齢化、人口減少の進行

平成 27 年国勢調査において、我が国の人口は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も全国的に少子高齢化、人口減少が進行する見込みです。

安芸市においても同様に人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあります。特に、生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少（担い手不足）や消費意欲の低下、消費者数の減少によるサービスの過剰化（需給バランスの不均衡）を招き、経済成長の鈍化や消費市場の縮小が懸念されます。

(2) 中心市街地部のスポンジ化や未利用地の増加

市街地中心部では低・未利用地が点在しています。DID 地区の人口密度は減少傾向にあり、空き家や空き店舗が増加し、活力の低下が生じています。

今後は、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置が進められる一方で、中心市街地との連携や日常生活に必要な都市機能を高める都市づくりが必要となります。

(3) 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化

安芸市では、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実により、環境・生活基盤の充実を図っているところです。

今後は、東部圏域の圏域拠点として、商業系や住居系の都市的土地利用を推進することで、さらなる発展が期待されます。

また、高齢者の増加や中山間地における交通弱者や買い物弱者などのさらなる増加が推測されることにより、バリアフリーや公共交通機関のニーズの高まりなどが予測されます。安芸市は狭小道路があるものの、一定の公共交通網は整備されており、ヒトやモノの移動の多くを自動車交通に依存しています。このため、公共交通を充実することにより拠点間の連携を強化し、誰もが安全で安心に移動できる都市づくりが課題となっています。

持続可能な交通を確保するためには、幹線交通と支線交通を充実するなど、地域特性に応じた多様な交通手段を組み合わせ、最適な公共交通網を形成することが課題となっています。

(4) 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出

阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実により東部圏域の広域的な連携が強化されます。また、市役所移転、学校統合などが計画されており新たな拠点が形成されます。このため、観光や物流などの新たな産業基盤の構築や交流拠点の形成による活力ある都市づくりが課題となっています。

(5) 地域の防災の強化・自然災害への備え

近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されています。

安芸市は、「地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保する」（安芸市地域防災計画）を目的として、地域の防災に取り組んでいるところであり、災害などにおける都市の安全を確保し、市民が安心して暮らせることが求められています。

今後は、発生しうる地震・津波・台風・豪雨災害や、土砂災害など自然災害を想定しながら、防災・減災対策を図る必要があります。また、避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築が必要です。また、日常生活において安全安心を確保する都市づくりに早急に取り組むことが必要です。

(6) 地域の魅力を活かした都市づくり

自然豊かな山地や安芸川などの自然環境、数多くの文化財、神社仏閣などの地域資源を保全・活用し、人と自然環境や地域資源が共生する都市づくりが課題となっています。また、安芸市に固有の観光資源をつなぎ合わせ、観光の振興を図り、魅力ある都市づくりが課題となっています。

人口減少が進行する中、魅力や強みを活かした都市づくりを進め、定住人口の確保や交流人口を増加させることが課題となっています。

(7) 環境にやさしい都市づくり

安芸市では急激な環境圧力が高まる可能性は低いものの、節電などの取組を進めるとともに、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガスの排出量削減などの観点から、バスなど公共交通の利用促進を図り、地球温暖化やエネルギー需給の変化など地球規模での環境問題に対応した、持続可能で環境にも優しいエコな都市づくりが課題となっています。

(8) 公共施設などの老朽化対策

安芸市においては、少子高齢化の影響により、財政面で税収が減少する反面、社会保障費の増大が予測されます。また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備してきた公共施設が、今後、更新時期を迎えます。

今後は、人口構造の変化に伴い、公共施設などの複合化や統廃合による規模及び配置の適正化を図ることが重要になります。また、公共施設などの老朽化に対しては、適切な大規模修繕や更新を実施し、安全と機能性を確保していくことが課題となっています。

(9) 健康長寿の都市づくり

安芸市が進めている「みんなで高齢者等を見守る安全安心な『やさしいまち』」を引き続き継承し、すべての人にやさしい健康長寿のまちづくりを図る必要があります。

2.4 市民アンケート調査

安芸市都市計画マスタープランの改定にあたり、市民のまちづくりに対するニーズやご意見を把握し、計画づくりの参考とすることを目的に実施しました。

【調査概要】

- ・調査対象：安芸市民 2,000 人（20 歳以上の男女）
- ・抽出方法：住民基本台帳をもとに無作為抽出（地区別人口規模等によるバランスで抽出）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収（無記名）
- ・調査時期：平成 30 年 11 月初旬発送→11 月末返信〆切（3 週間程度）
- ・回収結果：755 通（回収率 37.8%）

概 要

■定住意向

- ・約 76%の方が定住意向を示しています。理由は「家や土地があるから」約 42%、「地域や人に愛着があるから」が約 15%を占めます。
- ・「ずっと安芸市で住み続けたい」の割合は年齢が高いほど多くなっています。

■転出意向

- ・理由は「余暇・趣味が楽しみにくい」約 20%、「日常生活が不便だから」が約 16%です。

■暮らしの満足度（各 40%以上）

- ・満足：「まちなみ・周辺環境」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物」「医療・福祉関連施設の利用しやすさ」「公民館・集会場の利用しやすさ」「犯罪の安全性」「地域コミュニティ」
- ・不満：「公共交通（鉄道・バス）の利用しやすさ」「スポーツ・レクリエーション施設」「地震・水害の安全性」
- ・地震や水害に対する安全性については、5 割強の割合が不満としています。

■日常生活動向

- ・買い物：1 位「安芸市中心市街地」（約 69%）が突出
- ・会合・飲食：1 位「安芸市中心市街地」（約 46%）
- ・通 院：1 位「安芸市中心市街地」（約 69%）と突出
- ・余 暇：1 位「安芸市中心市街地」（約 28%）、2 位「市外（高知市）」（約 28%）、3 位「近所（地区内）」（約 20%）と分散
- ・若年層ほど市外での買い物、飲食、余暇の割合が高く、高齢者層ほど市内での活動の割合が高くなっています。

■重点的にまちづくりを進めるべき分野

- 1 位「道路の整備」（約 36%）
- 2 位「中心市街地の活性化・商業振興」（約 32%）
- 3 位「防災・減災まちづくり」（約 15%） 以上で 8 割強
- ・市街地部は「中心市街地の活性化・商業振興」の占める割合が高くなっています。

■まちの将来像

- 1 位「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」（約 25%）
- 2 位「災害に強い安全なまち」（約 14%）
- 3 位「自然豊かな環境に恵まれたまち」（約 11%）

■まちづくりへの参加意向

- ・進め方：1 位「地域住民と行政がお互いに協働しながらまちづくりを進める」（約 54%）が大半を占め、協働の姿勢が多い
- ・参加意向：1 位「自分から進んではやらないが、協力を求められれば参加する」（約 58%）、2 位「自分は参加しないが、行政や地元の熱心な人にまかせたい」（約 24%）

3. 目指すべき将来像

3.1 主要課題の抽出と方向づけ

安芸市都市づくりの課題及び都市づくりの施策の評価でとりまとめた都市づくりの課題を基に、見直しにあたっての方向性の整理を行い、将来都市像の設定についての基本的方向を示します。

■都市づくりの課題

- (1) 少子高齢化、人口減少の進行
 - ・安芸市の人口減少の進展
 - ・地域の活力低下のおそれ
 - ・生産年齢人口の減少による労働力人口の減少、消費意欲の低下
 - ・消費者数の減少によるサービスの過剰化
 - ・経済成長鈍化や消費市場縮小の懸念
- (2) 中心市街地部のスポンジ化や未利用地の増加
 - ・DD 地区の人口密度減少傾向
 - ・空き家や空き店舗の増加
 - ・低未利用地が残され、活力の低下
- (3) 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化
 - ・商業系や住居系の都市的土地利用の推進
 - ・ハリアフリーや公共交通機関のニーズの高まり
 - ・公共交通を充実することによる拠点間の連携強化
 - ・誰もが安全で安心に移動できる都市づくり
- (4) 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出
 - ・実部圏域の広域的な連携強化
 - ・観光や物流などの新たな産業基盤の構築
 - ・交流拠点の形成による活力ある都市づくり
- (5) 地域の防災の強化・自然災害への備え
 - ・自然災害を想定、防災・減災対策
 - ・避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築
 - ・日常生活において安全安心を確保する都市づくり
- (6) 地域の魅力を活かした都市づくり
 - ・人と自然環境や地域資源が共生する都市づくり
 - ・観光の振興を図り、魅力ある都市づくり
 - ・定住人口の確保や交流人口増加
- (7) 環境にやさしい都市づくり
 - ・バスなど公共交通の利用促進
 - ・持続可能で環境にも優しいエコな都市づくり
- (8) 公共施設などの老朽化対策
 - ・公共施設などの複合化や統廃合による規模及び配置の適正化
 - ・適切な大規模修繕や更新と、安全と機能性を確保
- (9) 健康長寿の都市づくり
 - ・医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現
 - ・すべての人にやさしい健康長寿のまちづくり

■安芸市総合計画（前期基本計画）2016

都市将来像

「市民一人ひとりが幸せを実感し、
笑顔が輝く活力あふれる元気都市」

■都市づくりのテーマ（将来都市像）（例）

↓ 幸せなくらしと元気の理念を継承

次世代にわたって

みんなが健康で元気にくらせる『健康・元気都市』

キーワード

1. 【くらし】元気で快適なくらしのできるまちづくり
2. 【活力】にぎわいのあるまちづくり
3. 【持続】都市機能の集約と連携によるまちづくり
4. 【防災】安全安心のまちづくり
5. 【魅力】自然・歴史・文化の薫るまちづくり

1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり

2. 元気でにぎわいのあるまちづくり

3. 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり

4. 災害に強いまちづくり

5. 自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり

■基本目標と都市づくりの方針（例）

1. 【くらし】健康で安心してくらせる 人にやさしいまちづくり

《良好な生活環境の維持・保全・整備》

- ・子育て世代、高齢者や障がいのある方など全ての方が安心・健康・元気にくらせる生活環境づくりを推進します。

《方針》(1) 安心して子育てや健康にくらせる住環境の維持・保全・整備

(2) 中山間地域における集落などの維持・保全

(3) みんなが安全・安心で健康にくらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備

2. 【活力】元気でにぎわいのあるまちづくり

《元気でにぎわいのある商店街や雇用を生む産業振興に資する環境の形成》

- ・元気でにぎわいのある商店街の再生や、新たな産業立地を推進し、市民の生活や雇用の維持と活性化を図ります。

《方針》(1) 元気のある商店街としての活性化と充実

(2) 既存産業の振興

(3) 広域ネットワークを活かした、新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進

(4) 地域内のネットワーク形を活かした沿道への適切な土地利用の誘導

3. 【持続】多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり

《都市機能の集約と公共交通ネットワークの形成》

- ・都市機能の集約を図る拠点を市内の適所に配置し、くらしやすく持続可能な都市づくりを推進します。さらに、都市施設の計画的な改修・更新を進め、効果的な施設管理を推進します。

《方針》(1) 機能の集約された新たな都市拠点等の形成

(2) 安全で円滑な道路ネットワークの形成

(3) 公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上

4. 【防災】災害に強いまちづくり

《防災対策、減災対策による災害に強いまちの形成》

- ・南海トラフ等による地震・津波や集中豪雨、土砂災害など、さまざまな災害に強いまちづくりを引き続き推進します。

《方針》(1) 地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進

(2) 密集市街地などにおける防災・減災の推進

(3) 避難場所・避難路などの整備・充実と防災意識の向上

5. 【魅力】環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり

《環境保全と個性ある地域資源の保全・活用》

- ・自然環境の保全及び地域固有の歴史的景観などの地域資源を継承します。

《方針》(1) 地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用

(2) 環境の保全

(3) 協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

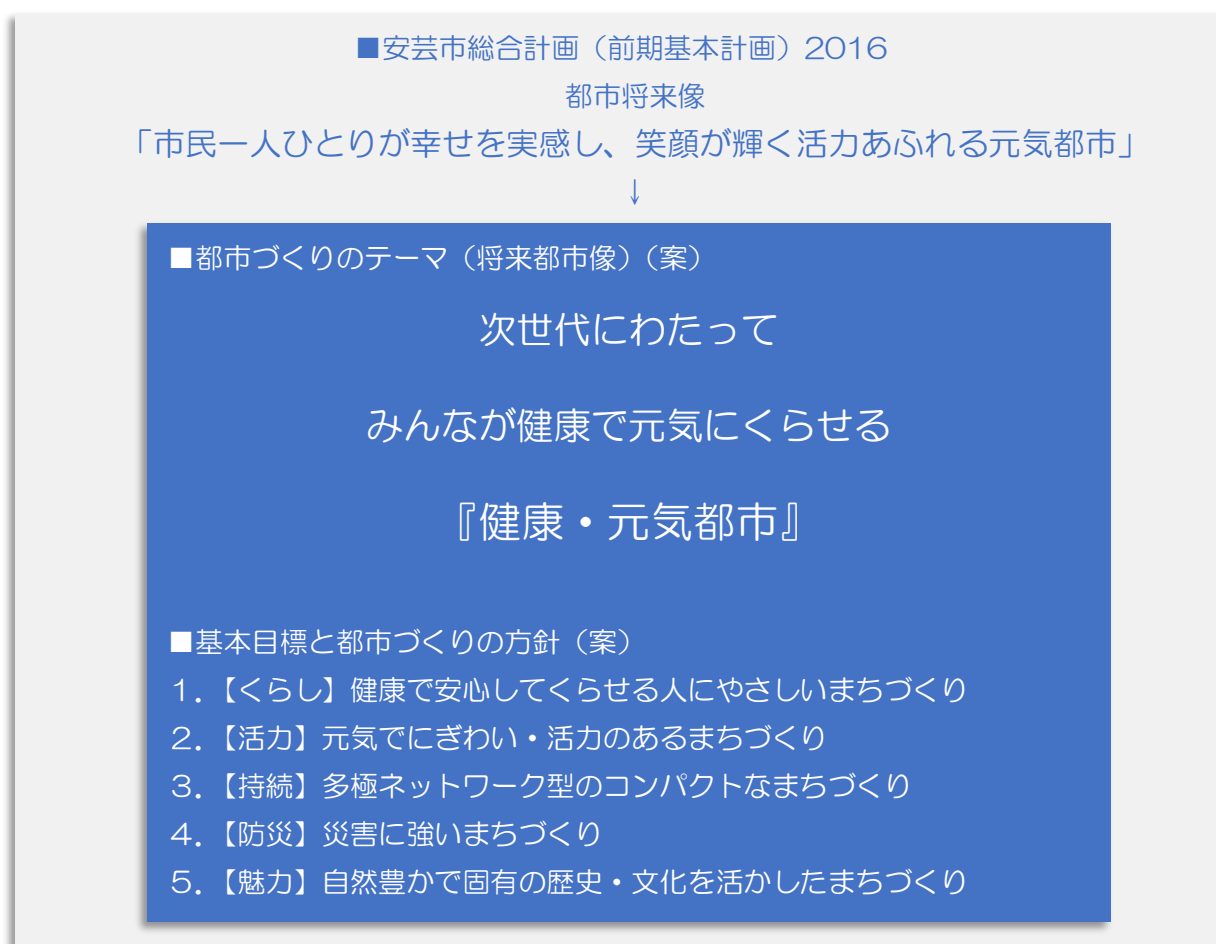
(4) 固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成

(5) 地域資源を活かした観光振興

3.2 将来都市像の設定

3.2.1 将来都市像の設定

これまでの整理や各種会議の結果を踏まえ、都市づくりの理念及び目標とする将来都市像を設定する。



3.2.2 目標と方針の設定（案）

【目標１．健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】

《良好な生活環境の維持・保全、整備》

- ・子育て世代、高齢者や障がいのある方など全ての方が安心・健康・元気にくらせる生活環境づくりを推進します。

《都市づくりの方針》

（１）安心して子育てや健康にくらせる住環境の維持・保全、整備

- まちなかの快適な生活環境を維持・保全します。
- 子育てや健康な暮らしに資する生活利便施設の維持・充実を図ります。
- 移住・定住対策として、まちなかの低未利用地の有効利用や適正な住宅供給を進めます。

（２）中山間地域における集落などの維持・保全

- 既存の集落等を維持・保全します。
- 移住・定住対策として、空き家や耕作放棄地の活用や、公共交通の充実による受け入れ環境づくりを推進します。
- 健康で元々な暮らしのできる生活利便施設の維持・充実を図ります。

（３）みんなが安全・安心で健康にくらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車歩行者道の安全性・利便性の確保を図ります。また、公共施設へのスムーズな導入を図ります。

目標２．元気でにぎわいのあるまちづくり】

《元気でにぎわいのある商店街や雇用を生む産業振興に資する環境の形成》

- ・元気でにぎわいのある商店街の再生や、新たな産業立地を推進し、市民の生活や雇用の創出と活性化を図ります。

《都市づくりの方針》

（１）元気のある商店街としての活性化と充実

- 都市拠点における土地の有効利用により、商業の活性化と機能の充実を図ります。（商業・業務系ゾーン）

（２）既存産業の振興

- 次世代につづく農業・漁業等の地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。（農業・漁業系ゾーン）
- 商業施設、観光施設、工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用を図ります。（住居系ゾーン、工業系ゾーン、産業拠点）

（３）広域ネットワークを活かした新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進

- 広域ネットワークの利点を活かした産業振興を図ります。（産業拠点）
- 広域ネットワークの利点を活かし、学校跡地を活用した産業、学術研究、文化振興に対応する土地利用を検討します。（教育拠点）

（４）地域内のネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導

- 新設道路沿道の適切な土地利用を誘導します。（地域連携軸）

【目標３．多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり】

《都市機能の集約と公共交通ネットワークの形成》

- ・都市機能の集積を図る拠点を市内の適所に配置し、拠点をつなぐネットワークを形成することで、くらしやすく持続可能な都市づくりを推進します。さらに、都市施設の計画的な改修・更新を進め、効率的な施設管理を推進します。

《都市づくりの方針》

（１）機能の集約された都市拠点の形成

- 都市拠点において、適正な市街地規模の拠点形成を図ります。

（２）安全で円滑な道路ネットワークの形成

- 安全で円滑な道路ネットワークを形成し、幹線道路・地域内道路の安全性・利便性を確保します。
- 交差点や歩道の安全対策を推進します。

（３）公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上

- 自動車、公共交通、歩行者・自転車等、すべての交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

【目標４．災害に強いまちづくり】

《防災対策、減災対策による災害に強いまちの形成》

- ・南海トラフ等による地震・津波や集中豪雨、土砂災害など、さまざまな災害に強いまちづくりを引き続き推進します。

《都市づくりの方針》

（１）地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進

- 南海トラフ等による地震とそれに伴う津波への災害対策を推進します。
- 河川改修や内水氾濫対策等を計画的に推進します。
- 雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。
- 山間部・丘陵地における土砂災害対策を推進します。

（２）密集市街地などにおける防災・減災の推進

- 減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。
- 地域の防火・消防体制の強化を推進します。

（３）避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上

- 安全・安心な避難場所及び避難できる路の確保および防災設備の充実に努めます。
- 防災・減災意識の強化を促進します。

【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】

《環境保全と個性ある地域資源の保全・活用》

- ・自然環境の保全及び地域固有の歴史的景観などの地域資源を継承します。

《都市づくりの方針》

（１）地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用

- 安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境の保護・保全を図ります。
- 都市公園・都市緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点を形成します。
- 都市公園・都市緑地、農地及び河川等により安芸市の骨格となる水とみどりのネットワークを形成します。

（２）環境の保全

- 環境保全、保水・洪水調整機能等としての農地を保全するとともに、美しい田園風景を継承します。
- 安芸市の自然環境を保全するため、ゴミ対策や環境美化への取組を推進します。
- 旧火葬場跡地の整備を推進します。
- 地球温暖化対策を推進します。

（３）協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- 緑豊かな市街地を形成します。
- 市民や事業者等による都市緑化を推進します。
- 市民の緑化に関する意識向上を推進します。

（４）固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成

- 安芸市らしい景観を形成します。
- 都市拠点や玄関口としてふさわしい良好な景観形成を推進します。
- 生涯学習としてや市民参加型のまちづくりとして、地域の景観づくりを促進します。

（５）地域資源を活かした観光振興

- 地域資源の連携による周遊型観光を推進します。
- 観光レクリエーションを推進する環境を強化します。

4. 全体構想

4.1 まちづくりの基本方針

安芸平野は古代から農業地帯として開け、「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年」（767 年）と記される長い歴史を有しています。

以来、この地域で発達してきた安芸市は、明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

安芸市は、これまでのまちづくりの中で地形的な特性や長きにわたる歴史的な沿革、多様な住民生活の営みにより、社会・経済や文化がはぐくまれ、特徴ある地域が形成されています。このため、都市機能は、市街地中心部のみならず、市街地をとりまく田園地域や中山間地域及び沿岸地域にも集積し、これらが日常生活に必要な生活利便施設と補い合い、市内各地で拠点的な役割を果たしてきています。

このようなことから、これからの安芸市のまちづくりは、各地域における既存のストックを活かしつつ都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を進め、これらの拠点を中心に、にぎわいやくらしの場を創出しながら拠点間の連携を図ることで、市全体が有機的に結びついた持続可能なまちづくりを目指すことを基本方針とします。

4.2 将来構想

4.2.1 将来フレーム

安芸市（市全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し、10 年後（令和 12 年／2030 年）の人口を 16,226 人、20 年後（令和 22 年／2040 年）の人口を 15,121 人とします。

また、安芸市都市計画区域の将来フレームは、「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠して算出された「東部圏域都市計画マスタープラン」の将来フレームに基づき、10 年後（令和 12 年／2030 年）の人口を 6,579 人、20 年後（令和 22 年／2040 年）の人口を 6,142 人とします。

表 4-1 安芸都市計画区域の将来フレーム

年	総人口	A:人口ビジョン	一般推計 (社人研推計)	B:都市計画区域 内人口	B/A:都市計画区 域内人口のシェ ア率	備考
H2年 (1990年)	23,739			9,586		
H7年 (1995年)	22,377			9,045		
H12年 (2000年)	21,321			8,590		
H17年 (2005年)	20,348			8,283		
H22年 (2010年)	19,547			7,898		
H27年 (2015年)	18,593	18,593	18,593	7,520	0.4045	
R2年 (2020年)		17,639	17,345	7,140	0.4048	$((B/A(2015年))+(B/A(2025年)))/2$
R7年 (2025年)		16,933	16,194	6,860	0.4051	
R12年 (2030年)		16,226	15,064	6,579	0.4055	$((B/A(2025年))+(B/A(2035年)))/2=C$
R17年 (2035年)		15,674	13,971	6,361	0.4058	
R22年 (2040年)		15,121		6,142	0.4062	$((B/A(2035年))-C)+(B/A(2035年))$

出典：A:人口ビジョン 「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」、一般推計 「国立社会保障・人口問題研究所」、B:都市計画区域内人口 「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」に基づき、国勢調査から算出される総人口に占める都市計画区域内人口のシェア率を勘案し算出した値

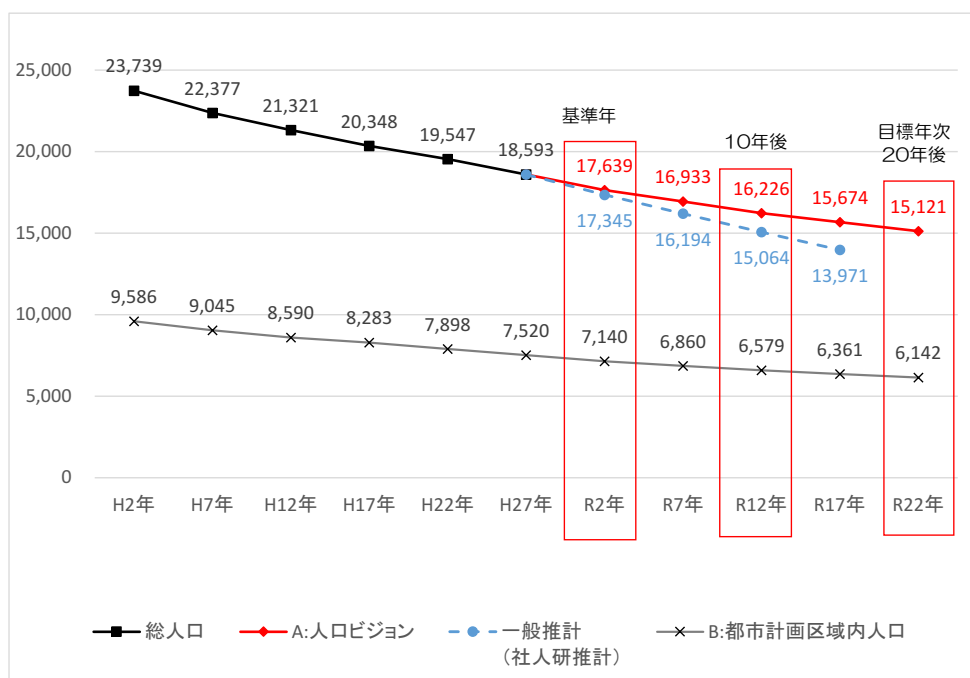


図 4-1 人口の推移（見通し）と将来フレーム（都市計画区域内）

4.2.2 将来都市構造

(1) 安芸市の目指す都市構造の体系

安芸市の将来都市構造は、基本方針に基づいたまちづくりに向け、

【骨格となる土地利用（面）】【都市軸となるネットワーク（線）】【都市の核となる拠点（点）】の3つの要素で構成します。

【骨格となる土地利用（面）】	概ねの土地利用の方向性を示します。
【都市軸となるネットワーク（線）】	道路や鉄道等のネットワークを示します。
【都市の核となる拠点（点）】	都市機能の充実や強化を図るまちの核として位置づけます。また、新市庁舎、IC 周辺、統合学校等の新たな拠点は、周辺土地利用の可能性のある概ねの範囲を含めます。

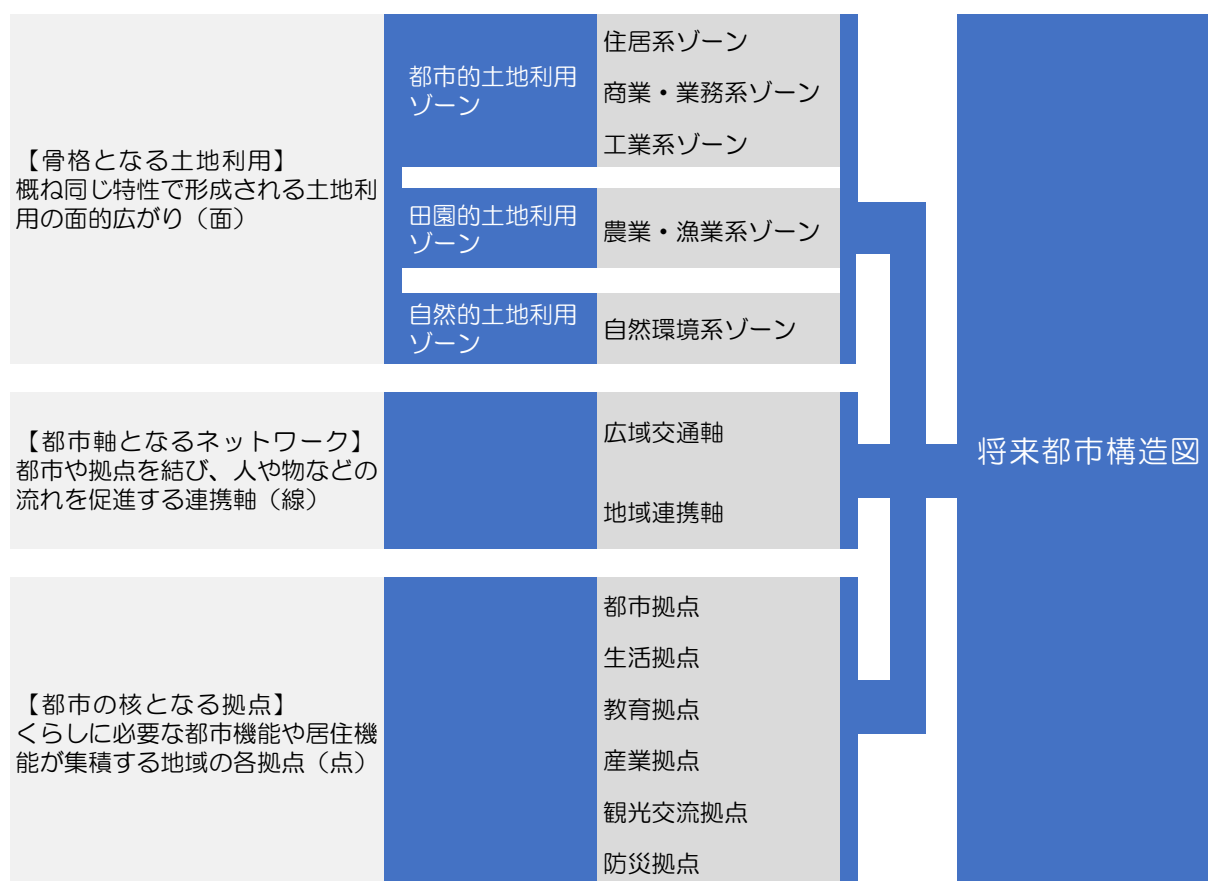


図 4-2 安芸市の目指す都市構造体系

(2) 骨格となる土地利用（面）

【骨格となる土地利用】

- ・安芸市を大きく3つのゾーンに区分し、都市的土地利用を促進するゾーンと田園的土地利用を促進するゾーン、自然的土地利用として環境を保全するゾーンとの役割分担を図ります。これにより、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

○都市的土地利用ゾーン

- ・住居系、商業・業務系、工業系の土地利用を都市的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・都市的土地利用ゾーンは、居住環境を提供する「住居系ゾーン」、行政施設や生活利便施設等の都市機能の集積や市街地の形成を図る「商業・業務系ゾーン」、産業振興を図る「工業系ゾーン」から構成し、都市活力の向上、働く場の創出などを促進するゾーンとします。



商業・業務系ゾーン（安芸市中心部付近）



商業・業務系ゾーン（高知県安芸総合庁舎）



住居系ゾーン（市街地）



工業系ゾーン（植野工業団地）

○田園的土地利用ゾーン

- ・農業・漁業系の土地利用を田園的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・田園的土地利用ゾーンは、豊かな自然や優良な農地・漁港の保全に努め、農業及び漁業の振興に努める「農業・漁業系ゾーン」とします。



農業系ゾーン（農地）



漁業系ゾーン（伊尾木漁港）

○自然的土地利用ゾーン

- ・自然環境を保全する土地利用を自然的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・自然的土地利用ゾーンは、自然環境の保全と森林や水辺空間の利活用に努める「自然環境系ゾーン」とします。



自然環境系ゾーン（安芸川）



自然環境系ゾーン（安芸川河口）

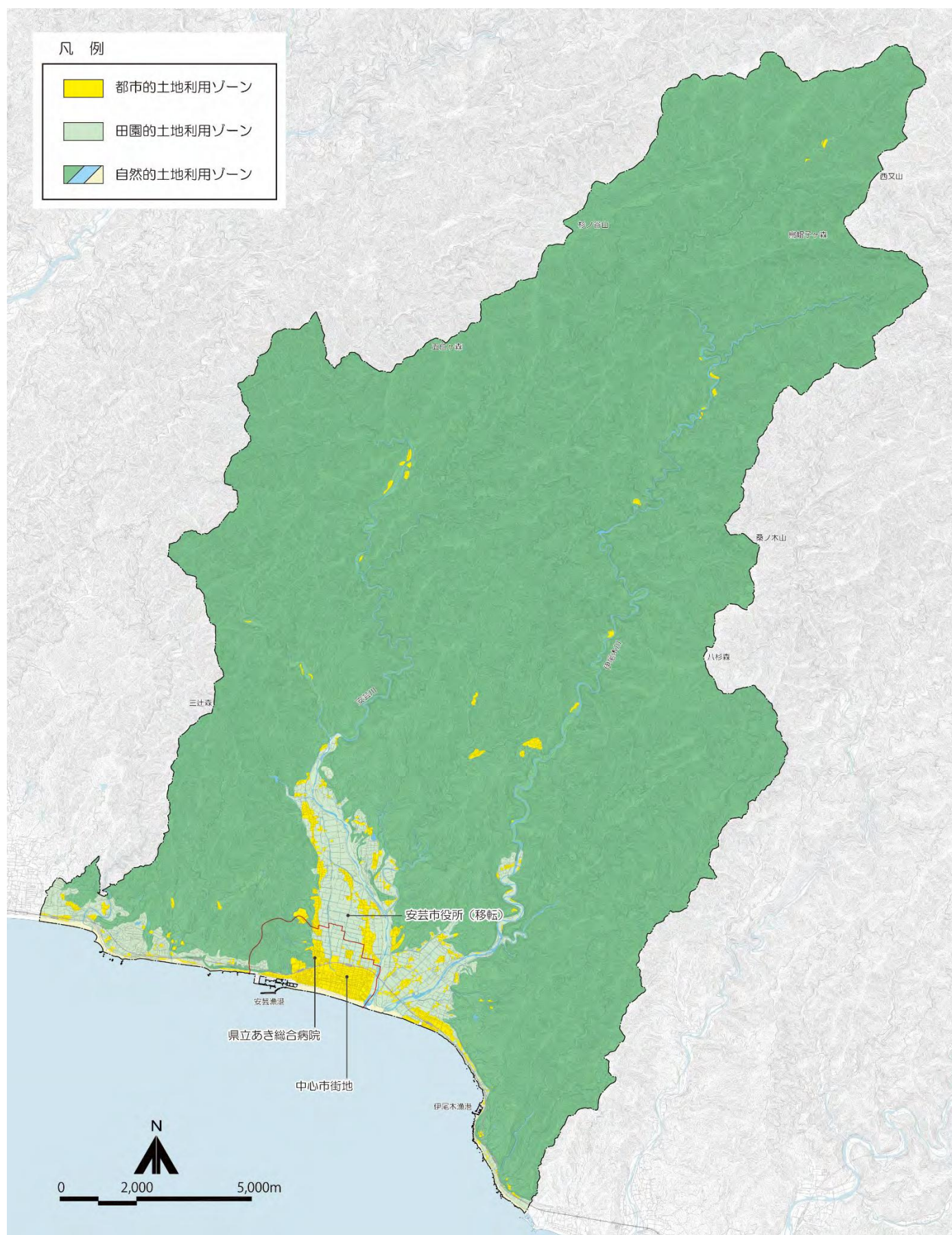


図 4-3 将来都市構造図（骨格となる土地利用）

(3) 都市軸となるネットワーク（線）

【都市軸となるネットワーク】

- 地域の拠点や個性ある地域資源を交通網により連携し、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、地域間の連携を強化することにより、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

○広域交通軸

（自動車道）

- 広域的な移動と連携を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道を広域連携軸として位置づけます。

（鉄道）

- 広域的な移動と連携の交通軸として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（後免駅～奈半利駅）を広域連携軸として位置づけます。



土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（写真左：穴内駅 写真右：オープンデッキ車両）

○地域連携軸

（都市間連携軸）

- 東部圏域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、国道、県道を都市間連携軸として位置づけます。

（都市内連携軸）

- 都市内の拠点間を移動するための生活に必要な道路及び生活路線バスルート都市内連携軸として位置づけます。



都市内連携軸（県道安芸物部線）

（新規道路）

- 安芸中央インター線、海岸線、あき病院球場線を新たな地域連携軸として位置づけます。

(4) 都市の核となる拠点（点）

【都市の核となる拠点】

- ・市街地や集落の役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点づくりを進めます。また、拠点間や周辺都市との連携による相互補完により、効率的な都市機能の利活用と都市の持続可能な発展を促進します。

○都市拠点

- ・都市機能の集約・集積とともに、まちなか居住を図る拠点を都市拠点と位置づけます。
- ・都市拠点は、商業・業務、医療・福祉、教育、文化・交流や公共サービスなどの様々な広域的な都市機能が集積する「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中IC（仮称）及び周辺」「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺」とし、複合的な機能を維持・強化します。



都市拠点（商店街方面）



都市拠点（県立あき総合病院）

○生活拠点

- ・都市拠点を補完する拠点を生活拠点と位置づけます。
- ・生活拠点は、駅やバス停周辺等のすでに形成されている市街地の維持や、歩いてくらせる日常生活機能を維持・強化します。
- ・また、東川地域や畑山地域などの人口減少や高齢化が著しい中山間地域や海岸部などでは、多様な生活に配慮しつつ、公民館、集会所などの地域コミュニティの維持や郵便・ATMなどの日常生活に必要な機能の集約・確保を促すとともに、公共交通の充実を図ります。



生活拠点（穴内駅・穴内郵便局周辺）

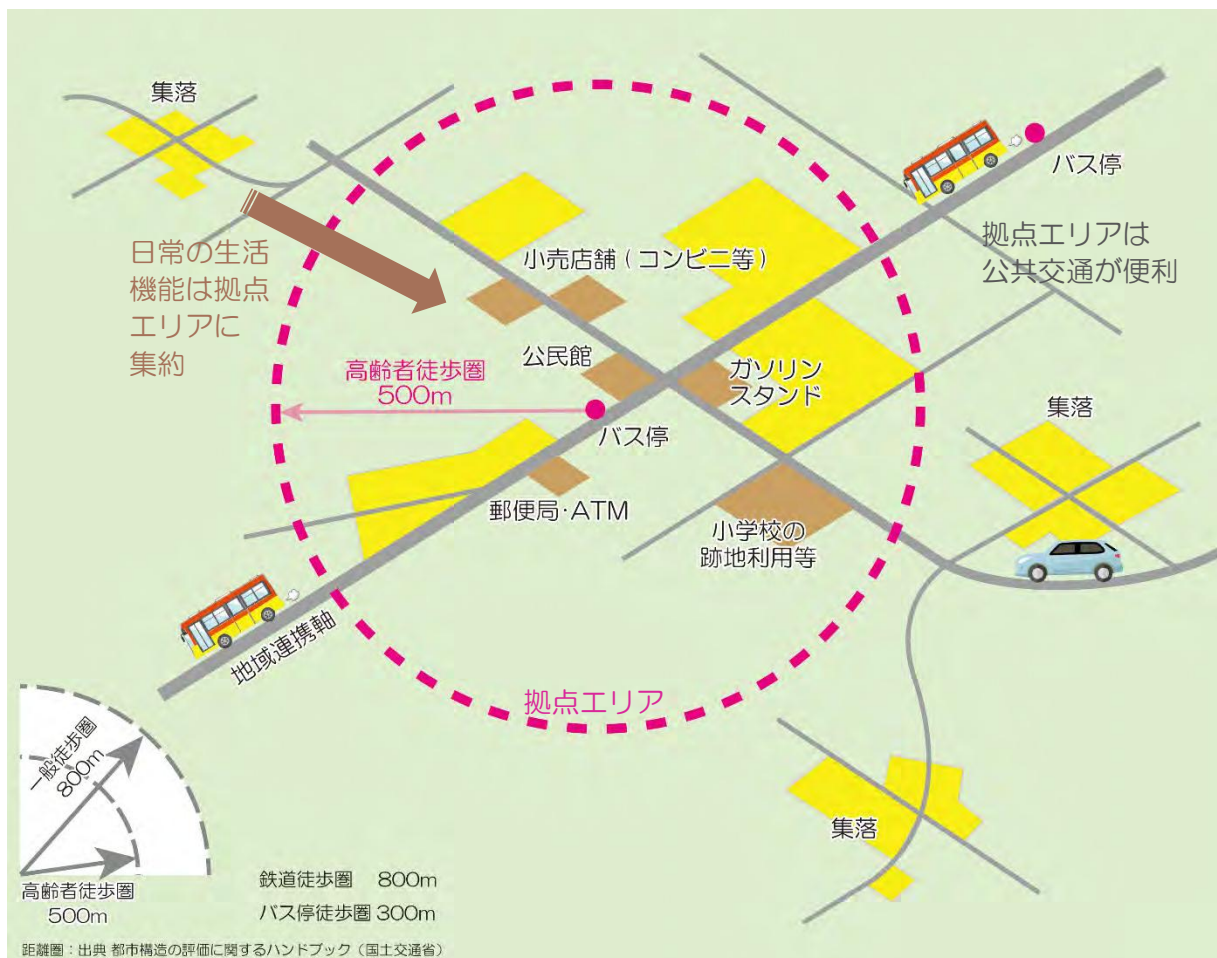


図 4-5 生活拠点イメージ

○教育拠点

- ・統合学校を教育拠点として位置づけます。（市立小学校は統合に向けて検討中、市立中学校 2 校は 1 校に統合を検討中、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合を検討中）
- ・教育拠点は、静穏な環境に配慮するとともに、通学の利便性を向上するための公共交通の充実を検討します。

○産業拠点

- ・植野工業団地周辺及び安芸漁港、伊尾木漁港を産業拠点と位置づけます。なお、市内には、移転予定のゆず加工施設をはじめ、JA高知県安芸集出荷場、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、などの小規模な産業拠人も立地しています。
- ・IC周辺（安芸中IC（仮称））及び周辺は都市拠点としての複合拠点）等、今後交通利便性に優れることになる区域については、産業系用地の確保並びに企業誘致についても検討します。

○観光交流拠点

- ・広域的な観光の集客や地域の余暇活動を支える場を観光交流拠点と位置づけます。
- ・安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、伊尾木洞の自然資源等の主な観光資源を観光交流拠点と位置づけます。
- ・なお、これらの拠点を有する市街地周辺一帯を市街地周辺観光交流エリアとし、赤野展望台、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯を中山間地域観光交流エリアと位置づけ、観光、交通基盤の充実を図ります。



観光交流拠点（岩崎彌太郎生家）



観光交流拠点（道の駅大山）

○防災拠点

- ・安芸市では、地震・津波対策だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。このような災害に備えるため、「新市役所（災害対策本部）」「安芸市防災センター」「安芸総合庁舎」「安芸警察署」「県立あき総合病院」「安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺」を防災拠点と位置づけます。



防災拠点（安芸市防災センター）

(5) 安芸市の目指す将来都市構造

【安芸市の目指す将来都市構造】

核となる市街地の3極周遊型構造
＋
市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

○『健康・元気都市』の実現に向けて

- ・安芸市をとりまく固有の自然環境、歴史・文化を継承しつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。これにより、中心市街地や中山間地域の暮らしを充実、発展させ、子どもから高齢者、障がい者のみんなが健康で元気にくらせる『健康・元気都市』を形成します。

○核となる市街地の3極周遊型構造

- ・暮らしの中心となる市街地は、3つの都市拠点「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中 IC（仮称）周辺」「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺」を核とし、公共交通の連携により、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、拠点間や周辺都市との連携を強化し、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

○市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

- ・市街地をとりまく地域は、田園の中の居住地や様々な集落などの役割に応じて、必要な生活機能を集積した拠点づくりを進めます。また、生活拠点間の相互補完による拠点ネットワークを形成し、効率的な生活機能の利活用を促進します。

【将来都市構造の形成に係る新たな都市計画の課題】

○安芸市の発展に資する「新たなネットワーク形成」「新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」のあり方

（１）新たな拠点形成（公共施設跡地、IC 周辺、あき総合病院前駅（仮称）周辺）と周辺土地利用の検討

- ・ **新たに**創出される公共施設跡地、IC 周辺、あき総合病院前駅（仮称）周辺と周辺土地利用について検討（「市役所の移転」「学校統廃合」「IC」「あき総合病院前駅（仮称）（駅広、駅舎）」）
 - 市役所跡地を活用した中心市街地の活性化（都市拠点）
 - 学校統廃合跡地の有効利用（教育拠点・産業拠点・観光交流拠点など）
 - IC 周辺の有効活用（産業拠点、都市拠点（安芸中 IC（仮称）及び周辺は都市拠点としての複合拠点））
 - あき総合病院前駅（仮称）における駅前広場及び駅舎の有効活用（都市拠点）

（２）新たなネットワーク形成の検討

- ・ 安芸中 IC（仮称）を中心とした東西軸、南北軸の道路の充実について検討
 - 都市計画道路安芸中央インター線、海岸線やあき病院球場線の整備を推進し、安芸中 IC（仮称）から中心市街地へのネットワークを形成
 - 安芸中 IC（仮称）から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備を新たに検討し、救急医療や災害に強い道路網を形成
 - 災害時の緊急輸送ネットワーク形成
 - ・ 高知東部自動車道・阿南安芸自動車道、IC からの物資輸送ルートの考え方について
 - ・ 港湾からの物資輸送ルートの考え方について

○津波浸水想定区域における都市計画のあり方の検討

- ・ 市街地における **都市機能の集積と居住**の考え方について検討

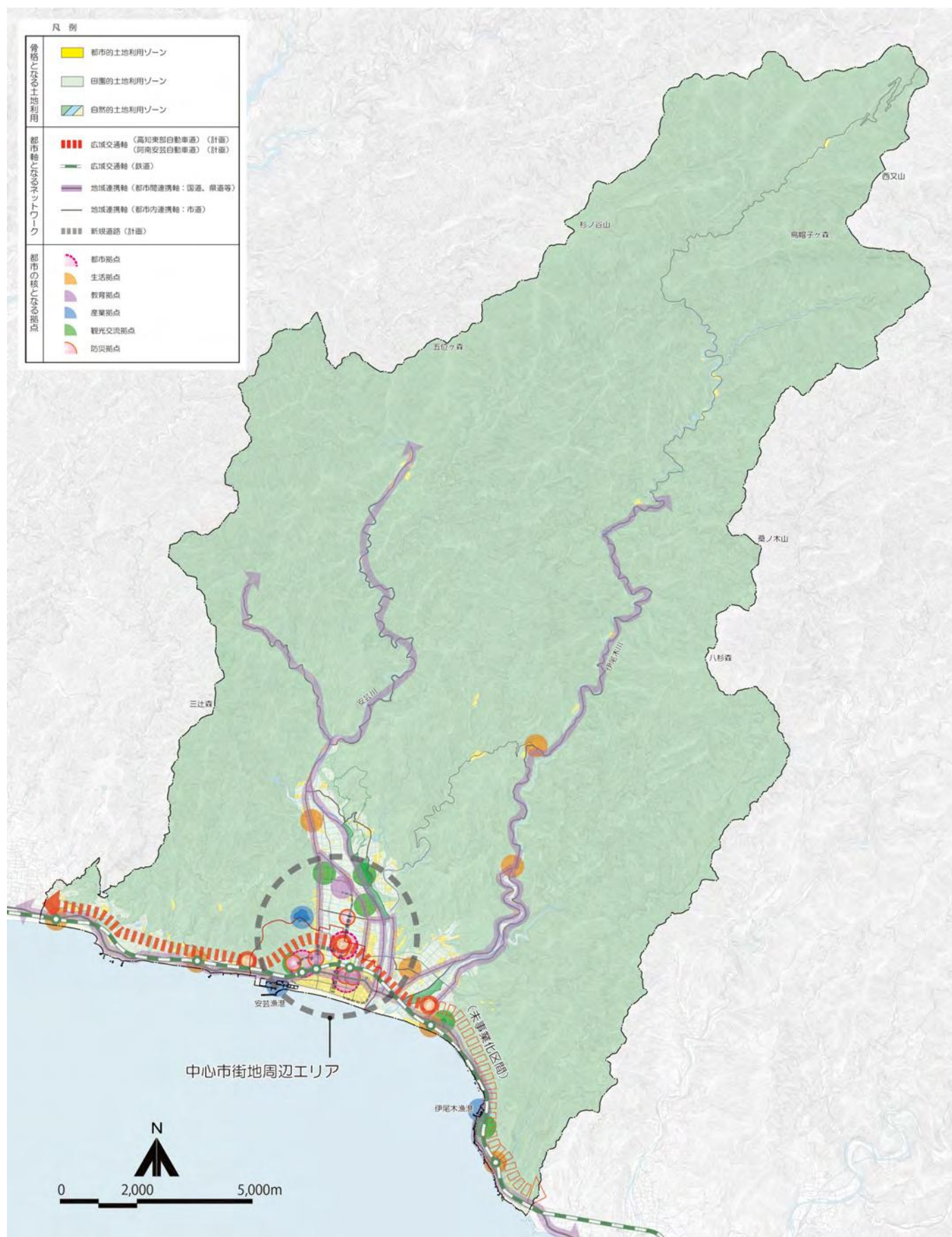


図 4-7 安芸市の目指す将来都市構造図（多極連携型都市構造）

4.3 安芸市の新たな都市計画の方針

安芸市では今後、新たなネットワーク形成や新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」並びに津波浸水想定区域などのハザードエリアにおける都市計画の考え方について、検討する必要があります。将来都市構造の実現に向け、それぞれの検討方針を以下に示します。

4.3.1 都市計画区域見直しの検討方針

高知東部自動車道・阿南安芸自動車道並びに IC 整備に伴う都市化への進展、市役所の移転、学校統廃合などによる都市構造の変化などをふまえた場合、これからの安芸市は、都市計画区域内外にわたり、適切な土地利用について検討することが必要となります。特に、IC 周辺の土地は利便性や利用価値が高く、民間開発の需要も高まるため、土地利用の状況を見極めつつ、土地利用のコントロールによる計画的なまちづくりが必要となります。

安芸中 IC（仮称）南側などの都市計画区域内は、安芸中央インター線、公園等の都市計画施設や住宅・工業などの用途指定、地区計画の導入などにより、計画的な土地利用を進めることができます。

一方、市役所の移転先、統合学校予定地、学校統廃合により生じる跡地利用は都市計画区域外となるとところも多く、農地と調和した土地利用の保全や、比較的小規模な開発行為等の無秩序な開発の抑制が、都市計画上、重要な課題となります。

このようなことから、安芸市は今後、将来人口や産業の見通し、総合計画などのまちづくり計画の進捗状況等を把握した上で、都市計画区域の**見直し**について検討します。これにより、用途指定や地区計画制度等の都市計画手法の活用を可能とすることで、無秩序な都市化をコントロールし、安芸市の持続可能な発展に資する適正な土地利用を進めることとします。

○検討対象地区

- ・新市役所移転地及び都市計画区域外の学校統廃合予定地周辺への都市計画区域の見直しを検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

4.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針

〔1〕新たな拠点形成に関する方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）

今後の安芸市において、社会経済活動の主要機能を担う新たな拠点を形成します。拠点形成は、周辺土地利用の無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○複合的な機能を有する都市拠点の形成

- ・従来の「（既存）中心市街地及び周辺」に加え、「安芸中 IC（仮称）周辺」「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・あき総合病院前駅（仮称）」を新たな複合的な都市拠点として形成します。

（土地利用の検討例）

□「（既存）中心市街地及び周辺」

- ・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり
- ・安全性の高い居住地としての土地利用を検討

□「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・あき総合病院前駅（仮称）」

- ・安心で健康なくらしを支え、市内を効率的にネットワークする防災拠点としてや安芸市の重要な観光交流拠点となる複合拠点の形成を検討
- ・ごめん・なはり線「あき総合病院前駅（仮称）」の設置を推進し、新たな拠点として、駅前広場及び駅舎の整備を推進

□「安芸中 IC（仮称）周辺」

- ・安芸中 IC（仮称）南側は、広域交通を活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用を検討
- ・安芸中 IC（仮称）北側（新市役所・統合学校を除く）は、優良農地の保全を検討
- ・既存の観光資源との連携等を推進

※広域ネットワークを活かした新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○新市役所や統合学校周辺の土地利用コントロール

- 新市役所や教育拠点となる統合学校周辺は、施設にふさわしい拠点形成を検討します。なお、市立小学校は統合に向けて総合的に検討を進めています。また、市立中学校 2 校は 1 校に統合、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合として、それぞれ検討を進めています。
- 新市役所の移転先や統合学校は都市計画区域外となるものもあります。これらの拠点周辺は、農地と調和した土地利用の保全や、無秩序な開発行為等の抑制について検討します。



新市役所予定地周辺

（土地利用の検討例）

- 「新市役所周辺」「教育拠点」
 - 優良農地の保全を検討

〔2〕拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用に関する方針

安芸市の主要拠点を結ぶ拠点周遊型のネットワークを形成し、効率的でくらしやすいまちづくりに取り組みます。また、ネットワーク機能を担う新設道路については、適切な沿道土地利用を検討します。

※地域内のネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成

- 新たに「安芸中央インター線」「海岸線」「あき病院球場線」及び「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」を整備します。これらのルートは、市街地において環状線を形成することとなり、地域の社会経済活動を好循環し、市民の健康で元々なくらしを支える生活軸となります。

（ネットワークの形成例）

- 「安芸中央インター線」
 - 安芸中 IC（仮称）からの来訪者や物資をまちなかへと運ぶ骨格軸であり、産業の活性化を担うネットワーク機能の形成
 - 中山間地域～学校・新市役所～中心市街地～海岸を直接結ぶルートとして、市民の健康づくり、楽しく安全な通勤通学、わかりやすい観光を提供



安芸中央インター線供用区間

□「あき病院球場線」

- ・防災拠点（県立あき総合病院）と避難場所（安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺）を短絡し、県道安芸物部線と国道 55 号に直結することにより、市内の防災対策のためのネットワークを形成
- ・観光交流拠点となる安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワークや駐車場の形成

□「海岸線」

- ・安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、緊急時の海からの物資輸送、沿岸部からの避難のための防災対策のネットワークを形成
- ・安芸漁港、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結ぶ海岸ルートとして、健康な市民や観光客のための新たな魅力づくりに資するレクリエーションネットワークの形成

□「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・安芸中 IC（仮称）（安芸中央インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）をつなぎ、市内の防災やくらしのネットワークを形成



新ルート検討箇所付近

○新設道路沿道の適切な土地利用の有効活用

- ・新たな道路整備にあわせ、沿道への計画的な土地利用の有効活用について検討します。

（土地利用の検討例）

□「安芸中央インター線」

- ・中心市街地への市民や観光客の誘導及び商店街の活性化に資する沿道土地利用を検討

□「あき病院球場線」

- ・防災対策及び観光レクリエーションに資するネットワークとして、ルートの周辺緑地の保全を検討

□「海岸線」

- ・歩行者に配慮するとともに、安芸市の魅力向上に資する沿道土地利用を検討

□「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・市街地を周遊する新ルートとして周辺農地との調和や景観に配慮した沿道土地利用を検討

〔3〕 公共施設跡地の有効活用に関する方針

安芸市では、新市役所及び統合学校の整備に伴い、多くの公共施設跡地が創出されます。今後は、これら公的資産の有効活用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○市役所跡地・学校跡地の有効活用

- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用が必要です。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。

（土地利用の検討例）

□「市役所跡地」

- ・中心市街地としての立地特性を活かし、にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用を検討

□「学校跡地」

- ・中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC（仮称）を結ぶ多様な拠点（観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等）として、地域の魅力づくりのための土地利用を検討

4.3.3 災害に強い都市防災の方針

安芸市の中心市街地や沿岸部は、多くの市民のくらしや産業の基盤となっており、安芸市にとって代替性のない商業・業務や居住の場となっています。

安芸市においては、地震・津波災害のみならず、近年の自然災害に対応するため、災害リスクをふまえた土地利用について検討します。

〔1〕南海トラフ等による地震・津波の災害対策に関する方針

南海トラフ地震・津波等による災害への対策を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

- ・中心市街地や沿岸部の津波浸水想定区域においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されますが、防災体制の確立を前提として、公共施設の耐震化・耐浪化、避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討等、地震・津波に対する複合的な取り組みを推進します。
- ・沿岸域では、漁港、海岸の自然災害について防災対策を推進します。また、沿岸域は海岸保全区域に指定されており、引き続き、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護します。

○中心部における持続可能なまちづくりの検討の方向

- ・安芸市の中心部のほとんどは、津波浸水想定区域（L2）2m 以上にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のないくらしや商業の基盤となっていることから、安全な区域への移転を推進することは難しい状況です。
- ・このため、中心部で持続可能なまちづくりを行うにあたっては、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取り組みのもと、安全対策が可能な地域として、居住を維持するとともに新たな居住者も住み続けられるように取り組みます。
- ・以上から今後、
『中心部の魅力ある都市機能の誘導』
『既存の居住区域における防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導』
を両立させる方針として
「防災体制が確立された上で、公共施設や建替時の建物の耐震化、耐浪化、避難できる路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組み等の推進」について検討する必要があります。

〔2〕防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化に関する方針

南海トラフ地震・津波等による災害時の対策として防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○防災拠点の確保

- ・新市役所、安芸防災センター、安芸総合庁舎、安芸警察署、県立あき総合病院、安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺を防災拠点として位置づけます。



安芸防災センター



県立あき総合病院

○新設道路を活用した緊急輸送道路ネットワークの形成

- ・高知県では、南海トラフ地震発生直後の負傷者の救出や、支援物資などの受入れを迅速に行えるように、あらかじめ、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至る啓開ルートを設定しています。安芸市では国道 55 号、県道安芸物部線などが啓開道路です。



国道 55 号



県道安芸物部線

- ・安芸市では、これらの啓開道路を骨格として、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道、安芸中央インター線、あき病院球場線、安芸漁港からの海岸線、安芸 IC～県立あき総合病院への新ルートなどにおいて緊急輸送道路網の形成を図ります。
- ・安芸橋等をはじめ、道路、橋梁、鉄道等の耐震性を図るとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上を促進します。

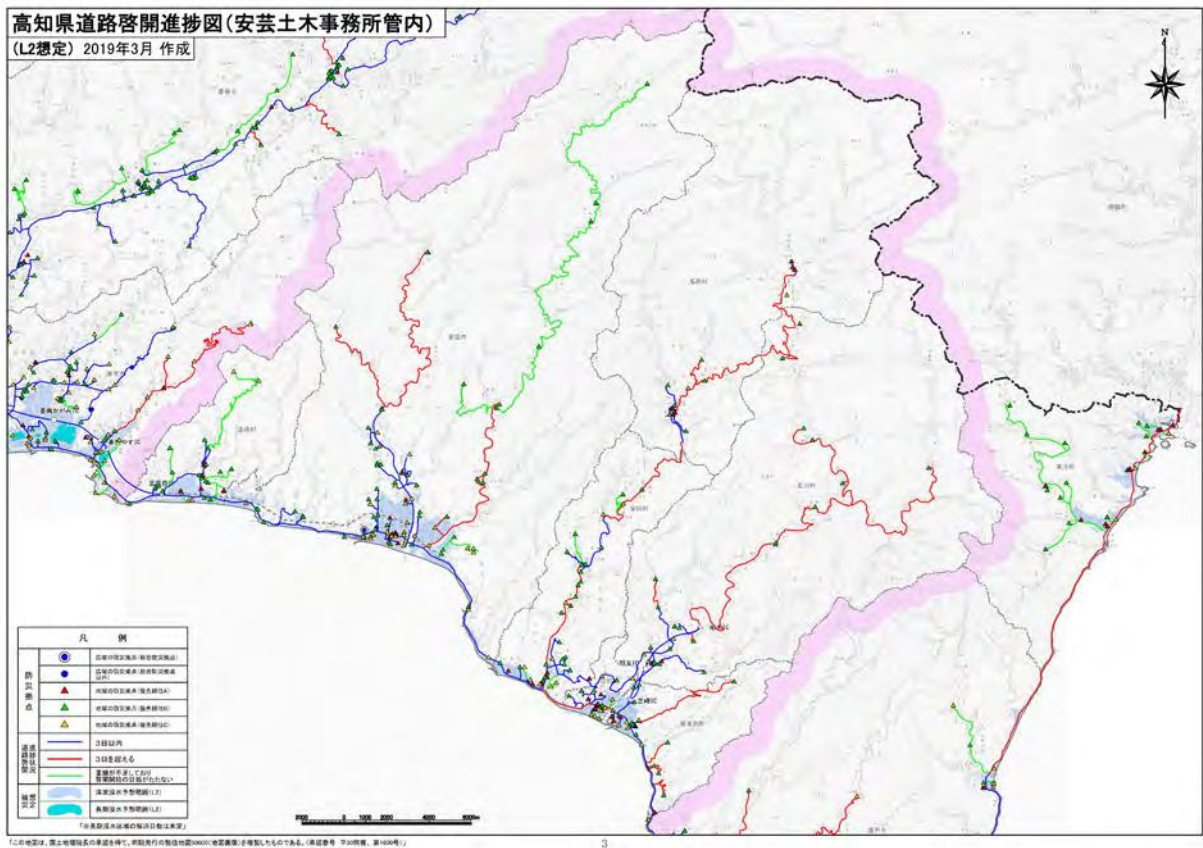


図 4-10 高知県道路啓開進捗図

出典：「高知県道路啓開計画(Ver.3)」(平成31年3月26日 高知県道路課資料)

〔3〕密集市街地における防災・減災対策に関する方針

減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。

※密集市街地などにおける防災・減災の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○密集市街地の解消（建築の防災・減災対策）

- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、老朽家屋の解消や建て替え時の耐浪化等により、延焼しにくい街区を形成します。
- ・狭小道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備を推進します。

○公共施設の防災・減災対策

- ・安芸市民会館、安芸市民図書館は、建築基準法に基づく現行の耐震基準（建築年次昭和56年6月1日）以前の建物であり、耐震補強の必要な施設です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、更新・移転について検討します。
- ・ブロック塀の倒壊による密集市街地における危険性を低減するため、ブロック塀の撤去を推進します。

〔4〕避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上に関する方針

安全・安心な避難場所及び避難できる路の確保、防災設備の整備に努めるとともに、市民の防災意識の向上を促進します。

※避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○避難地・避難できる路の確保

- ・津波浸水想定区域内における津波避難ビルや避難タワーなどの避難場所やコミュニティ防災拠点の拡充、公園・緑地や市街地内の道路を活用した避難できる路の確保など、計画的かつ早急な避難場所及び避難できる路の配置・整備を推進します。
- ・高台までの経路へのバッテリー付き避難誘導灯の整備を推進します。
- ・また、避難困難区域の再検討を進め、さらなる安全性の向上に努めていきます。



避難タワー

○災害弱者への対応

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための道路整備を推進します。

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備を推進します。
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備を推進します。

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動を実施する等による防災意識の向上を促進します。

〔5〕 河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策に関する方針

都市防災対策として河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○河川改修や内水氾濫対策等の実施

- ・安芸川、伊尾木川等の河川について、計画的な改修を促進します。
- ・江ノ川などの市街地の内水氾濫による浸水対策として、河川改修、雨水排水施設整備等の計画的な整備を促進します。
- ・老朽箇所、流水断面不足施設における施設の更新、流水断面の拡大等として、安芸川、江ノ川の河床掘り下げを促進します。

○無秩序な開発の抑制（水源涵養）

- ・雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。

○山間部・丘陵地における土砂災害対策

- ・砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を引き続き把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの災害予防対策を推進します。

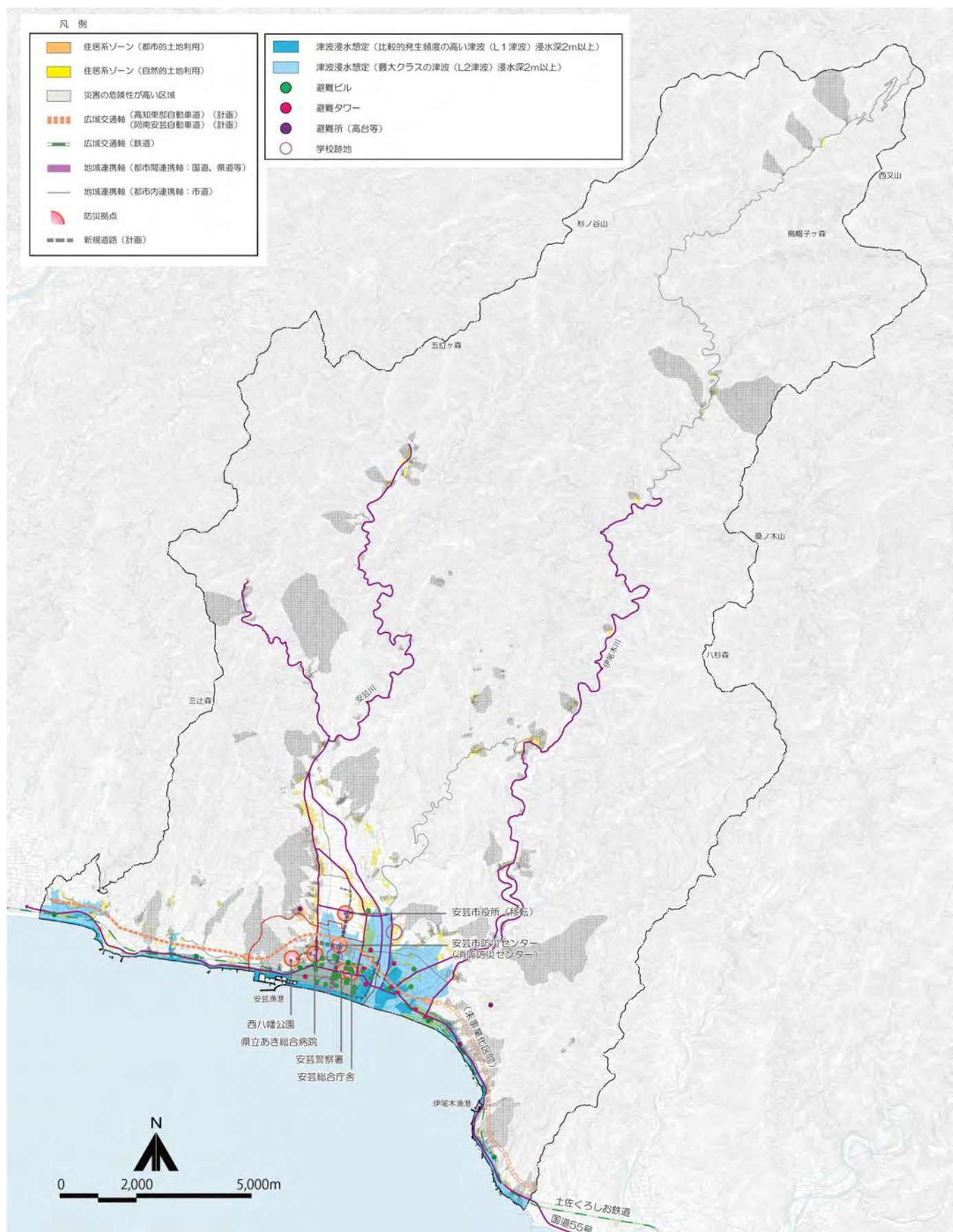


図 4-11 都市防災の方針図

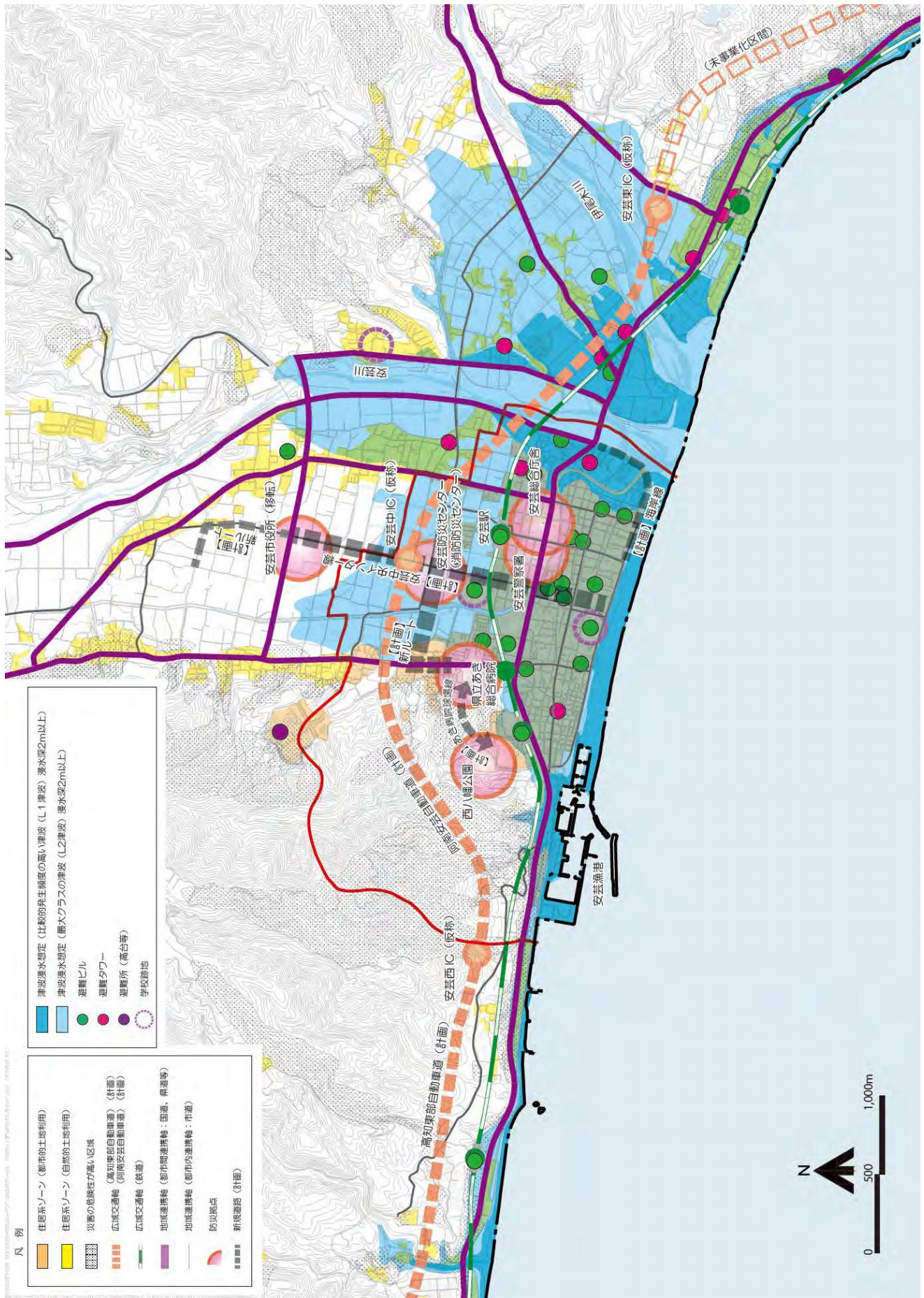


図 4-12 都市防災の方針図（拡大図）

4.4 分野別方針

4.4.1 土地利用の方針

都市的土地利用ゾーン、田園的土地利用ゾーン、自然的土地利用ゾーンの役割分担を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

〔1〕魅力ある中心市街地の形成に関する方針

中心市街地は、東部圏域の商業拠点として土地の有効利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します。

※元気のある商店街としての活性化と充実【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○「圏域拠点」となる商業・業務地の形成

- ・安芸市の中心市街地は、高知県東部圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域拠点」（高知県東部圏域都市計画区域マスタープラン）と位置づけられており、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積することが求められています。
- ・国道55号沿道は、商業・飲食、サービス等の沿道型施設等の商業機能の維持を図ります。また、行政機関や観光拠点等の立地特性を活かした観光、流通や文化機能などの幅広い都市機能の集約を図ります。
- ・中心市街地を縦断する安芸中央インター線は、中山間地域から海岸までを結ぶ安芸中IC（仮称）をとおり骨格軸であり、市民や観光客を中心市街地へと誘導する機能の確保について検討します。

○魅力ある「（既存）中心市街地及び周辺」（都市拠点）の形成

- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図り、魅力と特色ある商業空間の創出を図るため、中心市街地活性化基本計画について検討します。
- ・中心市街地の活性化に向けて、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の充実について検討します。これにより、創業・後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の促進や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力ある商店街の形成、並びに日常生活の利便に寄与する店舗などの立地について検討します。
- ・安芸駅周辺は、中心市街地と連続した商業地として、計画的な土地利用について検討します。

〔2〕快適な生活環境に関する方針

まちなかにおける快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して子育てや健康にらせる住環境を確保します。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1. 健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】

○子育てや健康なくらしのための生活サービス機能の充実

- ・中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用を検討します。
- ・沿岸部は、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結び、市民や観光客の憩いと健康づくりの場としての土地利用を検討します。
- ・地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等は、適正な配置に配慮しつつ施設の充実に図ります。
- ・ICT（情報通信技術）環境の充実、活用により、健康にくらせる安全・安心な住環境の充実にを検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

○移住・定住対策としての適正な住宅供給

- ・まちなかの低未利用地の有効利用として空き家バンクや民間活力等の活用を促進することで、若者向け定住対策を進めます。
- ・桜ヶ丘団地のリノベーションの検討や桐ヶ内団地等の建替を進め、住宅供給や適正な維持管理を進めます。

〔3〕産業拠点の充実に関する方針

次世代につづく地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用の維持・充実

- ・既存工業団地の操業環境の維持・充実に図るため、鉄道駅やICとのアクセスの確保を検討し、流通機能の向上を図ります。
- ・地場産業に資するゆず加工施設の移転について、鉄道駅、ICとのアクセスの確保を検討し、流通機能の向上を図ります。また、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、JA高知県安芸集出荷場などの産業関連施設は、これらを取りまく環境整備の維持・充実に図ります。

○農業・漁業の維持と活性化に向けた土地利用の充実

- ・新規就業者支援、特産品開発、農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。
- ・市街地周辺や中山間地域の優良農地では、圃場整備等の農業基盤整備の推進、施設園芸の近代化、耕作放棄地対策等を推進します。

〔4〕 中山間地域における既存の集落維持に関する方針

中山間地域における快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心してくらせる集落環境を確保します。

※中山間地域における集落などの維持・保全【目標 1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】より

○既存の集落等を維持・保全するための土地利用の適正な活用

- ・優良農地の保全、居住に適さない、あるいは検討が必要な地域
（「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」）等の居住の条件を確認し、集落の適正な土地利用を図ります。

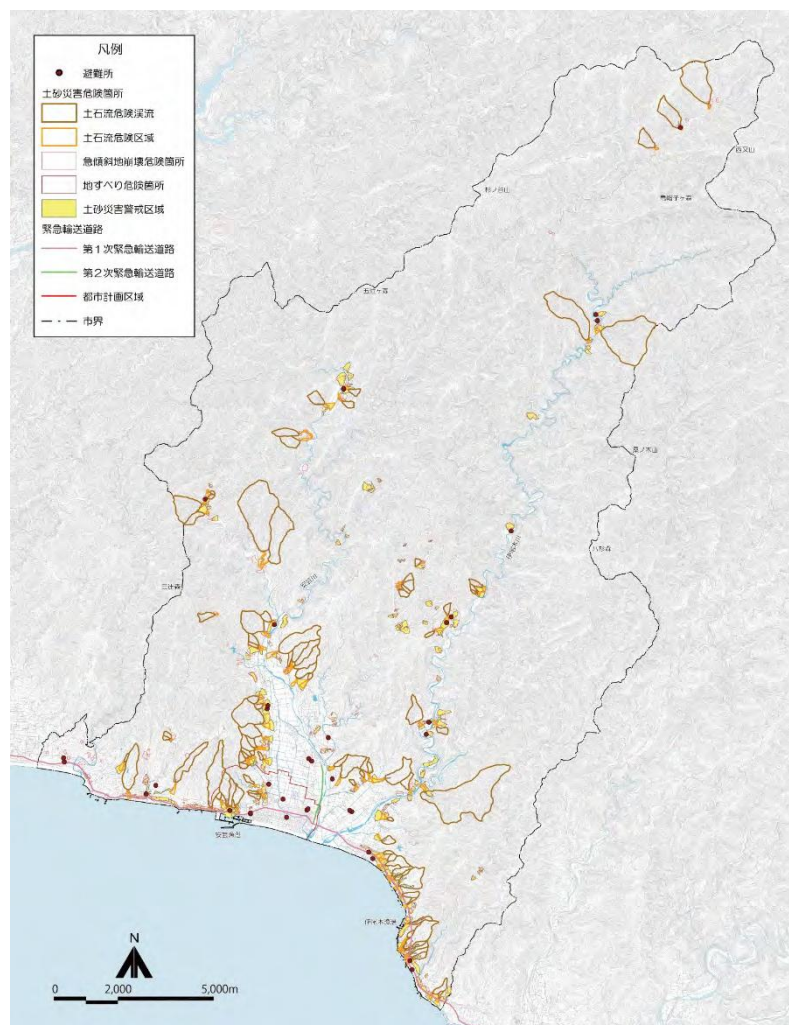


図 4-13 避難所・緊急輸送道路・土砂災害危険箇所

出典：国土数値情報（避難所：平成 24 年度 安芸市地域防災計画）、
土砂災害危険箇所：平成 22 年度高知県、
緊急輸送道路：平成 27 年 7 月高知県地域防災計画

○健康で元気にくらせる生活環境の維持・充実

- 道路、公共下水道等、合併浄化槽などのインフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。
- 過疎化の深刻な中山間地域において、既存集落等へ生活サービスが効率的に提供されるとともに、地域の支え合い活動の推進及び有効な制度として小さな拠点等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

○移住・定住対策の推進に向けた土地利用の活用

- 空き家や耕作放棄地を活用し、UI ターンの推進などの移住者の受け入れ環境の整備や、担い手農家への農地集積を検討します。
- 公共交通機能を利用して、**バス停周辺などへの計画的な土地利用の活用について検討します。**

《ゾーン別 土地利用方針》

[住居系ゾーン]

- ・住居系ゾーンは、一団の住宅地や集落が形成された地域を位置づけ、「住居系ゾーン（都市的土地利用）」と「住居系ゾーン（自然的土地利用）」から構成します。

（住居系ゾーン（都市的土地利用））

- ・「住居系ゾーン（都市的土地利用）」は、市街地中心部の現行の市街地を位置づけ、利便性が高く、良好な居住環境を有する地域の形成を図ります。
- ・このゾーンは、駅や商業業務機能の配置にあわせ、まちなか居住を中心とした若者や子育て世代、高齢者、障がい者にとって良好な居住環境を検討します。
- ・また、沿岸に近い木造密集地域は用途の混在や敷地の細分化を防止し、災害に強い居住環境を検討します。

（住居系ゾーン（自然的土地利用））

- ・「住居系ゾーン（自然的土地利用）」は、豊かな自然や田園環境に囲まれる既存集落地を位置づけます。
- ・このゾーンは、多世代居住などのゆとりある居住環境として、魅力ある田園集落を形成します。

（居住に適さない、あるいは検討が必要な地域の居住の方針について）

- ・中心部で持続可能なまちづくりを行うにあたっては、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取り組みのもと、安全対策が可能な区域における居住について活用を検討します。
- ・津波浸水想定区域では、「防災体制が確立された上で、公共施設の耐震化、建替時の建物の堅牢化、避難できる路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組み等の推進」について検討します。

※居住に適さない、あるいは検討が必要なエリア

- ・建築基準法における災害危険区域のうち建築が禁止されている区域（法第 39 条第 1 項）
- ・「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」が指定

[商業・業務系ゾーン]

- ・商業・業務系ゾーンは、県立あき総合病院や国道55号沿道一帯の商店街や、安芸駅周辺一帯を位置づけます。
- ・このゾーンは、安芸市の中心市街地であることから、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能を検討します。
- ・また、空き地空き家等の低未利用地を活用し、土地の有効利用や機能の集積を図るとともに、安芸市の顔としての都市景観の形成を図ります。
- ・安芸駅周辺や商店街一帯は、交通利便性を活かし、地域内や広域的な集客力を強化し、商店街の活性化に資する土地利用について検討します。

（移転・統合施設跡地、IC 周辺）

- ・統合学校や新市役所周辺の土地利用、学校等の移転統合施設跡地は、行政・文化機能、商業機能、防災、観光交流など、周辺土地利用との調和に考慮して、土地の有効活用について総合的な検討を進めます。
- ・安芸中 IC（仮称）南側は、交通の利便性を活かした新たな産業を展開できる土地利用等として、新たな流通業務系や住居系の土地利用について検討します。

（新設道路沿道）

- ・安芸中央インター線沿道は、都市拠点を結ぶ重要な路線となります。このため、利便性を活かした商業・サービス施設などの沿道土地利用について検討します。
- ・あき病院球場線は、防災拠点の県立あき総合病院と避難場所の安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺を短絡するルートであり、市内の防災対策のネットワーク機能を形成する土地利用について検討します。また、観光交流拠点である安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワーク機能を形成する土地利用について検討します。
- ・海岸線沿道は、安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、市民や観光客のための海岸沿いの魅力的な空間をつくる土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）（安芸中央インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）をつなぐ新ルートは、市内の防災やくらしのネットワーク機能を形成する周辺土地利用について検討します。

[工業系ゾーン]

- ・工業系ゾーンは、植野工業団地の周辺地域を位置づけます。また、移転が検討されているゆず加工施設周辺をはじめ、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、土佐あき農協安芸集出荷場なども小規模な産業拠点として機能の維持・充実を進めます。
- ・これらにより、さらなる工業施設の集積を進め、活力の向上と働く場の創出を促進します。

[農業・漁業系ゾーン]

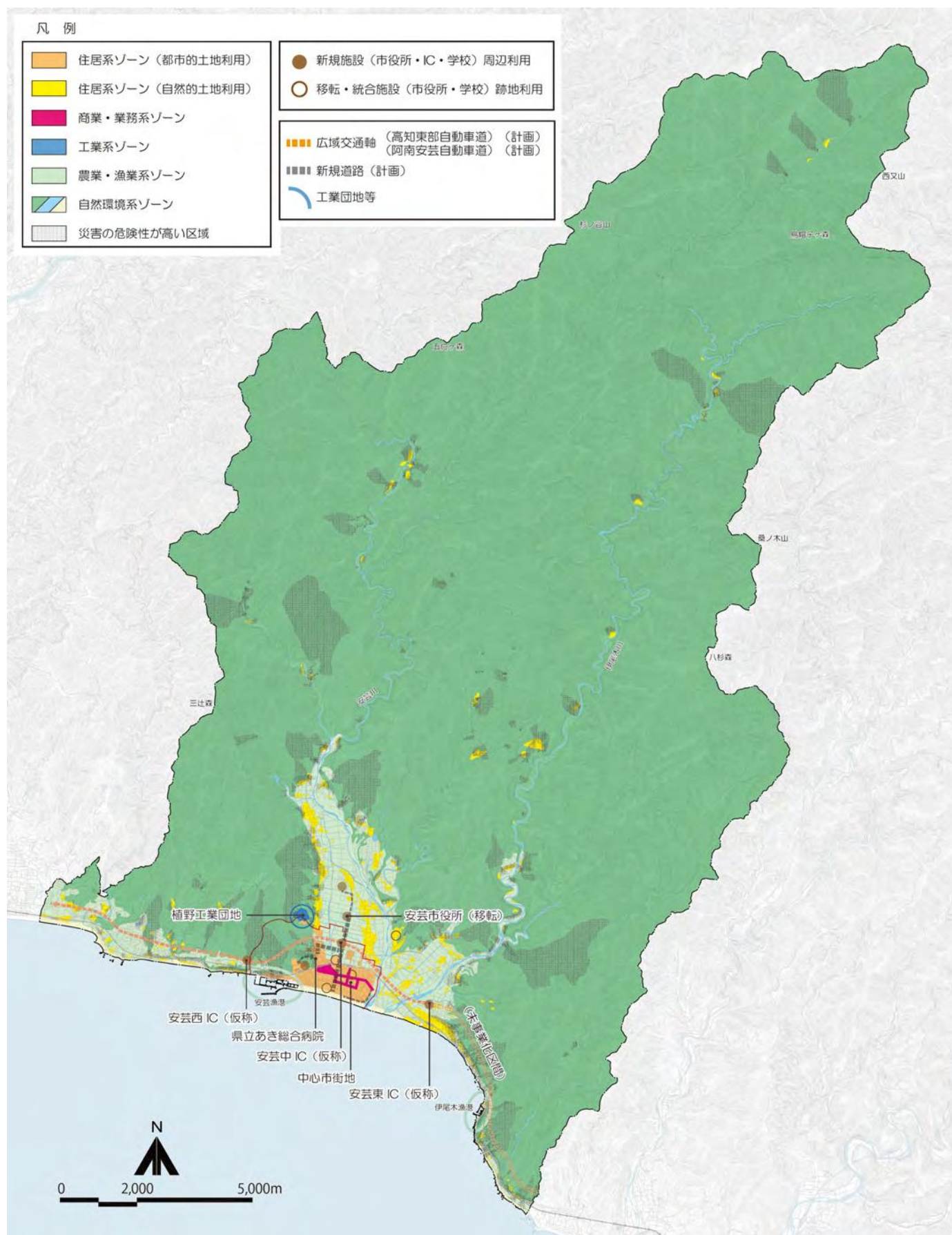
- ・農業・漁業系ゾーンは、市街地を取り巻く田園地域、中山間地域や安芸漁港、伊尾木漁港周辺一帯を位置づけます。
- ・農業系ゾーンは、農業生産基盤の維持・充実を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の整備促進を図ります。
- ・漁業系ゾーンは、漁港機能の充実とともに観光交流機能の充実を図るため、土地の有効活用を図ります。
- ・多面的な農業・漁業の展開として、観光農園・市民農園等の利用や、農業・漁業体験をととしての市民や観光客との交流の場としての土地利用について検討します。

(安芸中 IC (仮称) 北側)

- ・安芸中 IC (仮称) 北側 (新市役所・統合学校を除く) は、優良農地の保全を検討します。

[自然環境系ゾーン]

- ・自然環境系ゾーンは、安芸市の北部に広がる中山間地域を位置づけます。
- ・自然環境系ゾーンのうち、市域の9割近くを占める山林については、森林が有する水源涵養や国土保全等の公益的機能を維持しながら、都市と山村が交流する観光交流の場として活用します。
- ・手結住吉県立自然公園や伊尾木洞などの優れた自然資源、安芸川、伊尾木川などの溪流環境、自然と調和した里山環境、海岸の自然を保全します。
- ・安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地等は都市公園・都市緑地として適正な整備・維持管理を進めます。



4.4.2 市街地整備の方針

将来土地利用を目指し、活力があり、安全で快適な市街地の形成を図ります。

〔1〕住居系市街地整備に関する方針

都市計画区域内の住居系市街地は、複合的な安全対策を講ずることにより、安全・安心な居住地として形成します。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1. 健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】

○現行の市街地

- ・都市計画区域内の住居系ゾーンは、安全・安心な居住地として形成します。
- ・住居系ゾーンの低・未利用地については、計画的かつ周辺と整合のとれた都市基盤の整備のため、土地利用転換を検討し、有効活用を進めます。
- ・安芸市の中心市街地の多くは津波浸水想定区域内に位置するため、用途の混在や敷地の細分化を防止します。また、津波浸水想定区域内で耐震性がなく、耐用年数を超過している住宅の用途を廃止するなど、災害に強い居住環境を検討します。
- ・木造の密集市街地等においては、狭小道路の解消を推進し、安全・安心な住環境を形成します。
- ・建替時の建物の堅牢化を進めるとともに、低層の木造住宅地においては、津波からの避難場所となる中高層建築物への立地の誘導等について、地区計画の導入を検討します。
- ・既存の住宅である桜ヶ丘団地や桐ヶ内団地等は、それぞれリノベーションの検討や建替を進め、若者向け定住対策を進めるとともに、公営住宅の長寿命化対策を進めます。また、元気な高齢者が大勢で暮らせる場所など、生活・居住対策について検討します。

○新たな住宅地形成

- ・安芸中IC（仮称）南側周辺や安芸中央インター線沿道は、周辺環境に調和した沿道型土地利用を検討します。
- ・沿道での新たな住宅地は、防災・減災の都市づくりの観点から、津波浸水想定区域や土砂災害危険箇所等を勘案するとともに、優良農地の保全の観点から、農用地区域を除いた必要最小限の地域として検討します。

〔2〕商業・業務系市街地整備に関する方針

都市計画区域内の商業・業務系市街地は、東部圏域及び安芸市の商業拠点として土地の高度利用を促進し、継続的発展に向けて都市機能の集約を図ります。

※元気のある商店街としての活性化と充実【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○現行の市街地

- ・都市拠点の形成のため、中心市街地や地域の内外を結ぶ安芸駅周辺一帯において土地の高度利用及び都市機能の集約などを推進します。
- ・中心市街地に立地する安芸市商店街（元町振興会、安芸本町商店街振興組合）では、地域の商業拠点として活性化等を推進します。また、安芸中IC（仮称）や安芸中央インター線により求心力の高まる立地特性を活かし、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能の集約を図ります。
- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・球場前駅一帯は、防災拠点または観光交流拠点として、その機能強化を図ります。

○新たな商業・業務地の形成（市役所跡地・県立安芸中高等学校跡地・安芸市立安芸中学校跡地・安芸中 IC（仮称）南側周辺）

※「5.3.2 安芸市の発展に資する新たな拠点形成と跡地利用の方針」に準ずる

- ・市役所跡地や安芸市立安芸中学校跡地は、広域的な商業拠点として既存商店街などの活性化や観光交流を推進するとともに、災害に強いまちづくりに配慮した安全・安心な市街地形成などについて検討します。
- ・県立安芸中高等学校跡地は、海岸線沿道や安芸市健康ふれあいセンター「元気館」等の立地特性を活かし、海岸沿いの魅力的で健康・元気都市に資する土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）南側周辺は、新たな流通業務系の土地利用について検討します。
- ・安芸中央インター線の沿道土地利用は、周辺農地等の環境への影響を考慮し、歩いて楽しめる環境や緑地の確保について検討します。
- ・今後は集約型のコンパクトな市街地形成や既存の商店街の維持・活性化を進めることから、新たな商業系の市街地形成は十分に検討する必要があります。

〔3〕工業系市街地整備に関する方針

地域産業の振興に向け、現在の機能の維持・向上を進めます。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○現行の工業系市街地

- ・植野工業団地は、現在の機能の維持・向上を図ります。
- ・新たな安芸中 IC（仮称）・新ルート（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）・安芸中央インター線の整備による幹線道路とのアクセス性の向上を図ります。

○新たな工場等の整備

- ・新たな工場地として、ゆず加工施設の移転を検討します。移転に際しては周辺環境に配慮します。

[4] 農業・漁業系土地利用に関する方針

農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、市街地との調整を図りつつ、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○現行の農業・漁業系土地利用

- ・安芸市の主要産業である農業について、優良農地の適切な保全と営農環境の整備促進のため、圃場整備及び農業生産基盤の維持等を図ります。
- ・担い手農家への農地集積により、耕作放棄地の抑制を進めます。
- ・漁港は、利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進を図るための施設整備を進めます。



市街地近郊の農地



安芸漁港

4.4.3 都市交通の方針

市街地や中山間地域において、安全で円滑な交通網の形成を図ります。

鉄道や生活路線バスなどの公共交通の活用や、誰もが利用しやすい生活道路、歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

〔1〕総合交通体系形成に関する方針

安全で円滑な道路ネットワークを形成し、幹線道路・地域内道路の安全性・利便性を確保します。

※安全で円滑な道路ネットワークの形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及びICの整備

- ・広域的な都市間や地域の拠点間の連携強化を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び3箇所のIC（安芸西IC（仮称）、安芸中IC（仮称）、安芸東IC（仮称））の整備促進を図ります。

○新規道路の整備

- ・産業の活性化や生活利便性・安全性の向上、防災ネットワークの形成及び渋滞緩和対策として、市街地内の「安芸中央インター線」「あき病院球場線」「海岸線」「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」等の地域内道路の整備を促進します。

○既存道路の改良

- ・都市間や拠点間を連結する幹線道路は、渋滞緩和、安全のための拡幅改良を進めます。
- ・都市内をつなぐ市街地の道路は、避難できる路としての代替機能や救急時の緊急車両の通行機能を確保します。
- ・中山間地域の狭小道路は、必要に応じて1.5車線化を推進し、日常の生活利便性の向上を図ります。

○交差点や歩道の安全対策に関する方針

- ・交差点や通学路等については、外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保に努めます。

○都市計画道路の見直しの検討について

- ・都市計画道路の改良率は県・市合計25.6%であり、低水準な状況です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、将来的な改修・更新等の財政需要を的確に把握した上で、都市計画道路としての位置づけや整備の優先順位等について検討し、適切な推進を図ります。

〔2〕公共交通サービスに関する方針

自動車、公共交通、歩行者・自転車等の交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

※公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○駐車場・駐輪場の整備

- ・鉄道利用の促進、観光客の市内周遊などの利便性を高めるため、駅周辺地域における駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備を推進します。
- ・特に、公共交通機関の利用者による放置自転車や違法駐車などを防止し、快適な路上空間の確保を図るため、適所での駐輪場や駐車場の整備及び規制の強化を検討します。

○多様な交通手段の充実

- ・**東西南北を巡る拠点間**の公共交通ネットワークの形成により、周遊型都市構造を実現します。既存の鉄道、路線バス、コミュニティバスのほか、多様な移動手段の役割分担と連携により、効率的な生活交通手段の確保を検討します。
- ・商業施設、医療施設、福祉施設、子育て施設及び教育施設などの公共公益施設等の利便性向上につながるバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の確保を図り、市街地、中山間地域等の交通ネットワークを形成します。
- ・また、病院の利用時間に合わせた市内循環バス（元気バス）など、運行コースや運行時間の充実、民間バス事業者との連携等によるバスサービスの充実を検討します。



安芸駅の通学の様子

〔3〕人にやさしい道路づくりに 関する方針

ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車・歩行者道について、**全ての人へ**の安全性・利便性・快適性の確保を図ります。また、公共公益施設へのスムーズなアプローチを確保します。

※みんなが安全・安心して健康にくらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の整備【目標1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】



一般県道高知安芸自転車道線

○人にやさしい道路・健康づくりの路

- ・快適で安全な生活道路や自転車・歩行者道、楽しく思い出に残る通学路づくり等について検討します。
- ・健康・元気都市づくりの一環として、歩行者及び自転車の安全性の確保の上、季節感のある歩いて楽しい道づくりなどによる健康づくりルートについて検討します。

○ユニバーサルデザインの導入

- ・バス停周辺について、公共交通の利用の多い障がい者、高齢者等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
- ・身体障がい者や車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等を進めます。
- ・学校統合にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、通学路などの交通安全施設の充実を図るとともに、防犯、事故防止に取り組みます。

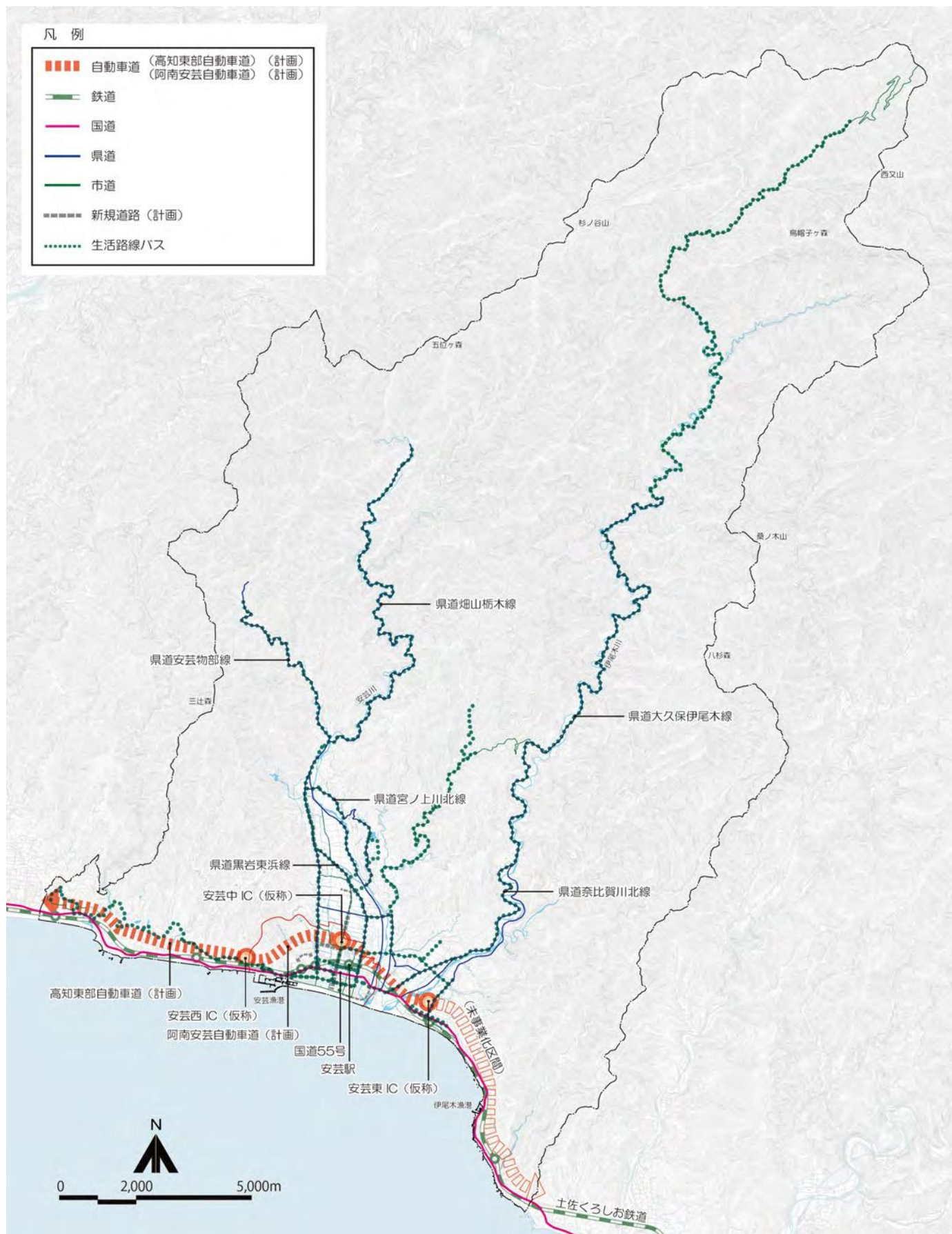


図 4-16 都市交通の方針図 (公共交通)

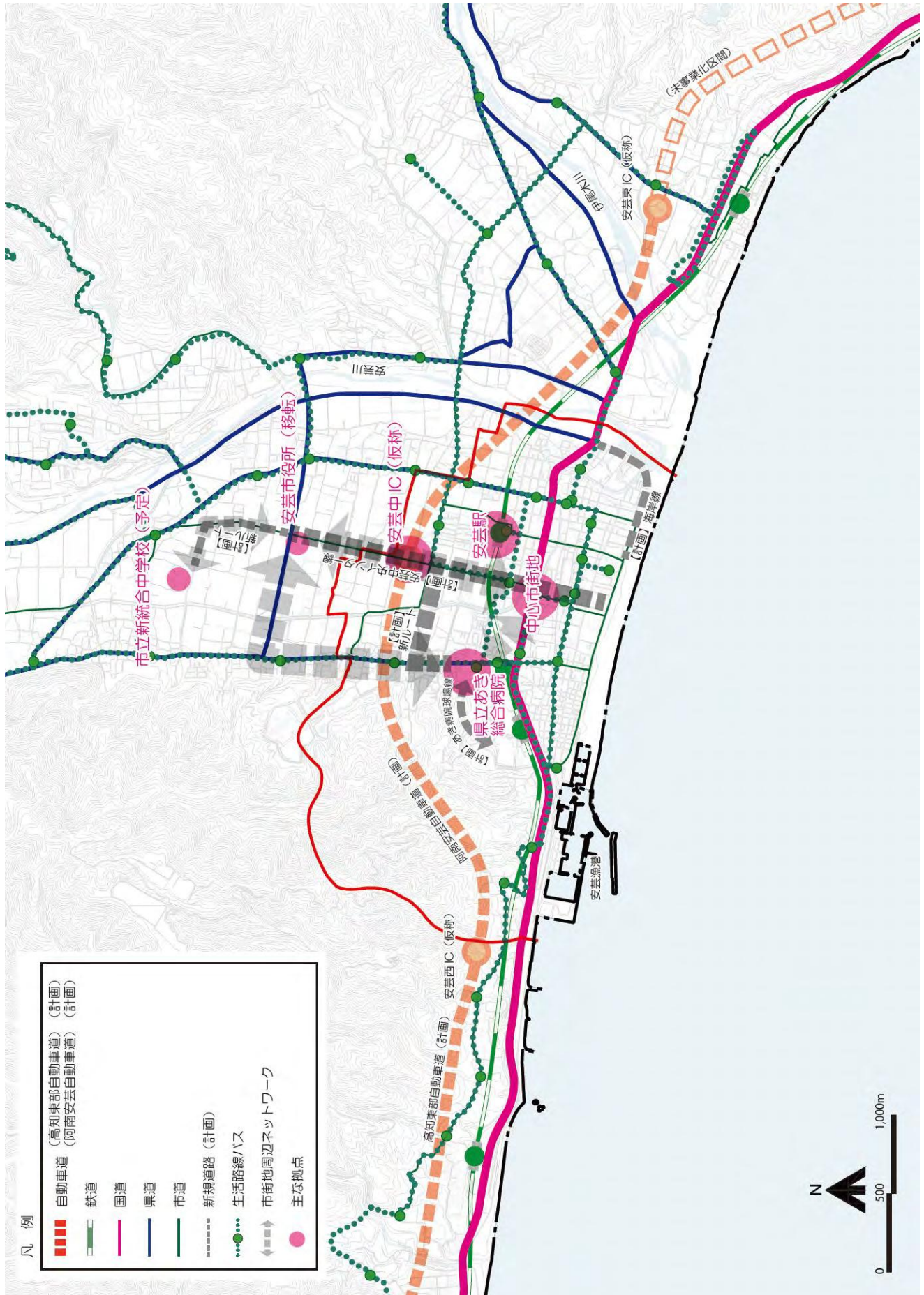


図 4-17 都市交通の方針図 (道路網・公共交通) (拡大図)

4.4.4 生活・環境の方針

快適な市民生活を営む上で必要不可欠な上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進めます。

安芸市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量管理を推進し、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

〔１〕上下水道の整備に関する方針

快適な暮らしを支える上水道及び公共下水道等の整備推進を引き続き進めるとともに、既設施設の適切な維持管理を進めます。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標１．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

○まちなかの快適な生活環境の維持

- ・公共下水道等及び水道施設については、長寿命化等の対策を図りつつ適切な維持管理を推進します。
- ・中山間地域では、小規模水道による生活用水の確保（自家用井戸、中山間地の谷水）を支援します。
- ・赤野地区、奈比賀地区、旧安芸町等において、下水道処理、合併浄化槽等の整備を促進します。

〔２〕供給処理施設の整備に関する方針

安心して健康にらせる住環境の維持・保全、整備を推進します

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標１．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

○旧火葬場の跡地活用

- ・旧火葬場（西浜）跡地は、新たな墓地として整備し、適切に運営します。

○ごみ対策の推進

- ・ごみの分別や資源化を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。

〔3〕環境保全対策に関する方針

地球の温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、くらしの安全・安心にとって身近な問題となっています。安芸市においても、安芸市を取りまく山、川、海や農地の保全を前提としつつ、環境保全への対策を進めます。

※環境の保全【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○地球温暖化対策の推進

- ・電気自動車、低燃費車の推進等による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等について検討します。

○環境教育の推進

- ・広報の推進や社会見学等の場を活用した環境教育を推進し、教育機関と連携して環境への理解を深めます。

○環境美化に関する方針

- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組めます。
- ・市民・地域との連携による環境美化を推進します。

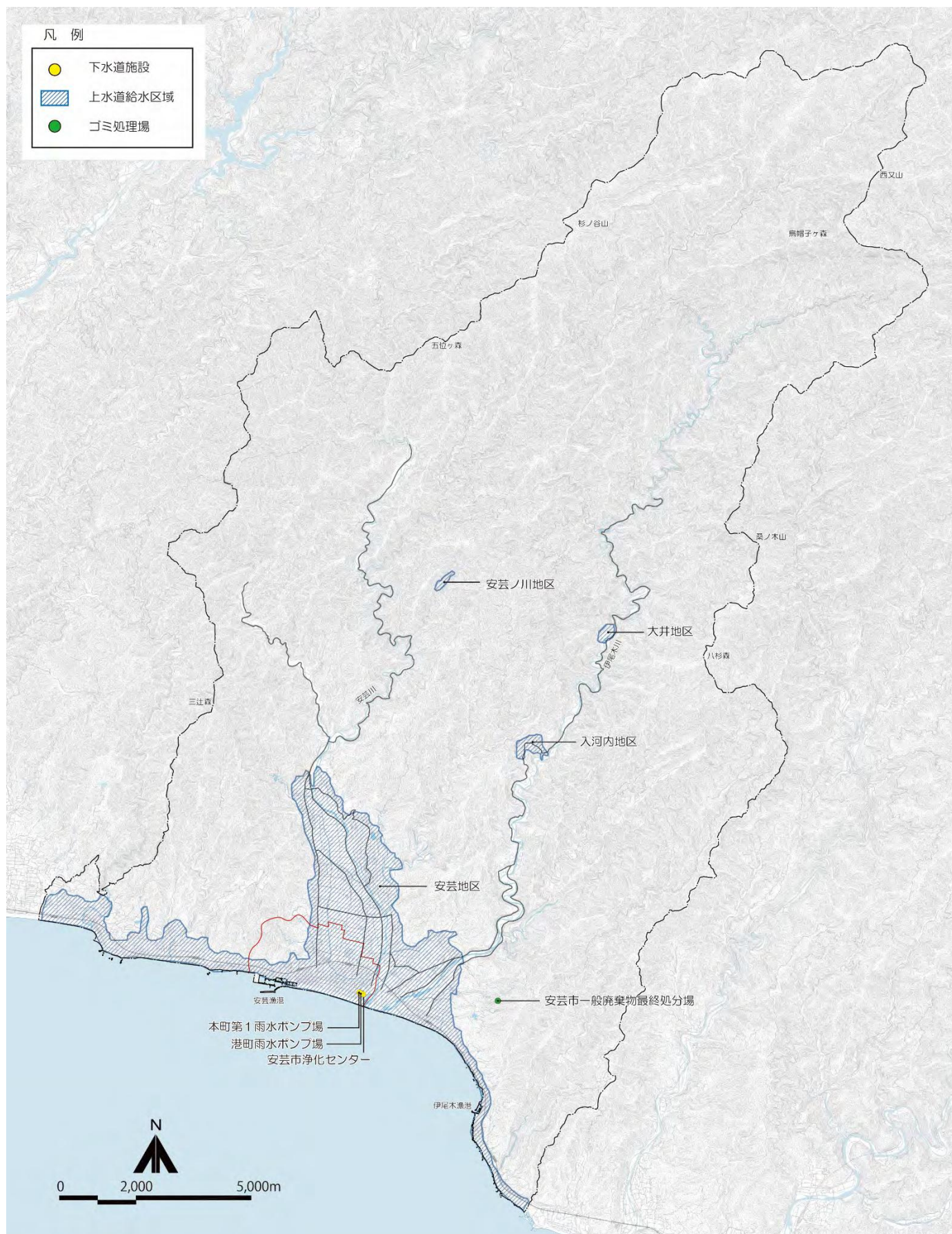


図 4-18 生活・環境の方針図

4.4.5 公園・緑地の方針

安芸市をとりまく海、山、川などの自然環境や拠点となる公園・緑地などのネットワークを図りつつ、保全・活用を進めます。

また、農地は生産の場であることに加え、防災や環境面でも重要な役割を持つという視点から、優良農地の保全と営農環境の整備促進を図ります。

〔1〕自然環境の保全に関する方針

安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境の保護・保全を図ります。

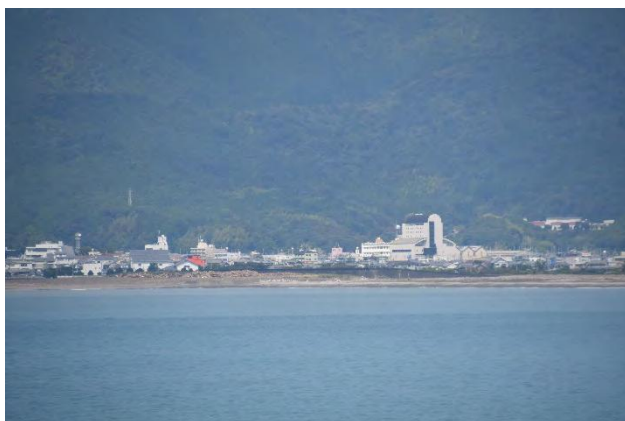
※地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○都市の骨格を形成する自然環境の保全・活用

- ・四国山地を背にする山々や安芸川、伊尾木川などの河川、海岸等の安芸市の骨格を形成する自然環境を保全し、きれいな水や空気が循環するまちづくりを目指します。

○海岸・河川の自然環境の保全・活用

- ・市街地を流れる安芸川、伊尾木川や江ノ川などの河川は、多自然川づくりを進めます。
- ・河川や海岸では、水質や生態系の保全に努めながら、市民に親しまれる親水空間として活用を図ります。
- ・穴内漁港付近の海岸域は、養浜の回復等に取り組みます。



安芸市をとりまく山々や海岸



安芸川



江ノ川

○安芸市を守る緑の骨格としての農地の保全

- ・市街地内の一団の農地は、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上も重要であることから、環境保全のための緑地空間として機能を確保します。



緑の骨格としての農地

○自然公園の保護・保全

- ・伊尾木洞のシダ群落、大山岬一带の海岸線、妙見山、内原野、城山などの安芸市を代表する自然資源は、手結住吉県立自然公園として引き続き保護、保全します。



伊尾木洞のシダ群落

〔2〕公園・緑地に関する方針

公園・緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点を形成します。

※地域の自然環境や拠点となる公園・緑地などの保全・活用【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○公園・緑地の整備・管理

- ・市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）、大山岬公園、安芸広域公園、伊尾木川緑地などが整備されています。今後は、既に供用されているこれら公園・緑地の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理を進めるとともに、現状の利用に対応して適切に集約・再整備について検討します。また、安芸タイガース球場（西八幡公園）は、周辺整備を引き続き推進します。



安芸タイガース球場（西八幡公園）



安芸広域公園（内野原陶芸館）

○身近なレクリエーション拠点の形成

- ・中心市街地のにぎわいや活性化につながるイベントや発表の場として、まちなか広場の創出等について検討します。

○水と緑のネットワークの形成

- ・安芸市をとりまく山林、農地等のまとまった緑に、幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等をつなぎあわせ、安芸市の水と緑のネットワークを形成します。
- ・幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等は、市街地における水と緑の骨格として積極的に緑化を進めます。



市街地の水と緑の軸（江ノ川）



市街地の緑（東濱八幡宮）

〔3〕緑化推進に関する方針

市民、事業者との協働により、公共施設や民有地内における緑化を推進します。

※協働による公共施設や民有地内における緑化の推進【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○市民や事業者による緑化推進

- ・幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設のみならず、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を推進し、緑豊かな市街地を形成します。
- ・市民や事業者等による都市緑化を推進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。

○市民の緑化に関する意識向上

- ・緑地保全や都市緑化の推進に向け、市民参加の推進体制づくりを進めます。
- ・市民意識の向上を目指し、緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。

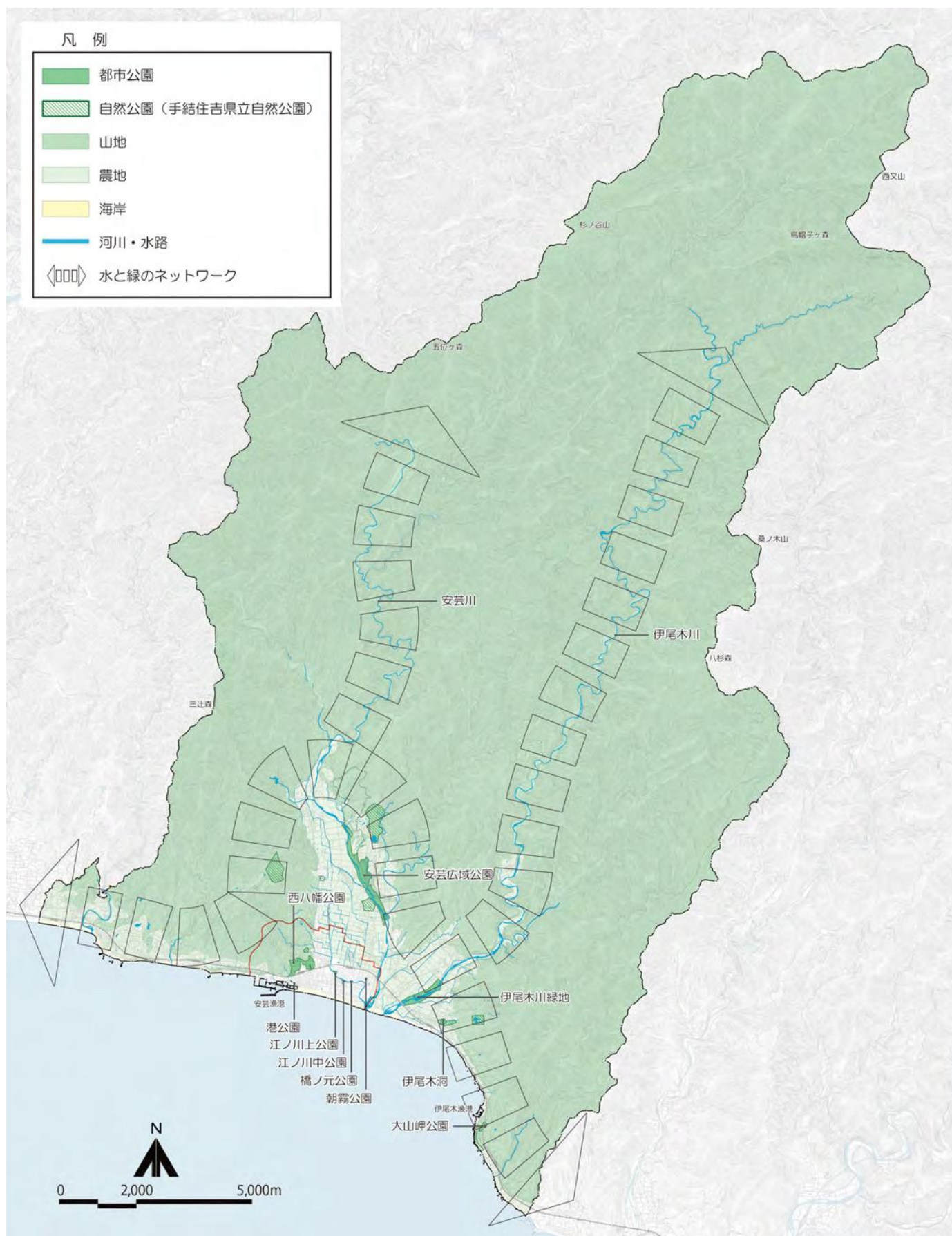


図 4-19 公園・緑地の方針図

4.4.6 都市景観・観光の方針

駅周辺や中心市街地等においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、田園地域では、農地と調和した緑豊かな広々とした景観形成を進めます。

都市計画区域内外にわたって存在する個性ある歴史的な景観や自然景観などの地域資源を活かした景観形成を図ります。

建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策について検討します。

〔１〕固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成に関する方針

自然豊かで固有の歴史・文化を活かした景観形成を図ります。

※固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成【目標５．環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- ・安芸駅、安芸中 IC（仮称）周辺、中心市街地、あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺などの都市拠点及び新市役所や幹線道路沿道は、安芸市の玄関口としてふさわしい顔づくりを進めます。また、建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

○都市景観・田園景観の形成

- ・戸建て住宅の多い都市計画区域内の市街地の住宅地景観や農地、自然と調和した集落等のふろさと景観の形成を図ります。
- ・個性ある建築群が残る景観など、安芸市らしいまちなみ景観の保全について検討します。
- ・良好な景観の育成に向け、民地の生け垣化や敷地内緑化、建物の意匠の工夫等を進めます。
- ・都市計画区域外では、安芸市を代表する景観として、「国選定 重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）」「安芸城跡」「野良時計」「岩崎彌太郎生家」や、伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）などの歴史的景観や文化的景観を保全します。



国選定 重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）

出典：安芸市資料



岩崎彌太郎生家の生け垣（蓬菜竹）



野良時計



伊尾木漁港石積堤



水切り瓦のある蔵

○眺望地点の保全

- 集落地景観やまとまりある農地、里山、丘陵地などのふるさとの景観を一望できる眺望地点としての安芸城跡や太平洋を一望できる矢流古戦場跡の保全を図ります。



安芸城跡からの眺望景観

○市民参加型のまちづくりによる地域の景観づくり

- 市街地における住宅地緑化を推進し、魅力ある生活環境の創出に努めます。
- 商店街等の公共空間のデザイン向上を推進し、魅力ある都市景観を形成します。

〔2〕観光振興に関する方針

安芸市の魅力を活用した観光交流の推進により誘客を図ります。また、観光振興により幅広い雇用と地域の活性化のための土地利用を検討します。

※地域資源を活かした観光振興【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○観光交流拠点の駐車場の充実、アクセス道路の整備、サインの充実等

- ・学校跡地などを活用し、市民や観光客の観光交流拠点の土地利用について検討します。
- ・安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源等の観光交流拠点や、赤野展望台、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯の中山間地域観光交流エリアについて、保全対策を検討します。
- ・これらの観光交流拠点では、駐車場の充実とわかりやすいアクセス道路の強化について検討します。また、看板・サインの整備により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備を図ります。



安芸市総合案内板



施設の案内板（土居廓中地区）

○観光交流の推進・観光情報の周知

- ・安芸市の農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進について検討します。基幹作物（ゆず、なす）や海産物（ちりめんじゃこ）などの特産物を活用した地域づくりの場として、観光農園・市民農園等の市民や観光客との交流の場づくりについて検討します。
- ・漁港では、漁港施設の有効活用により、観光交流機能の充実を図ります。
- ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び IC の整備を活かした観光交流の広域化を促進します。
- ・全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策について検討し、様々な祭りやイベント等の観光情報を広く発信・周知します。



入河内大根キャラクター応募作品



安芸漁港（しらす）

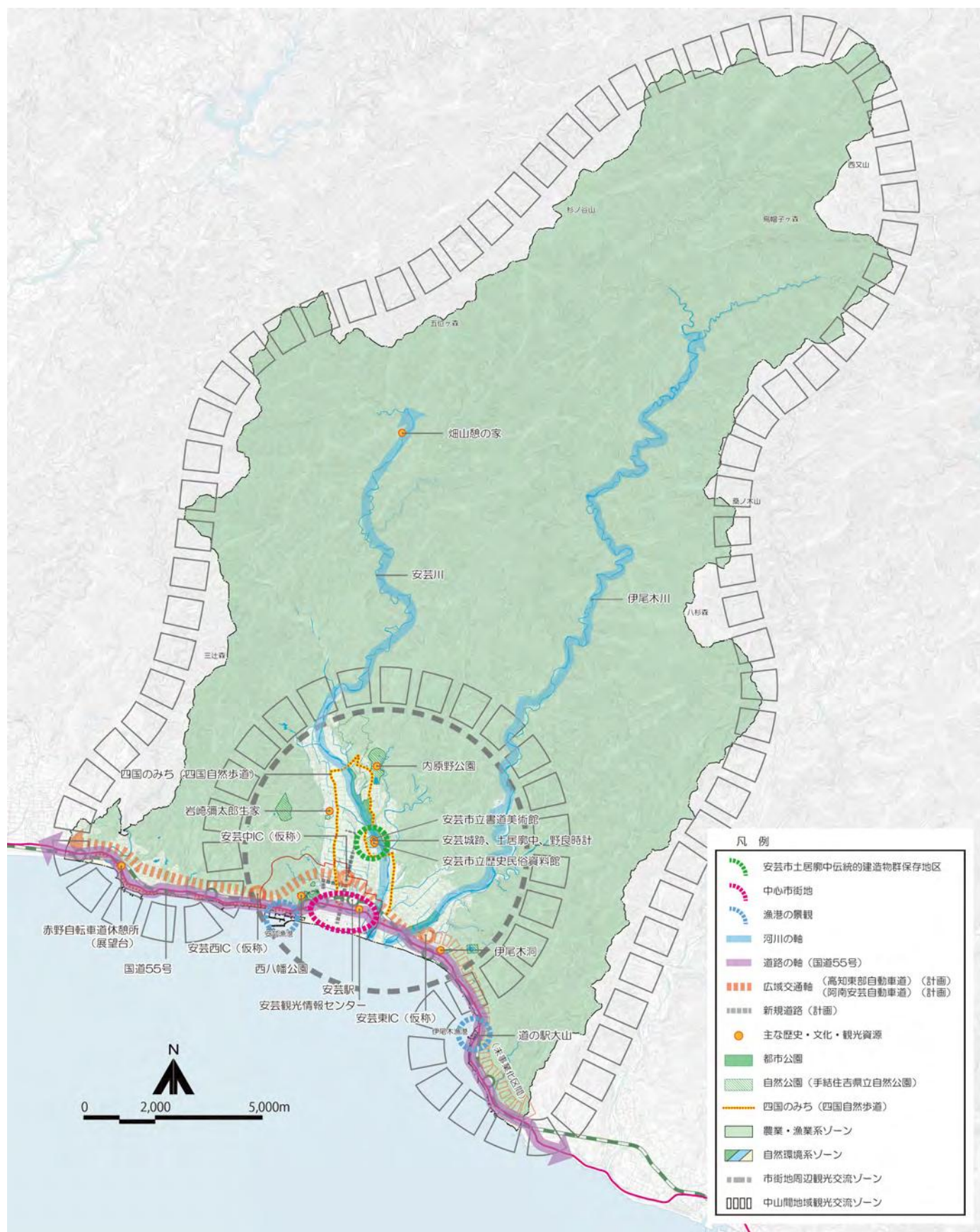


図 4-20 都市景観・観光の方針図

5. 地域別構想

5.1 地域別構想の概要

安芸市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想から構成されます。地域別構想は地域独自の課題に応じた都市づくりの方針を定めます。

5.1.1 地域別構想とは

安芸市都市計画マスタープランの全体構想は、総合計画が目指す将来都市像をふまえ、目指すべき都市像とその実現のための主要課題及び整備方針を定めています。

地域別構想は全体構想をふまえ、あるべき市街地像や地域像及び実施されるべき施策を地域別に定めます。

策定にあたっては、平成 30 年度に実施した市民ワークショップで出された課題や、地域の将来像及び実現するための方策をふまえて検討します。

策定後、安芸市（行政）は土地利用の検討、都市施設の整備等について検討します。また、市民（住民、自治会、各種まちづくり組織、企業等）は行政と協力して、地域資源等を活かした地域づくり活動を進めることとなります。

【第 10 版 都市計画運用指針】（平成 30 年 9 月 国土交通省）

■地域別構想（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）

- ・地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置付ける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。
- ・地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。

なお、地域別構想は、初めから必ずしも全ての地区について定め、又は定める内容を同水準とする必要はなく、当該地域の実情、住民の合意形成の熟度等に応じて、順次、段階的に作成することも考えられる。

5.1.2 地域別構想の概要と地域区分

○地域別構想の概要について

地域別構想は、行政計画とともに協働による市民参加の計画として策定し、今後の地域づくり計画において市民の意見が柔軟に反映できるような構想をめざします。

《地域別構想の概要》

○目標年度：全体構想の目標年度

- ・おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（令和 12 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

○事業主体：行政及び市民（住民、自治会、各種まちづくり組織、企業等）

○役割：

- ・行政 都市計画制度の運用（土地利用、都市施設の検討）、基盤整備、情報発信等
- ・市民 地域の計画づくりやルールづくり（商店街の活性化や景観形成等）

○地域区分について

地域区分は、生活圏域（丁町界、小・中学校区、地形地物）やこれまでのまちづくり活動の区分を基本とし、以下のように設定します。

表 5-1 地域区分

地域区分	対象地区名
①安芸町地域	港町 1 丁目・2 丁目、矢ノ丸 1 丁目・2 丁目・3 丁目・4 丁目、本町 1 丁目・2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目、東浜、花園町、日ノ出町、久世町、幸町、庄之芝町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町、西浜、黒鳥、黒鳥植野、桜ヶ丘町
②土居・僧津、井ノ口、川北乙地域	土居、僧津、井ノ口、川北乙
③伊尾木、下山、川北甲地域	伊尾木、下山、川北甲
④穴内、赤野地域	穴内、赤野
⑤東川地域	大井、黒瀬、古井、島、奈比賀、入河内、別役
⑥畑山地域	安芸ノ川、尾川、小谷、畑山、舞川、栃ノ木

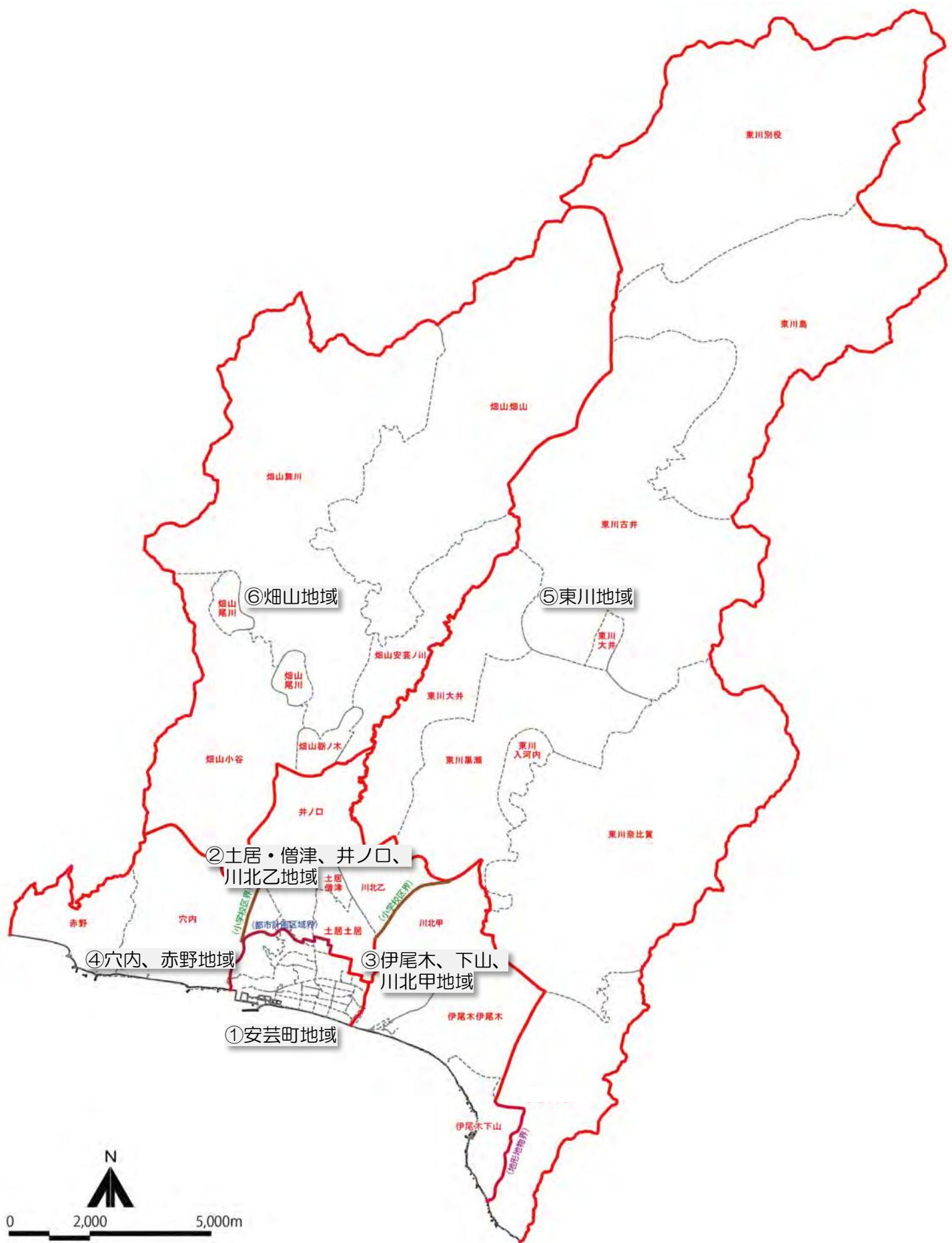
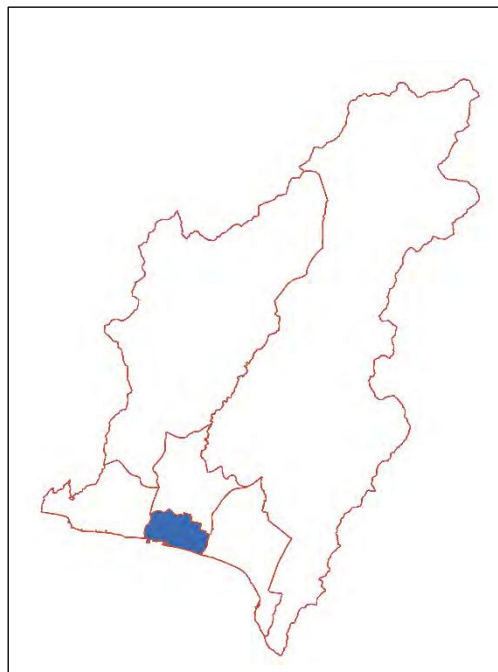


図 5-1 地域区分図

5.2 安芸町地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 524ha（図上計測）
人口	6,851 人
世帯数	3,441 世帯
人口密度	約 13.1 人／ha
高齢化率	23.4%
※人口：平成 27 年度国勢調査 ※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年 8 月末） ※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出 （面積は可住地面積ではない）	



安芸町地域は、安芸平野の中央・海岸部にあたります。東部は安芸川、西部は西浜の山地部、南部は海岸部、北部は土居・僧津、井ノ口、川北乙地域の田園地域に隣接します。

安芸町地域の人口は 6,851 人であり、6 地域の中で最も多く、市全体の約 39.0%を占めます。高齢化率は最も低く、約 23.4%であり、安芸市では最も若い方々の多い地域となります。（市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域にあたり、東部圏域内の「圏域拠点」及び安芸市の経済文化の中心地となる中心市街地を形成しています。

なお、地域の平地部のほぼ全域が津波浸水想定の上水深 2m 以上の区域となっています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・四季のある快適なくらしの場（海山川が近い、自然とのふれあい、子供が安心して遊べる環境）
- ・自転車であらわることのできる小さくまとまったまち（商店街、病院、学校、保育所、託児所、小学校などの人が集まる拠点が市街地に集積、徒歩、自転車で移動ができる）
- ・にぎわいの場が集積（公民館、喫茶店、飲み屋が多いことが特徴）
- ・利便性が高く公共交通のカバーエリアが広い地域（駅前駐車場や駐輪場が無料）

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・今後のまちの変化への対応（庁舎の移転、学校統廃合、高規格道路、交通体系の整備など）
- ・商店街の活性化（空き店舗や閉店する店の増加）
- ・高齢者の暮らしの不安（独居老人の増加、老人の買い物問題、家賃の高騰）
- ・防災対策（津波浸水に対する安全性、地震時のブロック塀問題、消火栓・防火水槽の不足）
- ・仕事への不満（少ない雇用、若い人・専門職の減少、地域産業への不満）

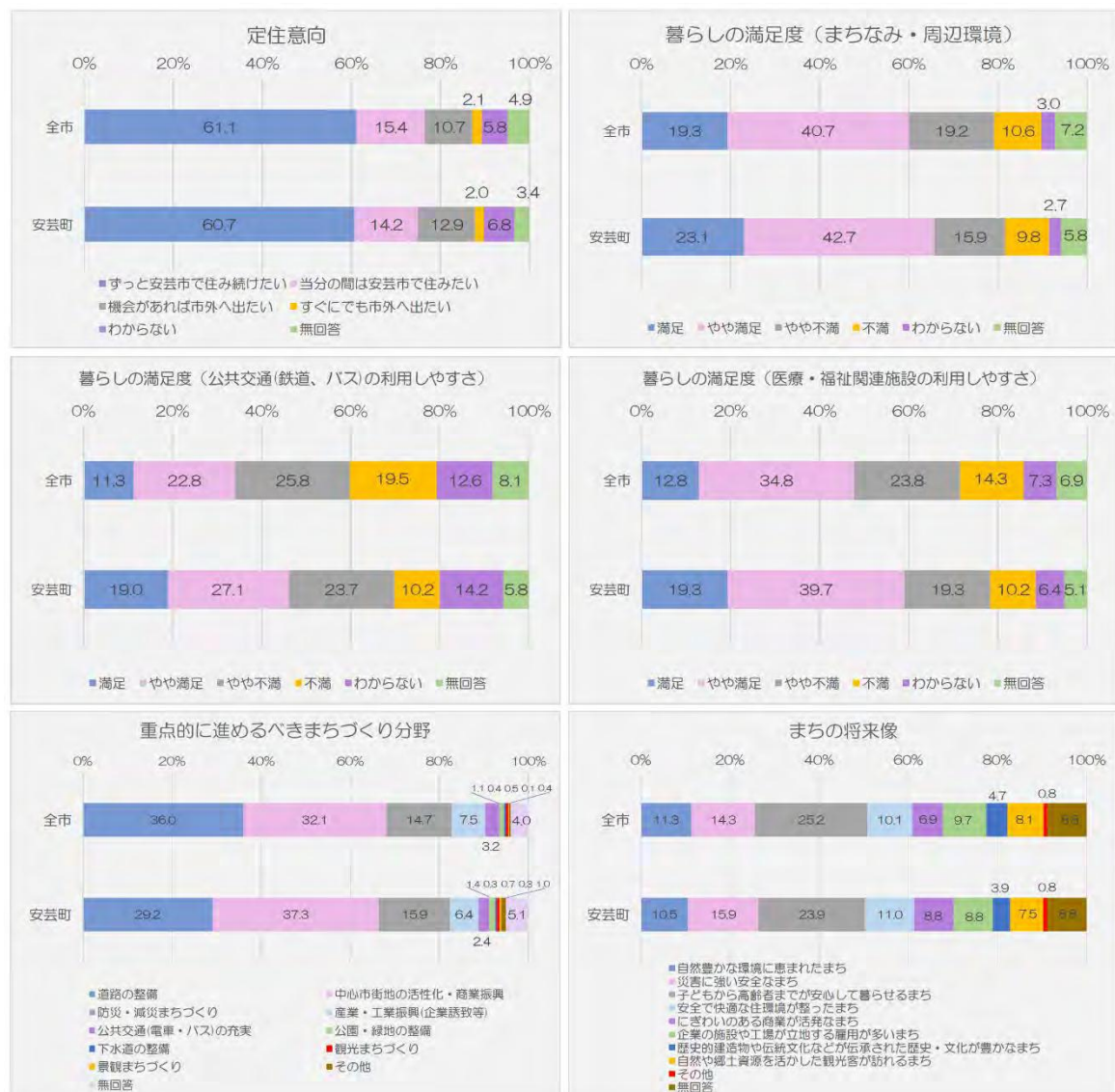
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】 中心市街地がある安芸町地域は、多くの方が定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」74.9%）を示しています。全市（76.5%）と比較しても、多くの市民が、地元での定住を望んでいます。

【暮らしの満足度】 まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は 65.8%を占め、全市（60.0%）より高くなっています。特に、都市機能である公共交通や医療・福祉関連施設への満足度は他地域と比較して高く、「満足」「やや満足」がそれぞれ 46.1%（全市 34.1%）と 59.0%（全市 47.6%）です。

【重点的に進めるべき分野】 「中心市街地の活性化・商業振興」「道路の整備」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各 37.3%、29.2%、15.9%） 特に「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が全市より高くなっています。（全市各 32.1%、14.7%）

【まちの将来像】 「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「災害に強い安全なまち」「安全で快適な住環境が整ったまち」が上位を占めます。（各 23.9%、15.9%、11.0%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○変貌するまちへの対応

- ・安芸町地域では、庁舎の移転、学校統廃合、高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系などが整備されます。今後はこれら大きな変貌に対応するまちづくりが必要となります。

○代替性のない中心地の防災

- ・安芸町地域の大部分は、津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を図るとともに、代替性のない安芸町地域の居住や経済文化活動を守るため、地域での最良の方策を検討することが必要となります。

○中心市街地の魅力やにぎわいの消失

- ・中心市街地では、空き店舗や閉店する店が増加し、商店街としての魅力も減少しつつあります。東部圏域拠点や安芸市の中心地として、にぎわいや活力を取り戻す必要があります。

○まちなかにおけるくらしの不安

- ・独居老人の増加、老人の買い物問題、家賃の高騰、空き家の増加など、まちなかでの暮らしの不安が増加しつつあります。子どもから子育て世代の方々、高齢者、障がい者など、地域にくらすあらゆる市民に対応する快適な居住環境について検討することが必要となります。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）くらしと魅力の中心拠点

- ・健康で安全なくらしと
新たな魅力・活力のある
安芸市中心拠点

安芸市中心部付近



（平成30年度市民ワークショップより）

- ・自然の美しい誇りある郷土づくり
- ・市民を市民が応援するまちづくり
- ・教育のまちとしてのまちづくり
- ・防災・減災の20年先をみた事前復興のまちづくり



〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○魅力と活力を生み出す新たな拠点と周遊型ネットワークの形成

- ・庁舎の移転、学校統廃合、高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系の整備を活かし、安芸市の中心地に新たな活力と魅力の創出を図ります。

○命を守る取組と強靱なまちづくり

- ・地震・津波などの自然災害に対する防災機能のさらなる強化や避難場所、避難する路の確保を図り、災害に強く安全にくらせるまちづくりを図ります。

○圏域拠点・安芸市の中心地としてのにぎわいのある中心市街地の形成

- ・商業・業務機能の維持・集約を図るとともに、交通や生活利便性の高いまちなかへの居住の維持及び新たな居住者の受け入れ環境を整備し、にぎわいのある中心市街地を形成します。

○まちなかにおける快適な暮らしの確保

- ・介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の都市機能の維持、市民や観光客の憩いや健康づくり、地域コミュニティの場の整備などを進め、定住者や移住者が安心して子育てができ、健康にくらせる住環境を形成します。

《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・道路の充実（防災・まちの経済活動・生活のための道路を充実）
- ・安芸市の自然や今ある施設を使った名所づくり（観光客に紹介できるホテルの質向上、中高生世代の楽しめるボーリング場、安芸市民のための安芸ツアーの開催など）
- ・にぎわい・文化の拠点づくり（スマイルあきのリノベーション、図書館を活用した拠点づくり、市民同士のコミュニケーションの場として水浴びのできる広場・コミュニティスペース）
- ・イベントでにぎわいづくり（まちがきれいなのでオーガニックをキーワードとしたイベント、商店街の建物を生かしたイベント、流木アートや安芸の歴史イベント、従来の全国商い甲子園など）
- ・空き家・空き地の活用（持ち主不明の場所の活用ができないと空き家・空き地が広がってしまうので、暫定活用を検討）
- ・高齢者にやさしいまちづくり（本町通りでの高齢者の買物が多少不便、高齢者対策が必要）

《分野別方針》

【新たな都市計画の方針】

①新たな都市拠点の形成

- ・都市拠点である「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺」において、ごめん・なはり線「あき総合病院前駅（仮称）」を設置し、駅前広場及び駅舎の整備を推進します。

- ・「安芸中IC（仮称）周辺」は、IC南側を広域交通の強みを活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用について検討し、IC北側を優良農地として保全します。これにより、自然と都市の複合的な機能が調和し、新たに活力を生み出す市街地を形成します。

《主要施策例》

○「あき総合病院前駅（仮称）」の設置

- ・駅前広場及び駅舎の整備を推進

○「安芸中IC（仮称）周辺」土地利用の位置づけ

- ・IC南側：流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用の検討
- ・IC北側：優良農地の保全

②新たなネットワーク形成と沿道土地利用

- ・安芸町地域の中央部を縦断する「安芸中央インター線」の早期整備を促進します。また「海岸線」「あき病院球場線」及び「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」により、安芸市中心部の環状線を形成します。これにより、安芸市を牽引する社会経済活動や市民の健康で元々なくらしを支える生活軸とするとともに、観光交流、防災機能を強化します。
- ・新設道路の沿道土地利用は、それぞれの立地特性に応じ、計画的に活用します。

《主要施策例》

○新設道路による環状線の整備と広域ネットワーク

- ・「安芸中央インター線」「海岸線」「あき病院球場線」「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」の整備による安芸市中心部の環状線の形成
- ・高規格道路と安芸中IC（仮称）の整備促進による広域ネットワークの形成

○新設道路の沿道土地利用の検討

- ・「安芸中央インター線」：観光客や商店街の活性化に向けた沿道土地利用
- ・「あき病院球場線」：周辺緑地の保全
- ・「海岸線」：安芸市の魅力向上に向けた沿道土地利用
- ・「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」：周辺農地との調和や景観に配慮した沿道土地利用

③公共施設跡地の有効利用

- ・「市役所跡地」及び学校統合によって生じる「学校跡地」の有効活用について検討します。
「市役所跡地」「学校跡地」は、にぎわいづくりや市街地の魅力づくりのための土地利用について検討します。

《主要施策例》

○「（現行）市役所」の跡地利用

- ・にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用の検討

○「安芸中学校」「県立安芸中高等学校」の跡地利用

- ・安芸中IC（仮称）を結ぶ地域の魅力づくりのための拠点として、土地利用の検討
- ※検討例：観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等

【都市防災の方針】

- ・狭小道路の拡幅などによる避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討、漁港、海岸の自然災害についての防災対策等、地震・津波などの様々な自然災害に対する複合的な取り組みを推進します。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○新設道路を活用した緊急輸送道路ネットワークの強化

- ・新設道路を活用した緊急輸送道路網の早期整備
- ・安芸橋、鉄道等の耐震化及び緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上

○密集市街地における防災・減災対策

- ・安芸市民会館、安芸市民図書館の更新・移転についての検討
- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、老朽家屋の解消や建て替え時の耐浪化
- ・狭小道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備

○避難場所・避難できる路のさらなる整備

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための道路整備の推進
- ・避難困難区域の再検討によるさらなる安全性の向上
- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置

○河川・内水氾濫の災害対策

- ・安芸川、江ノ川等の河川・内水氾濫対策

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

- ・ 東部圏域の圏域拠点として土地の有効利用を促進し、商店街等の活性化を推進するとともに、まちなかにおける快適な生活環境の提供のための土地利用を進めます。

《主要施策例》

○住居系エリア（都市的土地利用）

- ・ 中心市街地や駅周辺における介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用を検討
- ・ 沿岸部における市民や観光客の憩いと健康づくりの場や地域コミュニティの形成の場としての土地利用を検討
- ・ 若者向け定住対策として、空き家バンクや民間活力等の活用、桜ヶ丘住宅のリノベーションの検討や桐ヶ内団地等の建替

○商業・業務系エリア

- ・ 中心市街地は地域の顔となる商業地として、魅力と特色ある商業空間の形成
- ・ 安芸駅周辺における中心市街地と連続した商業地としての土地利用
- ・ 空き地の活用・空き店舗の改修として、創業・後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の確保や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力づくり

○工業系エリア

- ・ 植野工業団地の維持・充実

○農業・漁業系エリア

- ・ 優良農地の保全・充実として、農業生産基盤の維持・充実
- ・ 漁港機能の維持・充実

○自然環境系エリア

- ・ 市街地の良好な環境を支える安芸川、江ノ川、西部のまとまった緑地の保全

【都市施設等の方針】

②市街地整備の方針

- ・ 複合的な安全対策を講ずることにより、安全・安心な居住地の形成や機能的な業務系施設の誘導を進めます。

《主要施策例》

○住居系市街地の整備

- ・ 中心市街地の低・未利用地における土地利用転換の検討及び有効活用
- ・ 津波浸水想定区域内に位置する中心市街地での用途の混在や敷地の細分化の防止、耐震性がなく耐用年数が超過している住宅の用途の廃止など、災害に強い居住環境の検討
- ・ 木造の密集市街地等における狭小道路の解消の推進、建替時の建物の堅牢化、津波からの避

難場所となる中高層建築物への誘導等（地区計画の導入を検討）

- ・桜ヶ丘住宅・桐ヶ内団地等におけるリノベーションや建替による若者向け定住対策の進、公営住宅の長寿命化対策の推進
- ・元気な高齢者が大勢で暮らせる場所などの生活・居住対策についての検討

○商業・業務系市街地の整備

- ・安芸駅周辺における土地の高度利用及び都市機能の集約などの推進
- ・安芸市商店街である元町振興会、安芸本町商店街振興組合の活性化に向けた支援
- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・あき総合病院前駅（仮称）における防災拠点及び観光交流拠点としての機能強化

○工業系市街地の整備

- ・植野工業団地における現在の機能の維持・向上の推進
- ・工業団地内の緑化の推進
- ・新設道路・安芸中IC（仮称）へのアクセス性の向上

○農業・漁業系施設の整備

- ・ほ場整備及び農業生産基盤の維持等、耕作放棄地の抑制
- ・利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進

②都市交通の方針

- ・市街地部の渋滞緩和に向け、安全で円滑な交通網の形成を図ります。
- ・鉄道や生活路線バスなどの公共交通の充実を図ります。
- ・誰もが利用しやすい生活道路、歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

《主要施策例》

○総合的な交通体系の整備

- ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び安芸中IC（仮称）の整備促進
- ・幹線道路の渋滞緩和、安全性の向上のための拡幅改良の推進
- ・市街地内の道路の充実として、避難できる路及び緊急車両の通行機能の確保
- ・交差点や通学路等の外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保
- ・都市計画道路の位置づけや整備の優先順位等についての見直し検討

○公共交通サービスの充実

- ・自動車、公共交通、歩行者・自転車等に対応できる安全な交通環境の整備
- ・安芸駅周辺地域の駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備の推進
- ・バスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の充実

○人にやさしい道路づくり

- ・生活道路・通学路、自転車・歩行者道の安全性・利便性・快適性の向上
- ・人にやさしい道路・健康づくりの路の検討
- ・ユニバーサルデザインの導入

③生活環境の方針

- ・上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

《主要施策例》

○上下水道の維持管理

- ・上水道及び公共下水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理の推進

○供給処理施設の整備

- ・旧火葬場（西浜）跡地の新たな墓地として整備と適切な運営

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・環境美化としてごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

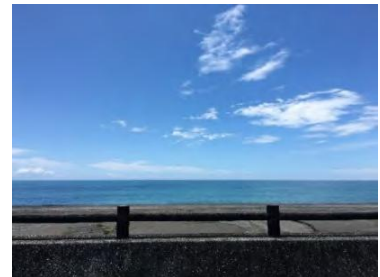
④公園・緑地の方針

- ・安芸地域における海、山、川などの自然環境や拠点となる公園・緑地の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

《主要施策例》

○自然環境の保全

- ・安芸川、江ノ川などの河川、安芸町地域西側の山地、海岸等の水質や生態系の保全
- ・安芸川、江ノ川などの多自然川づくりの促進
- ・手結住吉県立自然公園（浄貞寺）の保護
- ・安芸市の緑の骨格としての農地の保全



安芸市の海岸

○都市計画公園・都市計画緑地の整備・管理

- ・朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）等の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理の推進
- ・安芸タイガース球場（西八幡公園）における周辺整備の推進
- ・中心市街地のにぎわいや活性化につながるまちなか広場の創出等についての検討

○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・幹線道路、駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を推進
- ・都市緑地法等の諸制度など様々な施策の活用を検討
- ・緑地保全や都市緑化の推進に向けた市民参加の推進体制づくり
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

⑤都市景観・観光の方針

- ・ 駅周辺や中心市街地等において、個性とにぎわいのある景観形成を進めます。
- ・ 建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策について検討します。

《主要施策例》

○玄関口としてふさわしい都市景観の形成

- ・ 安芸駅、安芸中IC（仮称）周辺、中心市街地、あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺などの都市拠点及び幹線道路沿道の玄関口としてふさわしい顔づくり
- ・ 個性ある建築群（水切り瓦のある蔵）が残る景観などの安芸市らしいまちなみ景観の保全
- ・ 民地の生け垣化・敷地内緑化、建物の意匠の工夫等の推進による良好な景観の育成

○観光交流のための環境整備

- ・ 駐車場の充実、アクセス道路の整備による観光交流拠点の整備
- ・ 看板・サインの充実により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・ 特産物を活用した地域づくりの場、観光農園・市民農園等の市民や観光客との交流の場づくりなどにより、農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進
- ・ 全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策についての検討
- ・ 様々な祭りやイベント等の観光情報の発信・周知

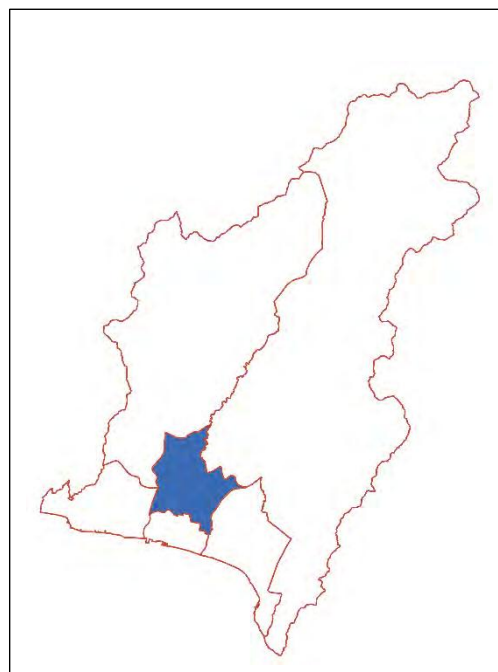
[4] 地域づくりの方針図



5.3 土居・僧津、井ノ口、川北乙地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 1,386ha（図上計測）
人口	4,572 人
世帯数	2,042 世帯
人口密度	約 3.3 人/ha
高齢化率	25.3%
※人 口：平成 27 年度国勢調査（川北甲・乙は平成 30 年 8 月末人口比率から 3：1 より算出）	
※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年 8 月末）（川北甲・乙は平成 30 年 8 月末人口比率から 3：1 より算出）	
※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出（面積は可住地面積ではない）	



土居・僧津、井ノ口、川北乙地域は、安芸平野のほぼ中央に位置し、川北乙に安芸川が流下、東・西・北の 3 方を山地に囲まれた田園地域です。

地域の人口は 4,572 人であり、6 地域の中で 2 番目に多く、市全体の約 26.0%を占めます。高齢化率は 6 地域の中で 3 番目にあたる 25.3%であり、安芸市平均高齢化率 24.8%より、やや高い地域となります。

地域全域が都市計画区域外にあたる農村集落の分布する地域です。古くは地域の政治・文化の中心地として栄え、安芸城趾、土居廓中などの歴史ある街並みを有し、多くの歴史的・文化的資源が立地します。また、安芸市の主要産業である広大な農地が広がる地域です。

なお、安芸町地域との北側隣接部付近から中之橋付近までの安芸川沿川が津波浸水想定浸水深 2m 以上の区域となっています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・ 中心市街地へのアクセスは良好
- ・ 歴史ある古い街並みや公園が立地（土居廓中伝統的建造物群保存地区、内野原公園、安芸広域公園、庭園などがあり、観光や歴史資源が豊富）

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・ 細い道が心配（集落の中は狭小道路、緊急車両の通行が困難、津波対策）
- ・ 人が集まる仕掛けが不足（高速道路で通過点にならない工夫、トイレ、ゴミ置場、市民の活動の場などが少ない）
- ・ もてなしの場としての観光地の整備不足（土居廓中、城山、駐車場などの場所がわかりにくい）
- ・ 職場が不足（農家の後継者不足、港や工場などの職場が少ない）

《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）の方が84.5%を示し、東川地域の100%を除くと、安芸市で最も高いポイントとなっています。（全市76.5%）

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は58.2%で全市（60.0%）より低くなっています。特に、都市機能である「公共交通の利用のしやすさ」と「医療福祉関連施設の利用のしやすさ」の「満足」「やや満足」は、それぞれ27.6%、47.1%であり、全市（各34.1%、47.6%）より低くなっています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各38.8%、31.1%、11.2%）

【まちの将来像】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「自然豊かな環境に恵まれたまち」「災害に強い安全なまちが上位を占めます。（各27.4%、13.3%、12.9%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○新施設の整備等に伴う無秩序な開発への懸念

- ・土居・僧津、井ノ口、川北乙地域は、安芸市役所の移転、市立新統合中学校の移転、安芸中央インター線の整備が行われます。今後のこれらの整備に伴い、施設周辺での無秩序な土地利用が懸念されます。

○集落内の道路は狭小、公共交通はやや脆弱

- ・地域では、古くより山裾に集落が発達し、安芸川右岸に広がる土居・僧津には屋敷地などが発達しています。これらの集落内の道路は昔ながらの狭小道路となっており、日常交通や緊急車両時の車両通行に困難が生じており、今後の対応が必要となっています。

○医療・福祉施設の地域内格差

- ・暮らしの満足度は比較的高く、定住意向は安芸市で最も高くなっています。なお、「医療福祉関連施設の利用のしやすさ」の満足度は比較的高くなっています。

○観光資源は多いが、活用が不十分

- ・古くより政治・文化の中心地として栄えた地域であり、歴史文化資源が多く立地します。安芸市を代表する観光地域となっている反面、各施設の場所のわかりにくさや駐車場の不足など、観光インフラの整備の遅れが懸念されます。

○災害への不安

- ・安芸川沿川や安芸町地域付近は、津波浸水想定区域（L2）2m以上の地域があります。地震・津波や内水氾濫等の自然災害への取組が必要です。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）歴史と今を感じるふるさと安芸

- ・安芸市を代表する農と歴史と文化の観光交流地域

野良時計



（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・市役所、小中学校周辺のまちづくりを重視
- ・観光の地域づくり
- ・歴史の重みのあるまちづくり
- ・安全なまちづくり
- ・東高知の拠点として、公共交通の充実・拠点の連携



[3] 地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○環境の変化に対応する適切な土地利用の検討

- ・新たに整備される安芸市役所、市立新統合中学校の周辺土地利用や安芸中央インター線沿道周辺への無秩序な開発を抑制し、周辺の優良農地と調和する適切な土地利用を推進します。
- ・これら周辺土地利用を適切に活用するため、都市計画区域の見直しを検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

○集落内の交通環境の改善

- ・集落内の狭小道路について、適所・適切な拡幅を検討し、日常生活や緊急時の安全・安心な交通環境を形成します。

○交通ネットワークの強化によるくらしの安心の確保

- ・安芸川左右岸により隔てられる地域内の交通ネットワークの強化について検討し、医療施設や商業施設等の日常生活機能の向上を図ります。

○観光地間をわかりやすく楽しく結ぶ観光ルートの整備

- ・地域内に点在する観光施設への必要に応じたアクセス道路の拡幅、駐車場の整備、サインの設置や、観光地間をわかりやすく結ぶ観光ルートの設定などにより、気軽に楽しめる観光地づくりを進めます。

○自然災害からくらしを守る取組による安全・安心な地域づくりの推進

- ・安芸町地域近隣、安芸川沿川地域、土砂災害等の危険性のある地域について、地震・津波や洪水、土砂災害等の自然災害に対する複合的な取り組みを推進します。

《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・新たな拠点を生かしたまちづくり（現市役所を活用した支所の整備、県の庁舎などを利用した防災施設、IC、駅の拠点化・ハイウェイオアシスの新設、小中学校統合による拠点化、駐車場・案内所づくり（食堂、トイレ、案内所、土産物屋と観光用の駐車場の整備に活用する複合施設化）など）
- ・バスの充実と高齢者にやさしいネットワークづくり（元気バスの本数の増加、安芸駅からの観光・周遊バス・観光拠点のピストンバスの充実、高齢者のためのバリアフリー化、駐車場からの散策できるルートづくり）
- ・安芸市らしい売り込みのアイデア（お遍路さんお接待所の新設、地場産品店、城山の活用（城の復元、展望台、城型避難所）、岩崎彌太郎生家の活用など）
- ・地域交流の場づくり（公園、公民館を改修して子どもや高齢者の交流の場づくり）

《分野別方針》

【新たな地域づくりの方針】

①新市役所や統合学校周辺の適切な土地利用コントロール

- ・新市役所や統合学校は地域の新たな拠点となります。移転地周辺は農地であることから、懸念される無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

《主要施策例》

○都市計画区域の見直し

- ・都市計画区域の見直し検討：新市役所や統合学校周辺への都市計画区域の見直し、用途指定や地区計画制度等の都市計画手法の活用を検討

○「新市役所周辺」「教育拠点」及び「安芸中央インター線」沿道の適切な土地利用

- ・優良農地の保全の検討

②くらしの骨格となる「安芸中央インター線」の早期整備

- ・新市役所や統合学校周辺と中心市街地を直結し、地域交通網の骨格となる「安芸中央インター線」の早期整備を促進します。
- ・地域においては、くらしを支える生活軸や観光交流、防災の骨格軸として活用します。

《主要施策例》

○くらし、観光、防災を支える新設道路の整備

- ・「安芸中央インター線」：整備の促進、歩いて楽しい工夫について検討

【都市防災の方針】

- ・津波浸水想定区域にあたる集落では、狭小道路の拡幅などによる避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理を進めます。
- ・安芸川沿川や土砂災害等の危険性のある地域は、堤防強化の促進、総合治水等による内水氾濫への対応、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○緊急時に避難できる路の確保

- ・狭小道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる路の確保

○洪水対策

- ・安芸川、江ノ川などの治水対策、総合治水等の推進

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

農業環境の継続・充実や定住者や移住者が安心して子育てができ、健康にらせる田園集落環境を確保します。また、空き地・空き家などの有効活用について検討します。

《主要施策例》

○住居系エリア（自然的土地利用）

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・空き地・空き家対策の検討

○工業系エリア

- ・植野工業団地の現在の機能の維持・向上
- ・工業団地内の緑化の推進
- ・新設道路・安芸中IC（仮称）へのアクセス性の向上
- ・ゆず加工施設（移転検討中）の小規模な産業拠点としての操業機能の充実、地場産品を活用した都市農村交流の場としての土地利用の検討

○農業系エリア

- ・農業生産基盤の維持・充実

○自然環境系エリア

- ・水源涵養としての森林の保全



地域の農業系エリア

【都市施設等の方針】

①都市交通の方針

- ・生活路線バスなどの公共交通の活用や、歩いて楽しい新たな通学路や観光地を周遊できる自転車・歩行者の利用環境を充実します。

《主要施策例》

○公共交通サービスの充実

- ・安芸川の流下する地域内の交通ネットワークの強化のためのバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の充実

○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道：安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路における安全対策の充実、修景、健康増進のみちづくり

②生活環境の方針

- ・上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

《主要施策例》

○上下水道の整備推進と維持管理

- ・上水道及び公共下水道等の整備推進
- ・公共下水道等及び水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地の方針

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や広域公園、観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

《主要施策例》

○自然環境の保全

- ・地域を縦断する安芸川などの河川、安芸平野を取り巻く山地等の自然環境の保全
- ・安芸川などの多自然川づくりの促進
- ・河川の水質や生態系の保全とともに親水空間として整備を促進
- ・緑の骨格としての農地の保全

○自然公園の保護・保全

- ・手結住吉県立自然公園であるの安芸城趾や土居廓中一帯の保護・保全

○都市公園の管理

- ・県立安芸広域公園の適正な維持管理の推進

○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

⑤農村景観・観光の方針

- ・安芸市を代表する農地と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・観光地の建築物・工作物・屋外広告物等の適正な誘導により、地域の良い景観づくりを引き続き進めます。

《主要施策例》

○都市景観・田園景観の形成

- ・ふるさと景観の保全として、農地景観の保全、国選定 重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）、安芸城跡、野良時計、岩崎彌太郎生家などの歴史的景観や文化的景観の保全

○観光交流のための環境整備

- ・観光交流拠点である安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家等の歴史文化資源等の保全対策
- ・駐車場の充実、アクセス道路の整備による観光交流拠点の充実
- ・看板・サインの充実等により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・安芸市立歴史民俗資料館、安芸市立書道美術館等の文化資源、安芸広域公園等の観光交流拠点の利用促進
- ・特産物を活用した地域づくりの場、観光農園・市民農園等の市民や観光客の交流の場づくり等の農業を活かした体験型・交流型観光の推進

[4] 地域づくりの方針図

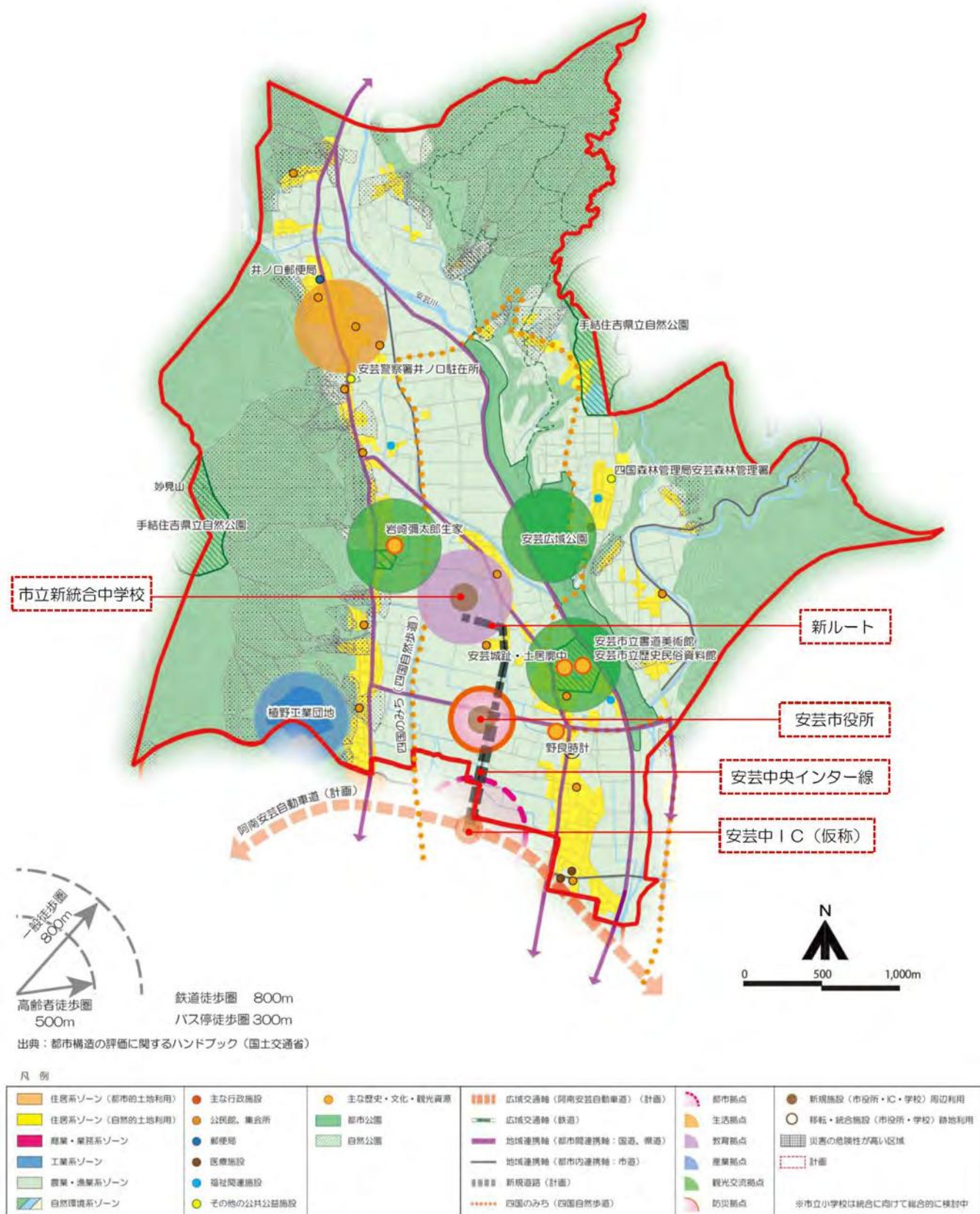
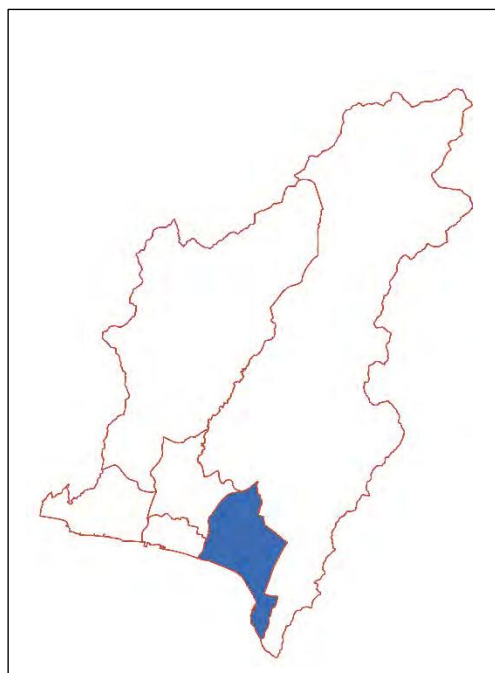


図 5-3 地域区分図（土居・僧津、井ノ口、川北乙地域）

5.4 伊尾木、下山、川北甲地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 1,703ha（図上計測）
人口	3,825 人
世帯数	1,803 世帯
人口密度	約 2.2 人／ha
高齢化率	23.8%
※人 口：平成 27 年度国勢調査（川北甲・乙は平成 30 年 8 月末人口比率から 3：1 より算出）	
※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年 8 月末）（川北甲・乙は平成 30 年 8 月末人口比率から 3：1 より算出）	
※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出（面積は可住地面積ではない）	



伊尾木、下山、川北甲地域は、安芸平野の南東部に位置します。東北部は東川地域に接し、西部は安芸川を境に安芸町地域及び土居・僧津、井ノ口、川北乙地域に接します。また、南部は海岸に接し、地域中央部には伊尾木川が流下しています。

地域の人口は 3,825 人であり、6 地域の中で 3 番目に多く、市全体の約 21.8%を占めます。高齢化率は 6 地域の中で 2 番目に低く、23.8%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたり、農漁村集落が分布する地域です。地域には手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の観光交流資源が多く分布し、これらは広域交通網である国道 55 号及び土佐くろしお鉄道などによって隣接地域と結ばれています。

なお、平野部はほぼ全域が津波浸水想定 of 浸水深 2m 以上の区域であり、海岸部に迫る山地部には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・豊富な資源（魅力ある道の駅・伊尾木の多様な観光地）
- ・高い防災意識
- ・地元で起業された企業が多い地域（「山のくじら舎」「メリーガーデン」等）
- ・クリーンエネルギーに取り組む会社が立地

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・観光地としての努力が不足（集客施設や安芸東 IC（仮称）などの整備を活かした観光地としての努力が必要）
- ・防災対策が心配（平野部がほぼ津波浸水想定 of 区域）

《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成30年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は73.1%であり、全市（76.5%）と比較的して低くなっています。

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への「満足」「やや満足」は58.4%を占め、全市（60.0%）より、やや低くなっています。都市機能である医療・福祉関連施設はやや不満が高くなっています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各37.6、28.2%、16.8%）

【まちの将来像】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「災害に強い安全なまち」「自然豊かな環境に恵まれたまち」が上位を占めます。（各26.5%、14.4%、11.4%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○高規格道路・安芸東IC（仮称）、中学校学校跡地の有効活用

- ・伊尾木、下山、川北甲地域では、高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備、清水が丘中学校学校の統廃合などが進められます。今後は、これらの整備を活かしたまちづくりが必要となります。

○自然災害に脆弱な河川沿川と沿岸域の居住地と農地

- ・居住地の大部分は津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を検討することが必要となります。

○緊急時の通行等が困難な集落地内交通

- ・地域の交通は、国道55号を骨格として、くらし、物流、観光などを支えています。集落地内の多くは狭小道路があり、日常生活の安全な通行や救急時の緊急車両の通行等に支障があります。今後は、くらしや緊急時に安全な道路空間の形成が必要です。

○観光資源の魅力発揮が不十分

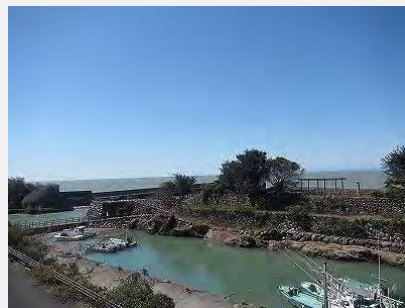
- ・地域には県や市を代表する多彩な観光交流資源が立地するものの、近年の「道の駅大山」の入込客数をみても年間約2万人弱であり、さらなる地域資源の魅力発揮が必要です。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）海・山・人の誇りあるふるさと

- ・新たに生まれる安芸東IC（仮称）、
学校跡地等を最大限活用した
魅力あふれる観光交流地域



伊尾木漁港石積堤



《地域の将来像》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・世界の人が行ってみたい・地域の人々が世界に誇れるまち
- ・自給自足の世界一暮らしやすい里づくり
- ・幕末～昭和の夢にタイムトラベルができるまち
（森林鉄道を復活）



〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○安芸東IC（仮称）や学校跡地を活用した地元産業の育成・起業の促進

- ・高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備促進を図るとともに、安芸東IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制について検討します。
- ・高規格道路・安芸東IC（仮称）との接続を促進します。これにより、周辺地や清水ヶ丘中学校跡地などの有効活用による地域活性化や観光の振興について検討し、地元産業のさらなる育成や起業の促進に取り組みます。

○地震・津波や自然災害からのくらしの安全の確保・命を守る取組

- ・避難場所、避難する路のさらなる充実や維持管理を図ります。
- ・自主防災組織の強化などの災害への備えを充実させ、地震・津波から「命を守る」取組を推進します。

○集落地内の狭小道路の改善

- ・狭小道路の拡幅や見通しの確保等の改善により、くらしや緊急時の安全な道路空間を形成します。

○個性豊かな観光資源の魅力の発揮

- ・観光地としての施設の充実を進め、多彩で個性的な観光資源の魅力増進を図ります。

《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・IC周辺の交通利便性の活用（将来、IC、駅、路線バスなど交通機関を生かせる場所）
- ・地元の中小企業の育成・起業の促進
- ・防災意識のさらなる醸成
- ・魅力ある伊尾木の観光・文化の活用（伊尾木洞、シダ群落（天然記念物）、伊尾木ゲストハウス（素泊まり）、寅さん地蔵や太鼓、文化祭、いかだ流しなど地域の様々な資源やイベント）
- ・魅力ある道の駅周辺資源の活用（農水の地場産品、サンセット、グリーンフラッシュ、恋人の聖地、ツーリング・サイクリスト・お遍路さんの休憩場所など）
- ・自然の活用（桜の名所、森林鉄道跡など）

《分野別方針》

【新たな地域づくりの方針】

①高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備促進

- ・高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備を促進し、地域の広域ネットワークを形成します。安芸東IC（仮称）と地域交通の骨格となる国道55号とのアクセス道路の検討により、地域との連

結を強化します。これにより、生活利便性の向上とともに、地域観光や地元産業の広域的な発展を促進します。

②安芸東IC（仮称）周辺の無秩序な開発の促成

- ・安芸東IC（仮称）建設に伴う周辺農地の無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

③清水が丘中学校跡地の有効活用

- ・学校統合によって生じる清水が丘中学校跡地は、地域活性化に向けた新たな拠点として、有効活用について検討します。

《主要施策例》

○地域の広域ネットワーク整備

- ・高規格道路・安芸東IC（仮称）の早期整備の促進
- ・国道55号との地域へのアクセス道路の整備の検討

○安芸東IC（仮称）周辺の適切な土地利用

- ・安芸東IC（仮称）周辺農地の保全の検討

○地域の新たな拠点の形成

- ・清水が丘中学校跡地の有効活用：地域コミュニティへの活用、観光の振興、地元産業のさらなる育成や起業の促進等への有効活用について検討

【都市防災の方針】

- ・津波浸水想定区域にあたる集落では、狭小道路の拡幅などによる避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理を進めます。
- ・安芸川沿川や土砂災害等の危険性のある地域は、堤防強化の促進、総合治水等による内水氾濫への対応、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○緊急時に避難できる路の確保

- ・狭小道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる路の確保

○洪水対策

- ・安芸川、伊尾木川などの治水対策、総合治水等の推進

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康にらせる田園集落環境を確保します。

《主要施策例》

○住居系エリア（自然的土地利用）

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・駅、公民館、集会施設等周辺への生活利便施設の維持、集約、起業の場の集約
- ・起業への支援・空き地・空き家対策の検討

○農業系エリア

- ・農業生産基盤の維持・充実
- ・漁港機能の維持・充実

○自然環境系エリア

- ・水源涵養としての森林の保全

【都市施設等の方針】

①都市交通の方針

- ・集落内の狭小道路の改良、交通安全対策を進めます。

《主要施策例》

○狭小道路の改良

- ・渋滞緩和、安全のための拡幅改良

○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道の安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路等への外灯やカーブミラーの整備等の安全対策

②生活環境の方針

- ・上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

《主要施策例》

○上下水道の整備推進と維持管理

- ・上水道及び公共下水道等の整備推進
- ・公共下水道等及び水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

○供給処理施設の維持管理

- ・安芸市一般廃棄物最終処分場、杜の聖苑（安芸市火葬場）の適切な維持管理

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地の方針

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

《主要施策例》

○自然環境の保全

- ・地域を縦断する安芸川、伊尾木川などの河川、沿岸域の山地等の自然環境の保全
- ・安芸川、伊尾木川などの多自然川づくりの促進
- ・河川の水質や生態系の保全とともに親水空間として整備を促進
- ・緑の骨格としての農地の保全

○自然公園の保護・保全

- ・手結住吉県立自然公園である伊尾木洞のシダ群落、竜王池（東山森林公園／生活環境保全林）、大山岬一帯の海岸線の保護・保全

○公園・緑地の管理

- ・大山岬公園などの適正な維持管理を推進

○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

⑤農漁村景観・観光の方針

- ・農地や漁港と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・観光地の建築物・工作物・屋外広告物等の適正な誘導により、地域の良い景観づくりを引き続き進めます。

《主要施策例》

○漁港景観・田園景観の形成

- ・伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）などの歴史的景観や文化的景観や、山裾に広がる農地景観などのふるさと景観の保全

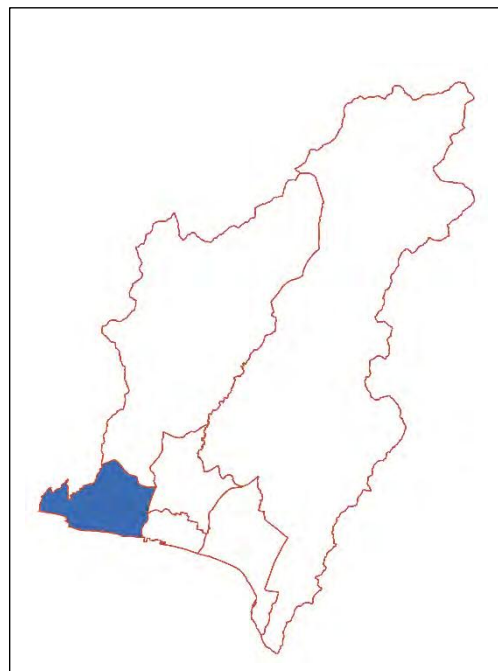
○観光交流のための環境整備

- ・伊尾木洞、自然公園、大山岬公園等の観光交流拠点の保全及び利用促進
- ・看板・サインの充実等により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・農業、漁業を活かした体験型・交流型観光の推進

5.5 穴内、赤野地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 1,433ha（図上計測）
人口	1,891 人
世帯数	847 世帯
人口密度	約 1.3 人／ha
高齢化率	28.2%
※人口：平成 27 年度国勢調査 ※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年 8 月末） ※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出 （面積は可住地面積ではない）	



穴内、赤野地域は、安芸市の南西部に位置します。東部は安芸町地域、土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、西部は隣村の芸西村に接し、南部は海岸、北部は畑山・尾川地域に接します。

穴内、赤野地域の人口は 1,891 人であり、6 地域の中の 4 番目にあたり、市全体の約 10.8%を占めます。高齢化率は比較的高く、28.2%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域は安芸市都市計画区域外にあたる農漁村地域です。集落は東西に延びる沿岸の平地部から一部山間部に分布し、沿岸域には土佐くろしお鉄道、国道 55 号が横断します。地域には、太平洋を望める矢流古戦場跡、赤野自転車道休憩所や日本酒の蔵元などがあり、海岸部には穴内漁港、赤野漁港が位置します。

なお、穴内、赤野地域の沿岸部はほぼ全域が津波浸水想定の上水深 2m 以上の区域であり、海岸部に迫る山地部には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・豊かな自然・海岸景観（赤野の海の景色）
- ・まとまったまち（自転車で回れる便利なまち）
- ・特徴ある交通施設（自転車道や駅ごとにキャラクターのあるごめん・なはり線が魅力）
- ・良くなった農業環境（ほ場整備が完了し、水が確保）
- ・自慢の食（地酒の酒造会社が 2 軒）

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・困難な移住（マンションの不足、高い家賃などで移住者が少ない）
- ・防災対策への不安（避難地の山は高齢者にとって大変、避難ビルの周知が不十分、避難タワーに屋根や壁やトイレがなく冬つらいなど）
- ・地域の魅力である海が活かされていない（遊泳禁止で遊べない）
- ・職場への不満（若い人が働く場所がなく、給料が安い）

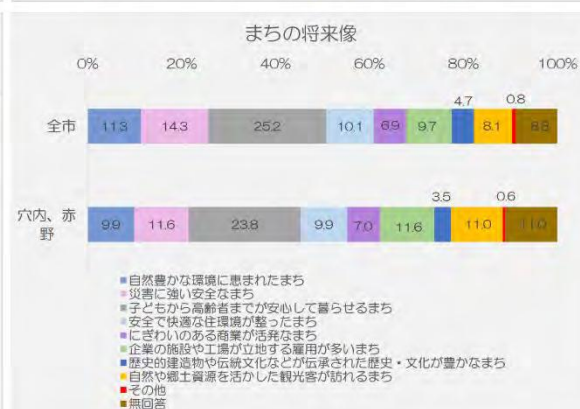
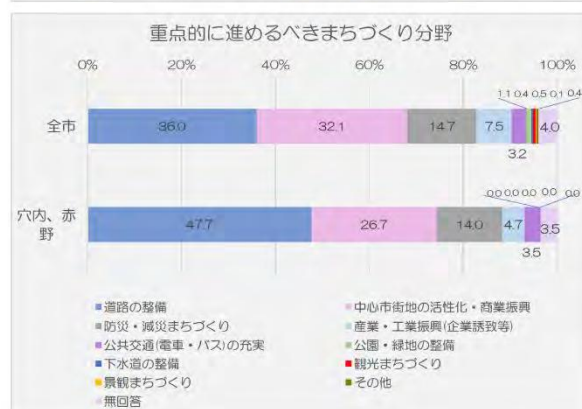
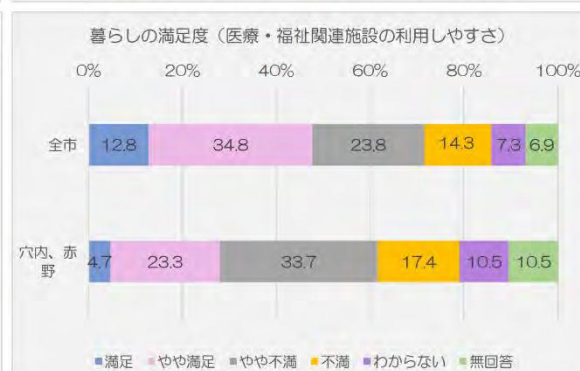
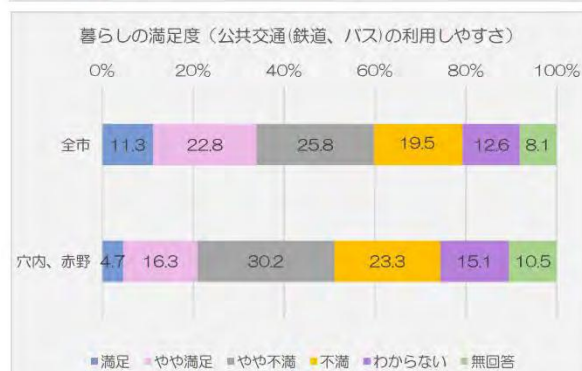
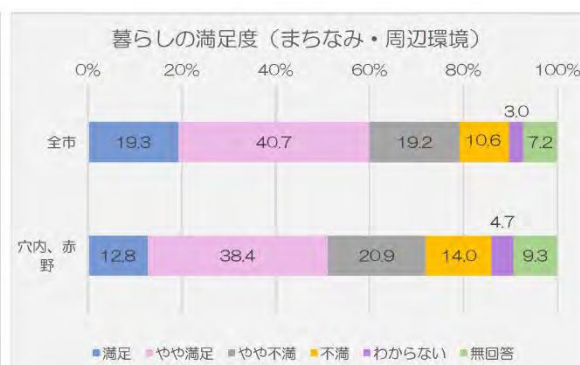
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【**定住意向**】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は、72.1%であり、全市（76.5%）より、低くなっています。

【**暮らしの満足度**】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は51.2%を占め、全市（60.0%）より低くなっています。特に、公都市機能である公共交通は著しく低く21.0%であり、全市（34.1%）より低くなっています。医療・福祉関連施設についても28.0%と、全市（47.6%）に対して低くなっています。

【**重点的に進めるべき分野**】「道路の整備」が半数近くを占めています。次いで「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」となっています。（各 47.7%、26.7%、14.0%）

【**まちの将来像**】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」が突出しています。次いで「災害に強い安全なまち」「企業の施設や工場が立地する雇用が多いまち」が上位を占めます。（各 23.8%、11.6%、11.6%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○高規格道路・安芸西IC（仮称）整備への対応

- ・穴内、赤野地域では、高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備が進められます。安芸西IC（仮称）周辺の無秩序な土地利用への対応が必要となります。

○自然災害に脆弱な沿岸域の居住地及び農地

- ・沿岸域の居住地や多くの農地は津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を検討することが必要となります。

○中山間部の不便な交通環境

- ・地域の交通は、国道55号を骨格として、くらし、物流、観光などを支えています。集落内の多くは狭小道路であり、日常生活の安全な通行や救急時の緊急車両の通行等に支障があります。安全に国道55号へと到達できる交通網の整備が必要です。

○沿道からの眺望機能の未発揮

- ・地域を横断する国道55号は沿岸域の眺望が優れるドライブコースであるものの、通過点であり、眺望地点として、十分に活かされていません。周知や休憩場所等の充実が必要です。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）美しい海と山とくらしのふるさと

- ・海と山の美しい景観とともにある
安心してくらせるふるさと



《地域の将来像》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・人を大切にする安全なまち（「いいまちだね」と言われるまち、海に近いまち、安全なまち）
- ・桜並木から海を眺めるコントラストが素晴らしいまち（桜並木、きれいな海）



[3] 地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進を図るとともに、安芸西IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制について検討します。

○地震・津波や自然災害からのくらしの安全の確保・命を守る取組

- ・避難場所、避難する路のさらなる充実や維持管理を図ります。
- ・自主防災組織の強化などの災害への備えを充実させ、地震・津波から「命を守る」取組を推進します。

○市街地への連携強化により、利便性が高く活力ある地域を形成

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）と国道55号のスムーズな接続を図ります。これにより、生活利便性の向上を図るとともに、地元企業の活性化を促進します。

○集落地内の安全な交通環境の確保

- ・中山間部における狭小道路の適所への拡幅や安全対策により、安全に国道 55 号へと到達できる交通網を整備します。

○沿道からの眺望景観の活用

- ・海や山などの景観を楽しむ休憩場所の整備や道路景観の修景整備を図り、沿岸のドライブコースを形成します。

《地域の実現方策のアイデア》（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・自然を生かしたまちづくり
- ・空き家対策（チャレンジショップ等としての活用、空き家を住めるようにして活用）
- ・教育・福祉の充実（放課後デイがない）
- ・高齢者に配慮した防災・避難のまちづくり（赤野では山へ避難するときの手すりの設置、避難タワーの整備、防災マップを定着させる広報活動の強化）
- ・自転車道を整備・活用する（サイクリングロードの整備）
- ・高速道路・駅を活用した新たな拠点づくり（空港・安芸市間へのサービスエリアの整備、バス路線の整備、ICの安全対策、ICの個性ある名称づけ）
- ・海辺の景観をアピールする（赤野休憩所のイルミネーション、キャッチフレーズなど）

《分野別方針》

【新たな地域づくりの方針】

①高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備を促進し、地域の広域ネットワークを形成します。安芸

西IC（仮称）と地域交通の骨格となる国道55号とのアクセス道路について検討し、地域との連結を強化します。これにより、生活利便性の向上とともに、地元産業の広域的な発展を促進します。

②安芸西IC（仮称）周辺の無秩序な開発の促成

- ・安芸西IC（仮称）建設に伴う周辺農地の無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

《主要施策例》

○地域の広域ネットワーク整備

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の早期整備の促進
- ・国道55号との地域へのアクセス道路の検討

○安芸東IC（仮称）周辺の適切な土地利用

- ・安芸西IC（仮称）周辺農地の保全の検討

【都市防災の方針】

- ・沿岸域のほぼ全域が津波浸水想定区域にあたります。避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理などのさらなる充実を進めます。
- ・沿岸部などの土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○緊急時に避難できる路の確保

- ・狭小道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる路の確保

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康にらせる田園集落環境を確保します。

《主要施策例》

○住居系エリア（自然的土地利用）

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・駅、公民館、集会施設等周辺への生活利便施設の維持、集約
- ・起業への支援・空き地・空き家対策の検討

○農業系エリア

- ・農業生産基盤の維持・充実
- ・漁港機能の維持・充実

○自然環境系エリア

- ・水源涵養としての森林の保全

【都市施設等の方針】

①都市交通の方針

- ・集落内の狭小道路の改良、交通安全対策を進めます。

《主要施策例》

○狭小道路の改良

- ・渋滞緩和、安全のための拡幅改良

○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道の安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路等への外灯やカーブミラーの整備等の安全対策

②生活環境の方針

- ・上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

《主要施策例》

○上下水道の整備推進と維持管理

- ・上水道及び公共下水道等の整備推進
- ・公共下水道等及び水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地の方針

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

《主要施策例》

○自然環境の保全

- ・地域を流下する穴内川などの河川や山地等の自然環境の保全
- ・穴内漁港付近の海岸域の養浜や松林の回復等への取組の推進

○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

⑤農漁村景観・観光の方針

- ・農地や漁港と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・眺望地点への休憩施設等の整備や道路修景を進め、地域の良好な観光スポットを形成します。

《主要施策例》

○漁港景観・田園景観の形成

- ・穴内漁港や赤野漁港などの漁港景観や、山裾に広がる田園景観などのふるさと景観の保全

○眺望地点の保全

- ・太平洋を一望できる矢流古戦場跡の保全
- ・眺望のための休憩所やドライブコースとしての眺望スポットの検討
- ・四国のみち（四国自然歩道）・自転車道の維持管理、充実整備

[3] 地域づくりの方針図

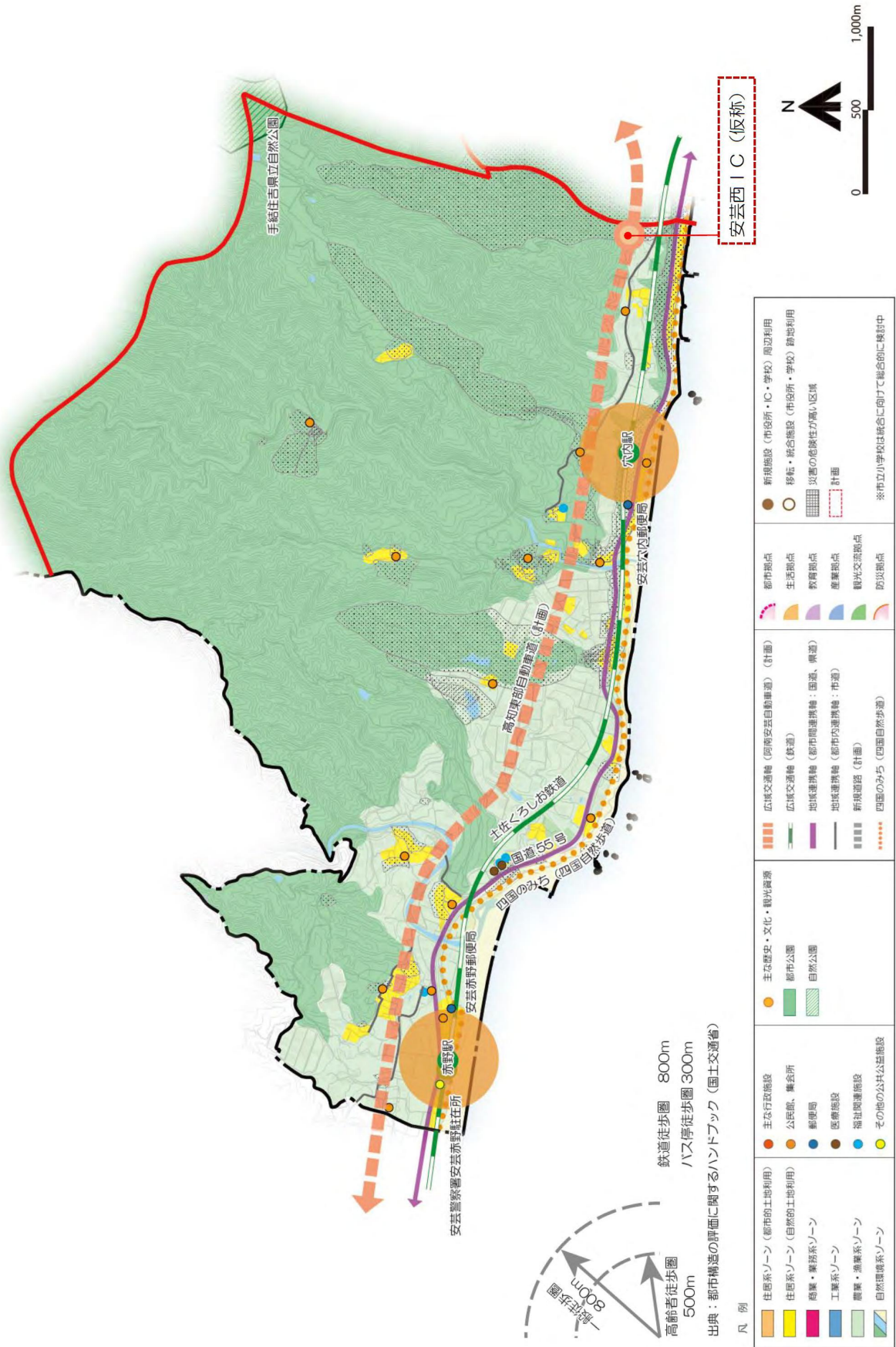
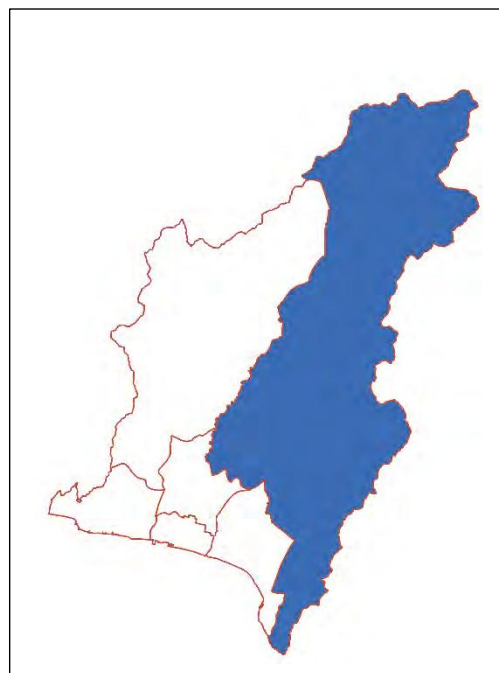


図 5-5 地域区分図 (穴内、赤野地域)

5.6 東川地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 17,303ha（図上計測）
人口	259 人
世帯数	156 世帯
人口密度	約 0.01 人/ha
高齢化率	37.8%
※人 口：平成 27 年度国勢調査 ※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年8月末） ※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出 （面積は可住地面積ではない）	



東川地域は、安芸市の北東部に位置します。西部は畑山・尾川地域、南部は土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、伊尾木、下山、川北甲地域と安芸市となり、東部は安田町、馬路村、北部は徳島県那賀町に接します。

東川地域の人口は 259 人であり、6 地域の中では、畑山・尾川地域に次いで少なく、市全体の約 1.5%となります。高齢化率は、市で最も進んでおり、37.8%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたる中山間地域で、ゆず栽培が盛んです。地域中央部には伊尾木川が流れ、沿川には県道大久保伊尾木線、市道古井別役線が通り、徳島県を結んでいます。

なお、伊尾木川沿川には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・すぐれた環境・伝統文化（環境の良さ、宝積寺、船岡神社、獅子舞などの歴史・伝統が魅力）
- ・自慢の農業・食文化（農業は「ゆず」「品評会で関西一になった茶（茶畑）」「入河内大根」などが盛ん、おいしい飲食は「しし汁」「東川の田舎寿司」「安芸虎（酒）の原料米」「入河内の「吟の夢」など）
- ・公民館が地域の交流・にぎわい拠点（「ゆず絞り」「茶摘み体験」の交流、酒米研究会）

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・人口減少で地域の存続が不安（後継者不足が深刻、水の管理や移動販売の継続、耕作放棄地の問題、寺社、伝統文化、墓所の維持が不安）
- ・脆弱な公共交通（バスの本数が少なく、病院や市街地への行き来が困難）
- ・山地の災害が心配（豪雨が多く、水害、土砂災害・落石や鳥獣被害等が心配）
- ・小学校の休校、空き地・空き家が増加（公民館と農協が寄り合いの場、空き家・空き地は、土地権利者の不明な場所があり、土地流動が困難）

《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】回答された方全てが地元での定住を希望されています。（定住意向「住み続けたい」「当分の間は住みたい」が 100%、全市 76.5%）

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は 60.0%であり、全市と同水準です。一方、医療・福祉関連施設への満足度は全市（47.7%）より低く、平均 20%です。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「防災・減災まちづくり」となっており、道路整備への要望が特に多くなっています。（各 80.0%、20.0%）

【まちの将来像】「自然豊かな環境に恵まれたまち」「企業の施設や工場が立地する雇用が多いまち」が上位を占めます。（各 20.0%、20.0%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○集落、道路・林道等の基盤整備の遅れ

- ・集落に応じて老朽管きょの整備や飲料水の管理などが必要です。
- ・道路や林道は、落石や路側崩壊が頻発し、舗装の劣化や橋梁等の老朽化が進んでいます。

○山間の集落の多くに土砂災害危険箇所が分布

- ・奈比賀、入河内、黒瀬、大井、古井、別役などの居住地付近には土砂災害危険箇所が分布しており、土砂災害・落石、水害や鳥獣被害等の山地の災害が懸念されます。

○高齢化の進展、担い手不足により、地域の維持が困難

（生活環境の維持が困難）

- ・古井中学校、東川中学校、東川小学校、川北小学校奈比賀分校の休校による地域活力の低下、空き地・空き家の増加が顕著です。また、地域は無医地区であり、地域住民の医療機会の確保や高齢者の要介護状態を未然に防ぐことなどにより、地域のくらしの維持が必要です。

（農林業の維持が困難）

- ・耕作放棄地の増大、森林の荒廃などにより、農林業の維持が困難になっています。

（地域間交流・地域文化の担い手不足）

- ・家族、地域の相互扶助機能等の地域コミュニティの弱体化が顕著となり、宝積寺、船岡神社などの寺社、獅子舞などの伝統文化、墓所等の維持など地域資源の活用や地域文化の担い手が不足しています。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）東川・山の交流モデル地区

- ・交流体験・援農隊など地域内外の
みんなでつくる東川ブランド



《地域の将来像》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・人への思いと「和」を大切にした地域づくり
- ・地域外の人とともに守る地域（地域外の方々とともに地域を守り、存続させる考え方が必要）
- ・地域全体ブランド化づくり（地域のブランド化で中山間のモデル地区を目指す）



[3] 地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○奈比賀、入河内などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持・管理

- ・奈比賀、入河内などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理を推進し、地域の拠点としての集落の維持を図ります。
- ・地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。また、落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応が必要です。

○自然災害から集落を守る取組による安全・安心にくらせる地域づくりの推進

- ・土砂災害の危険のある集落の安全対策について検討します。

○援農隊など、みんなで地域を支える体制の形成

- ・地域ぐるみでくらしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討します。

《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・公共交通の強化（交通手段の強化や時間短縮が大切、1.5車線化等の道路拡幅、トンネル、自動運転バスの導入検討）
- ・災害対策のハード整備が必要（水害、土砂災害・落石や鳥獣被害等などのハード整備が必要）
- ・地域の存続のためには、住民の健康が大切（体操の奨励、地域行事への参加、仕事の増加）
- ・くらしを支える郵便、ガソリン、移動販売の維持
- ・農林業の復活と地場産品のPRが大切（耕作放棄地の有効活用や林業復活、地場産品のPR（大根、ゆず、茶、酒米）が必要）
- ・援農学生、学生との連携、インバウンドなどで交流を拡大（学校を宿泊施設としてや移住者定着の場として有効利用、民泊で、援農学生や修学旅行、山と川の魅力を生かした外国人の受け入れ、県内大学生との交流の継続で、祭り、獅子舞などの地域の歴史・伝統の継承）

《分野別方針》

【新たな地域づくりの方針】

①「小さな拠点」としての取組による安心したくらしの形成の方針

- ・「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点としての機能の集約化を図ります。

《主要施策例》

○「小さな拠点」の形成への取組

- ・既存集落等へ生活サービスを効率的に提供するとともに、地域の支え合い活動の推進に有効な制度として「小さな拠点」の形成や活動について検討

○医療・福祉・教育機能の維持

- ・地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりとして、健康づくり、高齢者が生きがいをもってく
らせるまちづくり、在宅生活の支援と介護要望の推進について検討
- ・子育て支援体制として保育所機能の確立
- ・公民館や集会所を活用した生涯学習の充実
- ・公共交通手段としての「元気バス」の継続・確保

《小さな拠点としての「東川集落活動センターかまん東川」》

- 不足する人材を確保し、新しい視点や発想による地域の活性化を目指して、平成25年9月
「東川集落活動センターかまん東川」が開設されました。ここでは、これまでの活動に加え
て、散策ツアー、地元産茶葉による紅茶の販売など新しい活動が産まれてきています。

- ・地区名：東川地区
- ・地域運営組織：東川地域おこし協議会（法人格のない任意団体として、小さな拠点を運営）
- ・活動内容：加工品販売、体験交流事業



東川小学校



山の中の小さな温泉、こまど
り温泉



東川茶葉組合製茶工場



東川地区の拠点、東川公民館



船岡神社は西向きで、大変珍
しい神社です。



枝折トンネル



東川の森林鉄道跡



酒造好適米「吟の夢」



土佐の入河内のみっちゃん紅茶



入河内大根



東川のゆず



東川のお茶



日本みつばちのはちみつ

出典：集落活動センターポータルサイト（高知県産中山間振興・交通部 中山間地域対策課）

【都市防災の方針】

- ・土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点の整備：消防屯舎の整備を推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康にらせる田園集落環境を確保します。

《主要施策例》

○住居系ゾーン（自然的土地利用）

- ・公民館、集会施設、バス停周辺等の生活拠点への生活利便施設の維持、集約
- ・空き地・空き家対策としての移住・定住のための住宅供給（ＵＩターン者、就農者へのマッチング等）、移住者の受け入れ環境の整備

○農業・漁業系エリア

- ・農業生産基盤の維持・充実、鳥獣被害防除対策の推進
- ・担い手農家の受け入れに向けた耕作放棄地等の活用、農地集積の検討、営農体制の整備

○自然環境系エリア

- ・水源涵養としての森林の保全

○居住に適した土地利用の検討

- ・居住に適した土地利用条件の検討（居住に適さない、あるいは検討が必要な「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」等の地域の確認）

【都市施設等の方針】

①中山間地域の交通の方針

- ・中山間部における道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。

《主要施策例》

○災害による道路の復旧

- ・落石や路側崩壊箇所の復旧

○老朽化等による道路等の補修

- ・舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

○狭小道路の改良

- ・地域と市街地を結ぶ道路における適所での 1.5 車線化の検討

②生活環境の方針

- ・インフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。

《主要施策例》

○インフラの適正な維持管理

- ・公共下水道、合併浄化槽等の長寿命化等の対策及び適切な維持管理

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地の方針

- ・公民館、集会所、学校跡地などを地域活動やレクリエーションのために活用します。

《主要施策例》

○地域活動の場の整備

- ・公民館、集会所、学校跡地などの地域活動やレクリエーションの場としての活用

○協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

④農村景観・観光の方針

- ・農地や森林と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・援農隊などの支援により、地域間交流を推進します。

《主要施策例》

○農地・森林景観の形成

- ・集落をとりまく農地・森林景観などのふるさと景観の保全

○地域間交流・地域文化

- ・休校となった小中学校施設の活用による交流人口の拡大
- ・茶（茶畑）や入河内大根等の地域の特色ある特産品の活用やグリーンツーリズム、間伐体験、獅子舞やゆず絞り、茶摘み体験などの体験プログラムの充実による地域間交流の広域化、体験観光の事業化

[3] 地域づくりの方針図

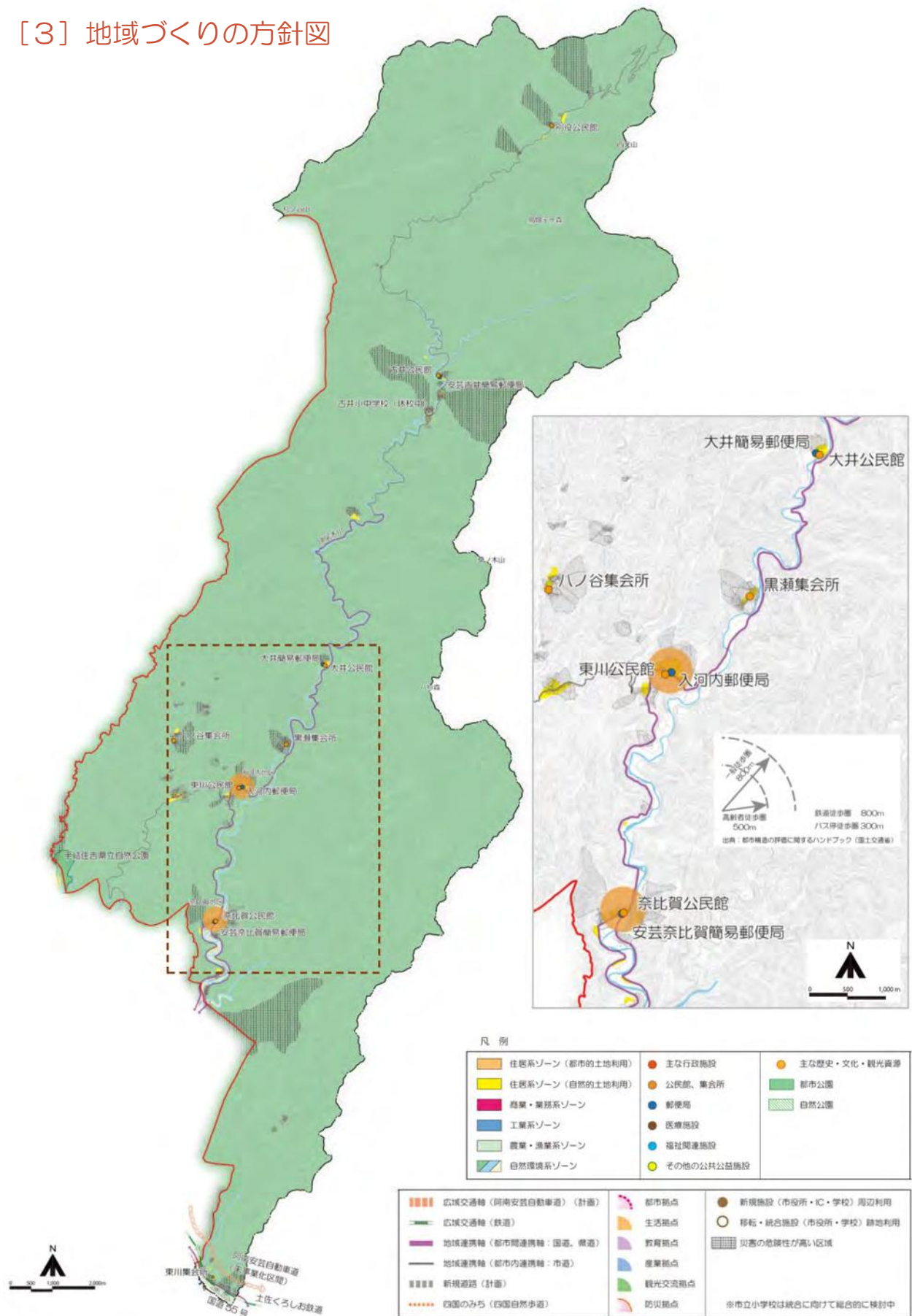
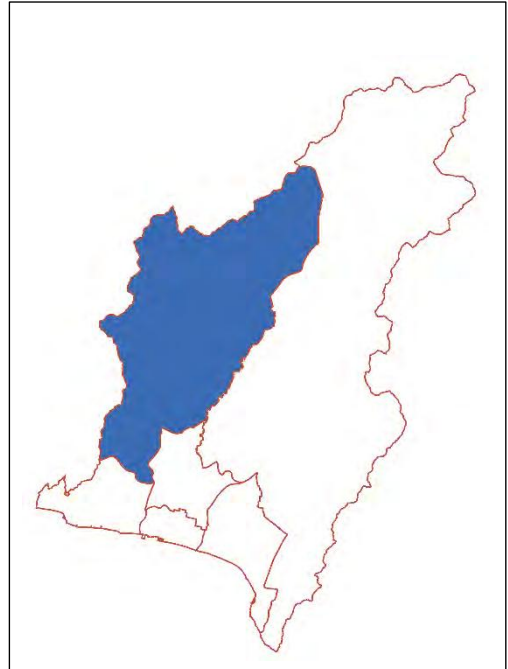


図 5-6 地域区分図（東川地域）

5.7 畑山・尾川地域

〔1〕地域の概要

地域面積	約 9,372ha（図上計測）
人口	179 人
世帯数	107 世帯
人口密度	約 0.02 人／ha
高齢化率	29.6%
※人 口：平成 27 年度国勢調査 ※世帯数：住民基本台帳（平成 30 年 8 月末） ※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出 （面積は可住地面積ではない）	



畑山・尾川地域は、安芸市の西部に位置します。東部は東川地域及び土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、西部は香南市、芸西村、南部は穴内、赤野地域、北部は香美市に接します。

地域の人口は 179 人であり、6 地域の中で最も少なく、市全体の約 1.0%となっています。高齢化率は、29.6%であり、東川地域に次いで高い地域です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたる中山間地域で、ゆず栽培が盛んです。地域中央部には安芸川が流れ、沿川には県道安芸物部線、県道畑山栃木線が整備されています。

なお、安芸川沿川の栃木、畑山には、土砂災害危険箇所が分布しています。

【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・人のつながりが深く、協力しあう地域柄
- ・地域活動が豊富（公民館が活動拠点、活動は、モーニング（朝食）、クリスマス会、地区民運動会、バス旅行、鍋・焼肉などの宴会、夕涼み会、「山援隊」（協力隊）のコンニャクづくり、伝統行事など）
- ・自然が自慢（山、川が身近で、空気が良い、川がきれい、水がきれい、静か、夜の散歩、虫の声、街灯がないので星がきれい、あゆ釣り、ホタルが楽しめる）
- ・豊かな自然の恵み（魚、野菜、山菜（イタドリ、タケノコなど）などがとてもおいしく、ゆず、なすなどの基幹産業が地域に根付いている）

【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・個人の負担が大きくなる地域活動（若者が少なく、個人への負担が集中、老後の活動が不安）
- ・マイナス面もある自然のくらし（鹿、猿の出没、一部釣り人のマナーが悪化）
- ・くらしの不安（水道がない、店がない、夜開いている店がない、交通が不便、携帯の通話地域は畑山公民館周辺のみ、郵便ポスト、公衆電話がない、犬のしつけが悪い）
- ・災害への不安（豪雨などで道路などの災害が多く、畑が修復できない）
- ・雇用の不足（耕作放棄地や空き家が増加、仕事や産業は地域外）

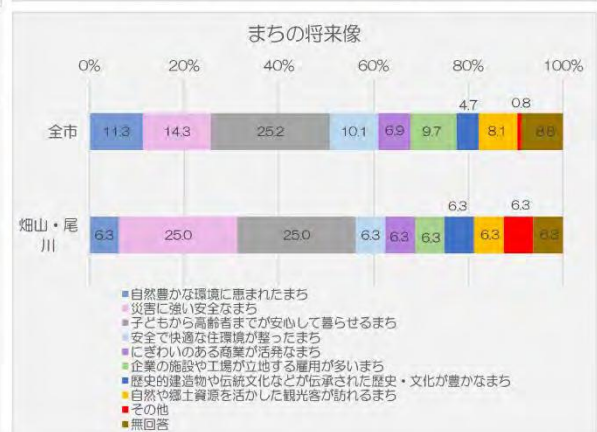
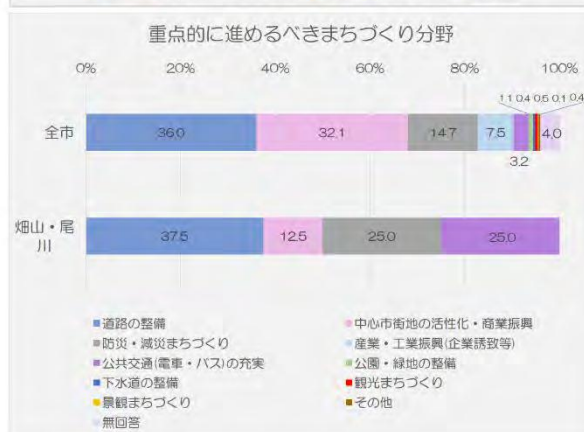
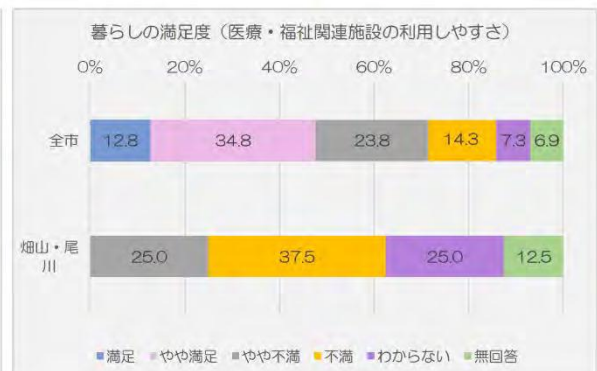
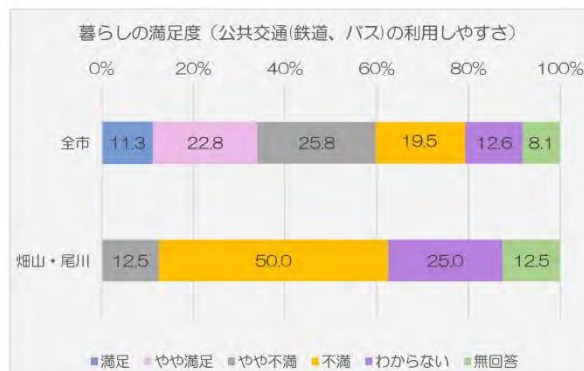
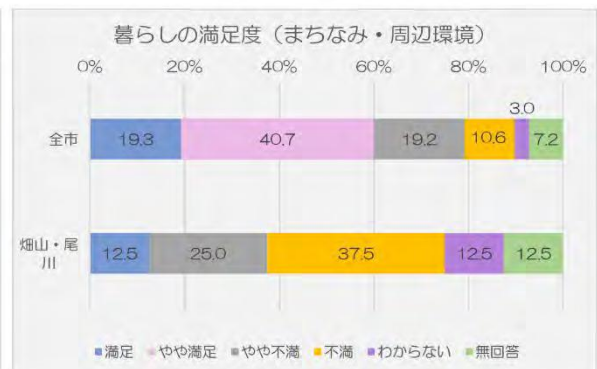
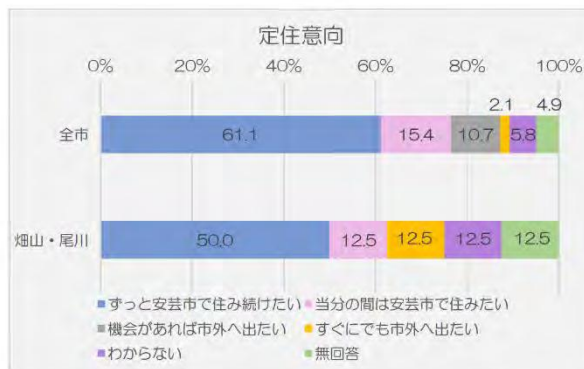
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は 62.5%であり、全市（76.5%）より低くなっています。

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は 12.5%であり、全市（60.0%）に比べ、著しく低くなっています。特に、都市機能である公共交通は不満度（「やや不満」「不満」）が 62.5%と高く、全市（45.3%）を超えています。医療・福祉関連施設も不満度（「やや不満」「不満」）が 62.5%と高く、全市（38.1%）を超えています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「防災・減災まちづくり」「公共交通（電車・バス）の充実」が重視されています。（各 37.5%、25.0%、25.0%）

【まちの将来像】「災害に強い安全なまち」「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」が上位を占めます。（各 25.0%、25.0%）



〔2〕地域の主要課題と将来像

《地域の主要課題》

○集落、道路・林道等の基盤整備の遅れ

- ・集落に応じて老朽管きょの整備や飲料水の管理などが必要です。
- ・道路や林道は、落石や路側崩壊が頻発し、舗装の劣化や橋梁等の老朽化が進んでいます。

○山間の集落には土砂災害危険箇所が分布

- ・畑山、栃の木などの居住地付近には土砂災害危険箇所が分布しており、土砂災害・落石、水害や鳥獣被害等の山地の災害が懸念されます。

○高齢化の進展、担い手不足により、地域の維持が困難

（生活環境の維持が困難）

- ・上尾川中学校の休校、空き地・空き家の増加が顕著です。また、地域は無医地区であり、地域住民の医療機会の確保や高齢者の要介護状態を未然に防ぐことなどにより、地域のくらしの維持が必要です。

（農林業の維持が困難）

- ・耕作放棄地の増大、森林の荒廃などにより、農林業の維持が困難になっています。

（地域間交流・地域文化の担い手不足）

- ・家族、地域の相互扶助機能等の地域コミュニティの弱体化が顕著であり、地域活動の担い手が不足しています。

《地域の将来像》

《地域の将来像》

（例）元気いっぱいのふるさと畑山・尾川

- ・自然が自慢のふるさと畑山・尾川
山援隊とともにくらす山



《地域の将来像》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・弱みを強みにする逆転の発想で人材を育てる拠点となる地域（定住・移住を進めることが必要、勉強、研究、創作など世間と隔絶する環境のメリットを最大限活用）
- ・宝物がたくさん隠れている山・畑山づくり（美しい星空の下、人の思い合いがある地域）



〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

《地域づくりの方針》

○栃木、畑山などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持、管理

- ・栃木、畑山などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理を推進し、地域の拠点としての集落の維持を図ります。
- ・地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。また、落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応が必要です。

○自然災害から集落を守る取組により、安全・安心にらせる地域づくりを推進

- ・土砂災害の危険のある集落の安全対策について検討します。

○山援隊と地域を支える「小さな拠点」の形成

- ・地域ぐるみでくらしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討します。

《地域の実現方策のアイデア》（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・空き家を活用したお試し住宅（移住PR+拠点）
- ・道路の整備が必要
- ・自然の活用・クリーンエネルギーの活用（外からの人が参加出来る自然を使ったウォークラリー（栃の木～畑山）、ソーデーウォークや散歩のルートをつくる（山道整備）、あゆ釣り、川で泳ぐなどの自然の活用、尾根を活用した風力発電などのクリーンエネルギー発電の推進）
- ・耕作放棄地を使いたい人に貸せる仕組みづくり
- ・仕事のマッチングシステムの構築
- ・交流・イベントでにぎわいを創り出す（人手がいない設置型の施設（イルミネーション、水車など）、家族がゆっくり遊べる所、交流の場（地域の若い人が交流出来るイベント、ビアガーデン、マルシェ、日曜市、青空市、フリマなど）など、国虎没後 450 年を記念して、安芸市にゆかりがあると言われるアンジェラ・アキを呼ぶことや大正琴を学ぶ場の復活、交流の場への移動販売カフェ等の誘致）
- ・弱みを強みに変える発想・アイデア（安芸市の英語圏化、電波の届かない地域設定によりデジタル中毒の解毒、隔絶した場所での勉強環境の提供（公民館、集会所、市民会館、図書館、商工会館などのスペースの活用）など）

《分野別方針》

【新たな地域づくりの方針】

①「小さな拠点」としての取組による安心したくらしの形成の方針

- ・「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

【都市防災の方針】

- ・土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の充実により防災学習会などが実施されていますが、さらなる組織の充実を図ります。

《主要施策例》

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）など

【土地利用の方針】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康にらせる田園集落環境を確保します。

○住居系ゾーン（自然的土地利用）

- ・公民館、集会施設、バス停周辺等の生活拠点への生活利便施設の維持、集約
- ・空き地・空き家対策として、移住・定住のための住宅の供給（ＵＩターン者、就農者へのマッチング等）、移住者の受け入れ環境の整備

○農業・漁業系エリア

- ・農業生産基盤の維持・充実、鳥獣被害防除対策の推進
- ・担い手農家の受け入れに向けた耕作放棄地等の活用、農地集積の検討、営農体制の整備

○自然環境系エリア

- ・水源涵養としての森林の保全

○居住に適した土地利用の検討

- ・居住に適した土地利用条件の検討（居住に適さない、あるいは検討が必要な「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」等の地域の確認）

【都市施設等の方針】

①中山間地域の交通の方針

- ・中山間部における道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。

《主要施策例》

○災害による道路の復旧

- ・落石や路側崩壊箇所の復旧

○老朽化等による道路等の補修

- ・舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

○狭小道路の改良

- ・地域と市街地を結ぶ道路：適所での 1.5 車線化の検討

②生活環境の方針

- ・インフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。

《主要施策例》

○インフラの適正な維持管理

- ・公共下水道、合併浄化槽等の長寿命化等の対策及び適切な維持管理

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地の方針

- ・公民館、集会所、学校跡地などを地域活動やレクリエーションのために活用します。

《主要施策例》

○地域活動の場の整備

- ・公民館、集会所、学校跡地などの地域活動やレクリエーションの場としての活用

○協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

④農村景観・観光の方針

- ・農地や森林と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・援農隊などの支援により、地域間交流を推進します。

《主要施策例》

○農地・森林景観の形成

- ・集落をとりまく農地・森林景観などのふるさと景観の保全

○地域間交流・地域文化

- ・山道のツーディウォーク、あゆ釣り、川の水泳などの自然の活用、グリーンツーリズム、間伐体験、休校学校施設の活用など、地域独自の体験プログラムの充実による地域間交流の広域化、体験観光の事業化

[3] 地域づくりの方針図

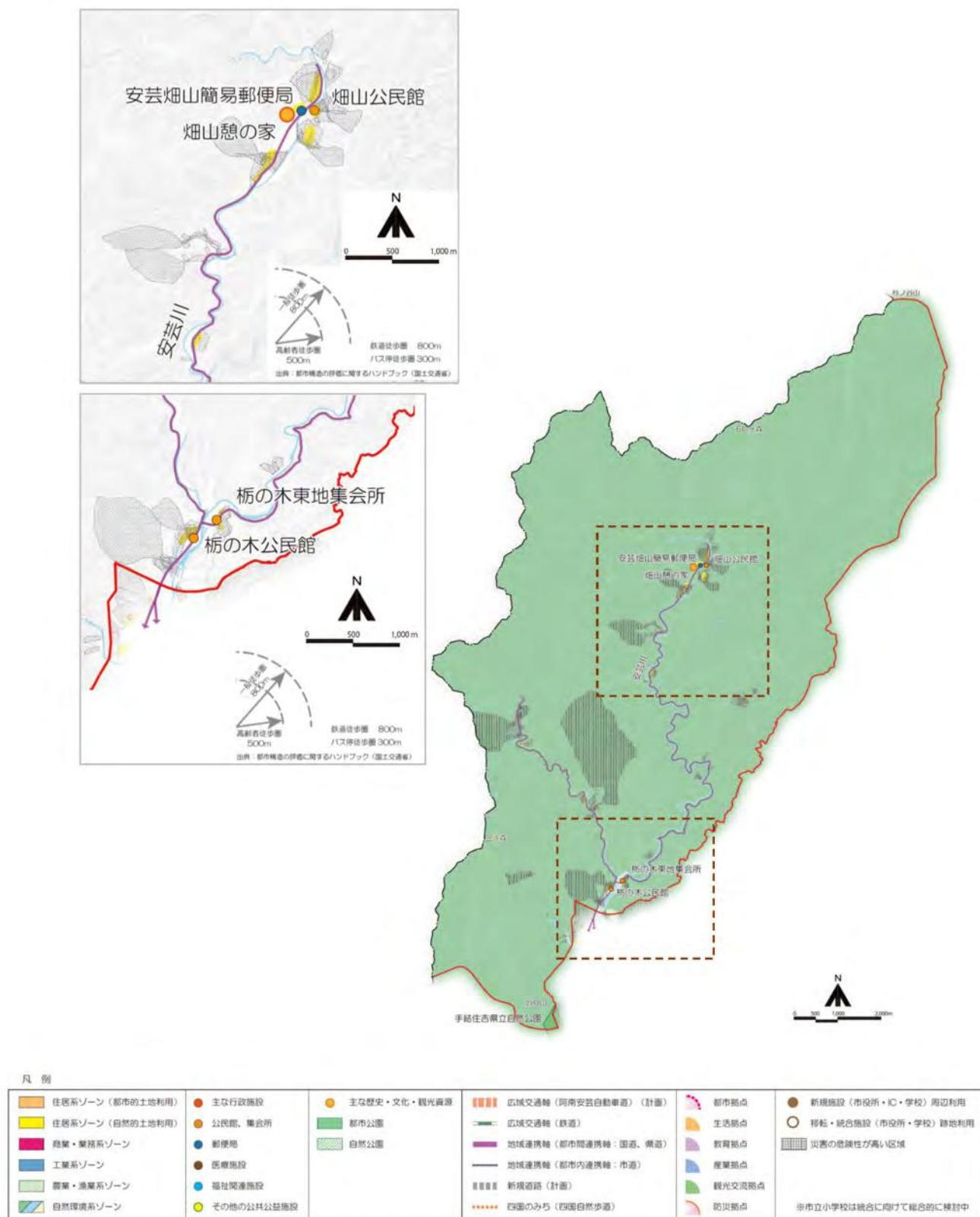


図 5-7 地域区分図（畑山・尾川地域）

6. 実現化方策

6.1 協働のまちづくり

6.1.1 役割分担

安芸市は、都市計画マスタープランの策定にあたって、「安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」（平成31年2月20日）を実施しました。これによると、安芸市の定住意向は74.9%と比較的高いものの、少子高齢化、特に20歳代の市外への流出など若者の安芸市離れが著しい状況となっています。また、地域とのつながりに関する満足度（51.3%）やまちづくりへの協働の姿勢（53.9%）は半数程度です。さらに、積極的なまちづくりへの参加意向は、わずか8.5%と相当な意識の弱まりをみせています。

このような中、安芸市では地域課題を解決するため、地域担当職員制度を拡充したまちづくり懇談会の継続支援、地域おこし協力隊の配置、大学などの連携協定による外部支援の充実、まちづくり活動拠点（公民館・集会所など）の充実、ボランティア協会の活動支援、自主的な防災組織体制の確立を進めています。

市民が身近なくらしの場からまちづくりに関心を持ち、市民相互の交流や活動機会、自主的・主体的な参加が図れるよう、これら地域コミュニティ組織や事業者、行政が連携し、協働でまちづくりを進めることが、めざすべき将来像を実現するために必要となります。

今後はそれぞれが主体となって、それぞれの役割を果たすことのできる体制づくりを検討し、まちづくりに協働で取り組むこととします。

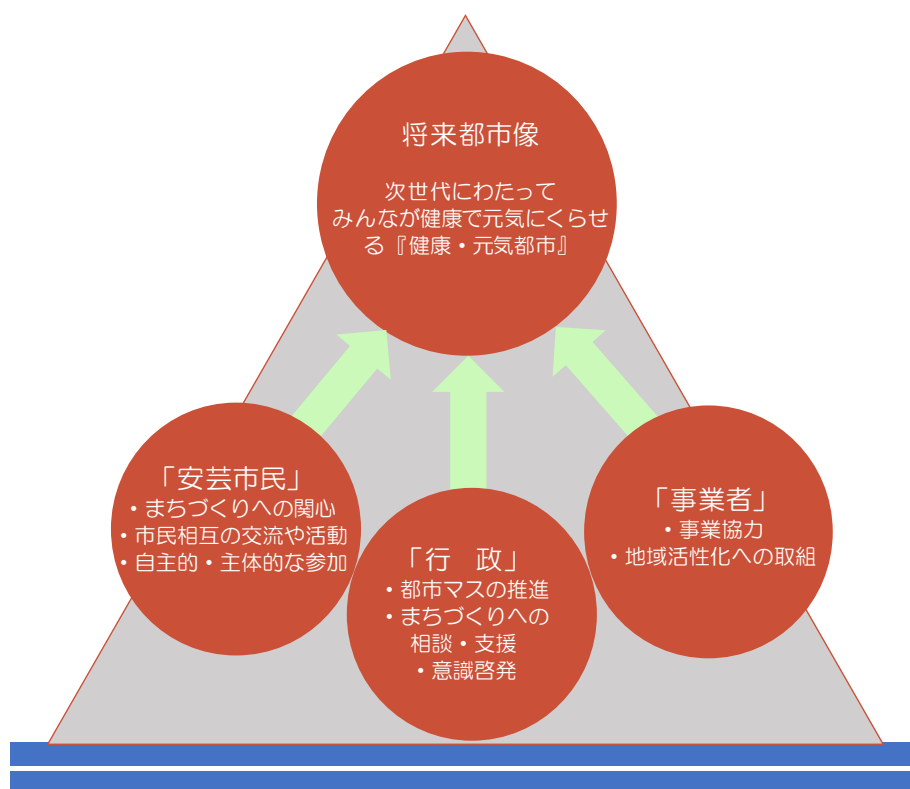


図 6-1 協働のまちづくりの役割分担

6.1.2 推進体制の強化

(1) 協働のまちづくり

市民のまちづくりへの参加意向が少ない安芸市において、安芸市民・事業者・行政等が協働でまちづくりを進めていくためには、全体構想で示された課題や将来像をしっかりと共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働体制の強化を図る必要があります。

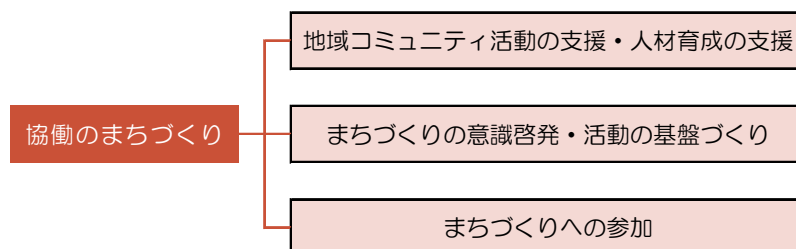


図 6-2 協働のまちづくりの推進

○地域コミュニティ活動の支援・人材育成の支援

地域住民や各種団体等が自主的にまちづくり活動を進めていくためには、まちづくりに係るセミナーなどの開催やワークショップ活動などを通じて、まちづくりに関わる人材育成の支援を図ります。

○まちづくりの意識啓発・活動の基盤づくり

地域の課題を解決し、目指すべきまちづくりを進めるには、地域住民や事業者等の率先した取り組みが必要です。

このため、引き続き広報や広聴の充実を図り、まちづくりの気運を高めます。

また、市民が身近なところからまちづくりに関心を持ち、地域相互の交流や活動機会、自主的な参加が図れるよう公民館・集会所、集落活動センター等の充実や様々なコミュニティ活動支援など、まちづくり活動の基盤づくりに取り組みます。

○まちづくりへの参加の支援

安芸市総合計画や安芸市都市計画マスタープランのようなまちづくり計画や、公民館や集会所で行われる支え合いの地域づくりなどへの参加機会をより一層推進します。これらの活動をとおり、一緒に話し合う機会を提供し、市民・事業者・行政等が協働でまちづくりに取り組むための体制を強化します。

《「安芸市の協働のまちづくり」への支援》

- ・まちづくり懇談会支援・協働のまちづくり推進講座・地域活動への支援・地域おこし協力隊・集落支援員との連携・集落活動センターの運営支援・『ボランティアいんふぉ・あき』運営
- ・NPO 法人設立支援相談窓口の運営

出典：「安芸市総合計画 2016（前期基本計画）」（平成 31～33 年度実施計画書）

(2) 庁内体制の連携強化

安芸市都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するため、庁内関連課の様々な分野と連携し、総合的な視点からまちづくりを推進します。

また、県をはじめとする関係機関と課題や対策等を共有し、協力して事業を進めるため、連携の強化を図る必要があります。

○まちづくり体制の連携強化

安芸市都市計画マスタープランの策定にあたっては「安芸市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置しています。ここでは、識経験者、有識者、福祉事務所、県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、観光協会などのまちづくり関連組織、副市長及び都市計画課、市民課、企画調整課、商工観光水産課、財産管理課、危機管理課、農林課などの庁内組織など、広い分野のまちづくり関連組織により将来のまちづくりについて検討しています。

今後は、これら横断的なまちづくり体制を活用しつつ、さらなる連携強化を図り、関連組織・関連課と協議・調整のうえ、まちづくりを推進します。

《まちづくり推進体制の例》

○「安芸市都市計画マスタープラン策定委員会」（平成30年8月～令和2年3月）

- ・安芸市都市計画マスタープラン策定のために、計画内容の検討・調整を行った組織
- ・学識経験者、有識者、福祉事務所、県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、観光協会、副市長及び都市計画課、市民課、企画調整課、商工観光水産課、財産管理課、危機管理課、農林課などの庁内組織から構成

6.2 都市計画マスタープランの運用

6.2.1 まちづくりの方針としての位置づけ

(1) 都市計画の方針としての活用

安芸市都市計画マスタープランは、安芸市の将来ビジョン及びあるべき市街地像を示すとともに、整備課題に応じた整備方針と諸施設の計画等を定めたまちづくり方針と位置づけられます。また、実現に向けての協働のまちづくりの方針として位置づけ、その活用を図ります。

今後は、この安芸市都市計画マスタープランを都市計画の運用や都市整備に向けて、積極的に活用していきます。特に、市の課題である都市計画区域の見直し、今後の都市施設の決定・変更や適切なまちづくりに向けての地区計画の検討などについて、住民意向を勘案しつつ、本計画に基づき検討を図ります。

(2) 地域別のまちづくりの方針としての活用

地域別構想は、安芸市全体構想の整備の方向と整合したまちづくりの方針として編集しています。今後は、この地域別構想を地域の身近な課題解決のための方針として、住民参加を進めながら活用していきます。

6.2.2 進行管理と見直し

(1) 進行管理・評価

全体構想や地域別構想に位置づけた各事業などの進行管理を適正に行う必要があります。特に安芸市においては、庁舎の移転、学校統廃合、高規格道路・安芸 IC の整備、新たな交通体系などの整備や、防災対策の強化などにより、まちは大きく変貌していきます。

今後は、これらのまちづくりの進捗等を踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応が必要です。この場合、学識経験者、まちづくり組織、市民などから必要に応じ意見を求め、計画の進行管理（PDCA）を実施します。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

安芸市都市計画マスタープランの示す都市の姿は、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）とし、都市施設などの整備に係る施策はおおむね 10 年（令和 12 年／2030 年）以内を目指しています。計画の推進にあたっては、都市づくりの方針等に基づくまちづくり施策や事業の進捗状況を点検・評価しながら、社会情勢やまちの変化に対応する必要があります。

今後は、まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね 5 年サイクルを基本とした PDCA を取り入れ、施策の見直しを図っていきます。

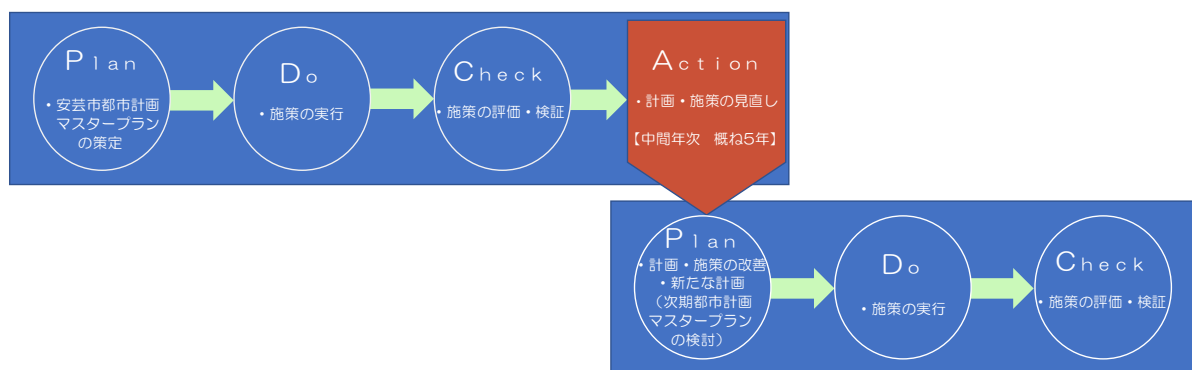


図 6-3 PDCA

《安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（平成 31 年 4 月改定 安芸市）の進捗管理の例》
 ○関係課長等で構成する庁内組織及び、外部の委員（住民、産業界、市の代表、教育機関、金融機関、学識経験者等）で構成する委員会において PDCA サイクルにより取り組み状況を点検・検証し、必要な対策の追加、見直しを行い、必要に応じて、総合戦略の改定を行う。

6.3 実現の方策

6.3.1 まちづくりの手法

安芸市都市計画マスタープランは、中心市街地の位置する都市計画区域のみならず、中山間地域を含む安芸市全体を対象とした都市の姿を示しています。

安芸市都市計画マスタープランで示す方針を実現する主な手法は、都市計画区域内や中山間地域などに応じて、都市計画法などの規制・誘導による手法や各種事業手法などを活用します。

(1) 白地地域における土地利用の規制・誘導手法

安芸市の都市計画区域は、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域です。安芸市では、これまでに都市計画法に基づく土地区画整理事業などのある程度まとまった地区の面的整備を行ってきており、現在は道路、公園、供給処理施設などの都市施設の整備を進めています。

安芸市では、ゆとりある居住環境や魅力ある景観を維持しつつ、まとまりのある集落地を形成し地域の活力が維持できるように、以下のような土地利用の規制・誘導手法の活用が検討できます。

表 6-1 白地地域における土地利用の規制・誘導手法の例

規制・誘導手法	概要
特定用途制限地域 (都市計画法第9条第14項)	- 市街化調整区域を除く白地地域に定めることができる。 - 特定の建築物等の用途の概要を定め、条例により用途を制限する。
建築物の形態制限 (建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号等)	- 白地地域における建築物の容積率及び建ぺい率の最高限度などを定めることができる。 - 容積率(50~400%)、建ぺい率(30~70%)などを特定行政庁である高知県が高知県都市計画審議会を経て定める。
地区計画 (都市計画法第12条の4第1項第1号)	- 都市計画区域内に定めることができる。 - 地区整備計画に建築物等の用途や形態等についての制限を定める。
景観地区 (都市計画法第8条第1項第6号 景観法第61条第1項)	- 都市計画区域、準都市計画区域内に定めることができる。 - 建築物の形態意匠等の制限について定める。
風致地区 (都市計画法第8条第1項第7号)	- 都市計画区域、準都市計画区域内で良好な自然的景観を形成している土地に定めることができる。 - 条例で都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。
開発許可での建築物の建ぺい率等の指定 (都市計画法第41条第1項)	白地での開発許可において、必要がある場合に高知県知事が、建ぺい率、建築物の敷地、構造及び設備等に関する制限を定めることができる。

出典：「高知県の都市計画 2018」を参考に作成

(2) 中山間地域のまちづくり手法

【安芸市過疎地域自立促進計画（平成 28 年 3 月）】

安芸市は過疎地域に指定されています。安芸市では、市の各種計画との整合性を図りながら、高速道路をはじめとする交通基盤の整備や基幹産業である農林水産業の振興、少子高齢化対策、健康・福祉のさらなる向上などに総合的かつ計画的に取り組むとともに、市民協働や広域連携をさらに進めることとしています。

表 6-2 過疎地域の分野別方針

分野	方針
産業の振興	本市では、「安芸市総合計画」や「安芸市まち・ひと・しごと総合戦略」を中心として、「高知県産業振興計画・安芸地域アクションプラン」や「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携し、第 1 次産業の振興を図るとともに、「食」、「自然と歴史」、「人」といった「強み」となる資源を最大限に生かしながら、「所得の向上」と「雇用の創出」に向けた取り組みを進め、過疎地域で一定の収入を得ながら安心して生活していくことができる仕組みづくりを目指します。
通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	道路交通網の整備や生活交通の手段の確保など、生活基盤整備に努めるとともに、電気通信施設の整備や情報化の推進による地域の自立促進に向けた新たな可能性を広げていきます。 また、自然・歴史・文化などをテーマにした地域間交流や U・I・J ターンなどの移住を促進し、地域の元気づくりと産業の担い手づくりを推進します。
生活環境の整備	本市では、都市部と比べて水道施設等の普及や過疎・高齢化に対応した消防防災、救急搬送体制等の整備が必要な地域があることに加え、特に南海トラフ地震発生時には、地域の孤立をはじめ、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	子どもから高齢者、障害者などすべての市民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らせる地域づくりを推進するとともに、中山間地域等の実情に即し、新しい福祉の形を地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指した取り組みを進めます。
医療の確保	高知県が推進する「日本一の健康長寿県構想」に基づき、誰もが、地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。
教育の振興	「高知県教育振興基本計画」を効果的に推進するための「地域アクションプラン」を高知県と協働で取り組み、教育振興や、地域の教育課題を解決するための施策の推進に努めます。

分野	方針
地域文化の振興等	市民一人ひとりに楽しさや感動や精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらす芸術文化を振興し、暮らしの中に根づかせることにより、交流の場の拡大や個性豊かなまちづくりにつなげ、社会全体の活力を高めます。
集落の整備	地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる「持続可能な仕組みづくり」を進めるとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進します。
その他地域の自立促進に関し必要な事項	○自然エネルギーの利用 ア 本市の自然条件や特色を生かした自然エネルギーの導入を進めます。 イ 全国トップクラスの日照時間や森林率、年間降水量があり、こうした優位性を生かし、公共施設への太陽光発電の導入による電力利用や木質バイオマスによる熱利用、中小河川等の落差を利用した小水力発電などによりエネルギーの地産地消を進めます。また、こうした取り組みを促進するため、自然エネルギーを導入する地域住民に対する支援なども行います。 ウ 自然エネルギーの導入促進により、地域で発電した電力を都市部での温室効果ガス排出量取引へ活用するなど、エネルギーの地産外商への取り組みを行い、地球温暖化対策に加え、産業振興や地域振興、中山間対策にも貢献します。 ○鳥獣被害対策 ア 有害鳥獣の防除対策を実施し、農林作物への被害の軽減や地域住民が安心して生活できる環境の保全に取り組みます。 イ 奨励（捕獲報償金）による捕獲を実施し、有害鳥獣の駆除を推進します。 ウ 防護柵設置等の助成により、有害鳥獣による被害の未然防止を図ります。 ○OGIS の導入 ア 全庁的共有できる地理情報データ（統合型 GIS）を導入することで、行政事務の効率化を図ります。

出典：安芸市過疎地域自立促進計画（平成 28 年 3 月）

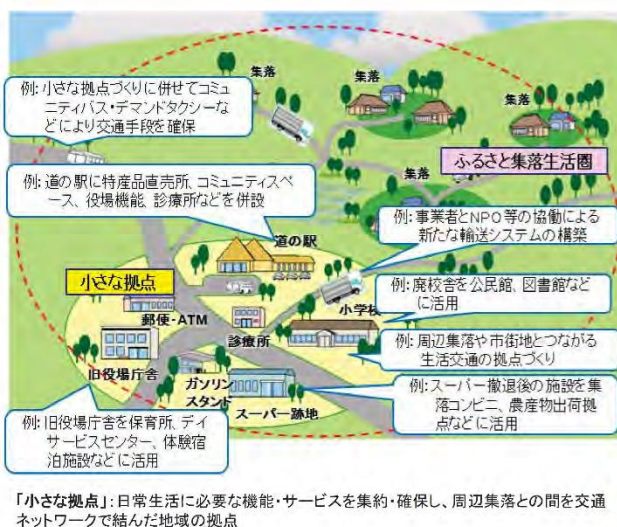
【小さな拠点の形成】

中山間地域では「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

《参考 小さな拠点の形成》

○「小さな拠点」形成のための既存施設を活用した生活機能等の再編・集約への支援

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、集落の生活圏を維持するため、複数の生活サービスや地域活動の場が集約され、周辺集落と都市拠点とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。



○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（集落活性化推進事業費補助金）

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等（間接補助）
- 補助率: 1/2以内（市町村）
1/3以内（NPO法人等）
- 対象事業
既存施設を活用した、「小さな拠点」の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

出典：小さな拠点・地域運営組織に関する 支援メニュー」

（平成31年3月16日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局）

6.3.2 住民主体のまちづくり手法

地域住民や開発事業者等によるまちづくりの手法として、地区計画制度、都市計画提案制度などがあります。

(1) 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。

策定主体は安芸市であり、市民と一緒に検討します。

地区計画は、地区の目標と将来像を示す「地区計画の方針」と、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていきます。

① 安芸市における地区計画の意味

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画です。（都市計画法第 12 条の 5 より）

地区計画は、街区単位での土地利用計画を念頭に作成されます。このため、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づく規制により、都市的土地利用が制限されていることが明らかな土地については、地区計画を策定する積極的な意味はありませんが、新市役所や統合中学校周辺等の規制が解除された、あるいは解除される予定がある場合には、都市的土地利用への土地利用転換が無秩序に発生する可能性が高くなります。このため、他の法令による規制が解除されると同時に、都市計画区域の見直し及び地区計画を指定し、秩序ある土地利用の実現を図ることが考えられます。

《参考 他の都市計画との併用について》

○安芸市都市計画マスタープランとの併用

- 地区計画を活用することにより、街区単位できめ細かな市街地像の実現が可能であることをふまえ、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランにおいては地区計画の活用を念頭におきつつ、今後は地域別のあるべき市街地像について検討していくことが望ましい。

○他の都市計画等との併用

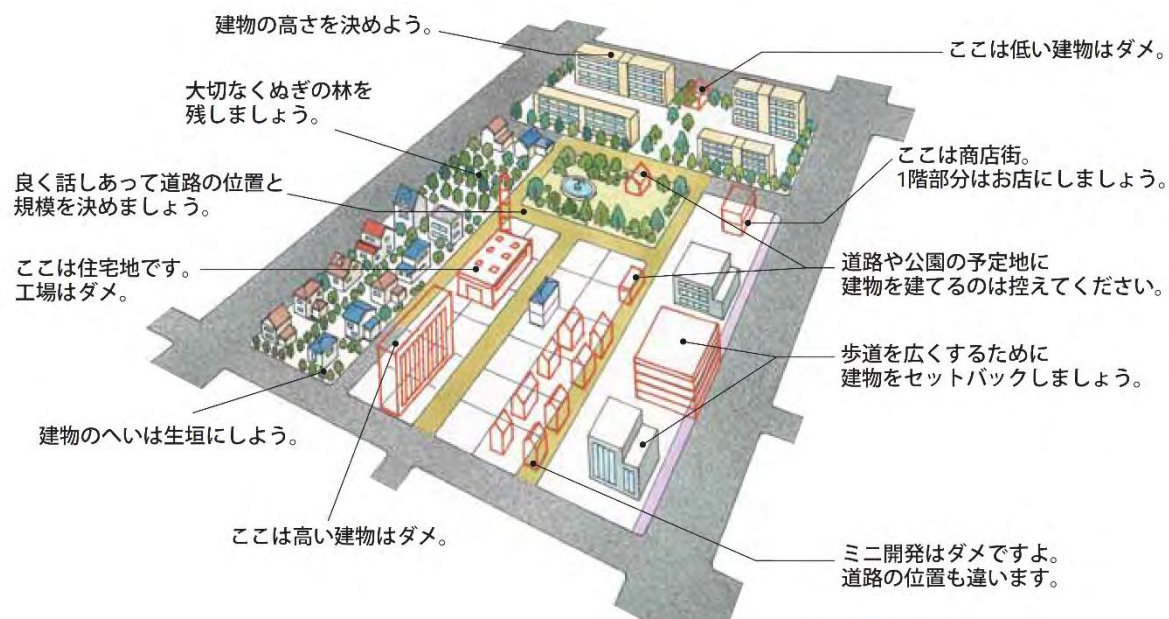
- 地区計画の区域内において、地区計画に定めることのできない事項又は地区計画に定める必要がない事項若しくは内容について、居住環境のより高度な維持・増進等を図るため、住民による自主的な規制が行われることが適当である場合には、必要に応じ、建築協定制度又は緑地協定制度を活用することが望ましい。地区計画の区域内において、良好な景観の形成を図る観点から、建築物等の形態意匠について裁量的・定性的な内容を含む制限を担保するための手法として、景観法第 76 条第 1 項に基づく条例（以下「地区計画等景観法条例」という。）を策定し、市町村長の認定により担保することが可能とされているので、積極的に活用することが望ましい。

出典：「第 10 版 都市計画運用指針」（平成 30 年 9 月 国土交通省）

② 地区計画で定められるまちづくりのルール

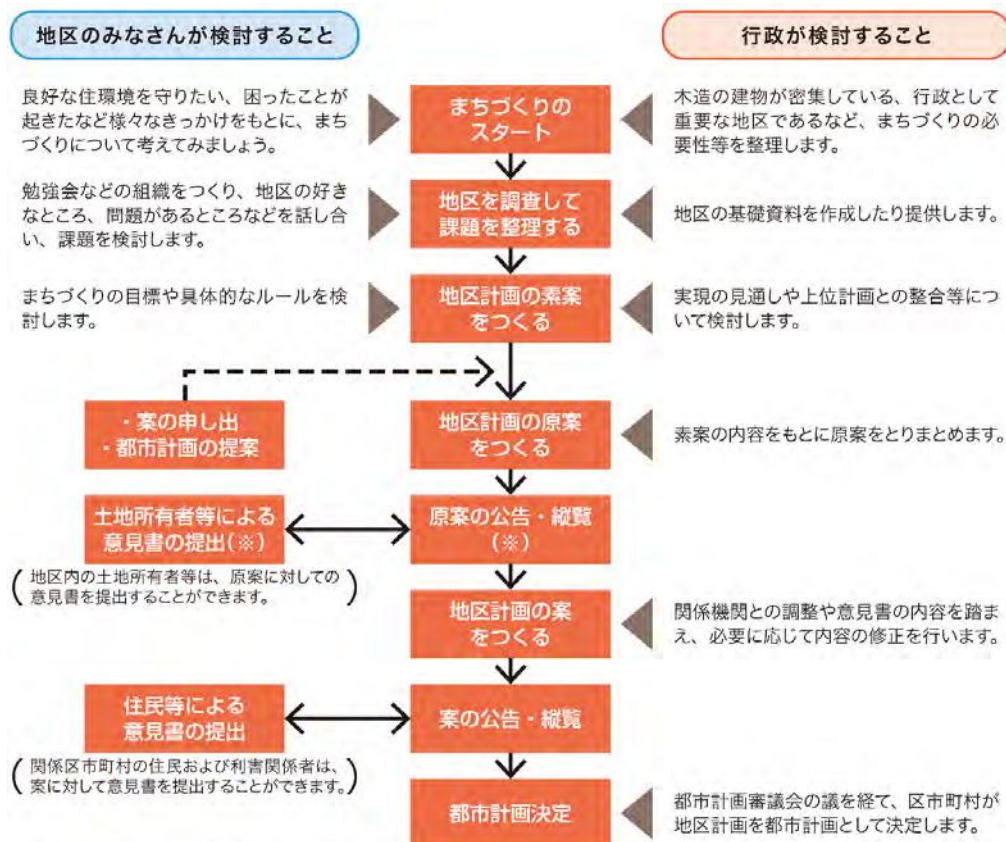
- 地区施設（生活道路、小公園、広場、遊歩道など）の配置
- 建物の建て方や街並みのルール
（用途（緩和も含む）、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化など）
- 保全すべき樹林地

《参考 地区計画で定められるまちづくりのルール》



出典：「みらいに向けたまちづくりのために―都市計画の土地利用計画制度の仕組み―」（国土交通省）

《参考 地区計画のつくり方》



出典：「地区計画 みんなでつくるまちづくりのルール」（全国地区計画推進協議会）

(2) 都市計画提案制度

都市計画法第 21 条の 2 により、土地所有者（土地の所有権・借地権を有する者）等の一定の条件を満たす者は、高知県または安芸市に対し、都市計画の決定、変更を提案することができるようになります。

提案できる都市計画の内容は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、及び都市再開発方針等に関するものを除くすべてが対象となっています。

(3) 協定を活用したまちづくり

住民意見をまちづくりに反映する仕組みには、都市計画法以外にも、建築基準法に基づく「建築協定」や都市緑地法に基づく「緑地協定」等があります。

① 建築協定（建築基準法に基づく協定）

建築協定は、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、地域の住民が自発的に建築基準法で定められた基準以上のルールを取り決めて、それらを互いに守ることを制度化したものです。

安芸市において建築協定を制定するためには、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定める必要があります。

協定締結後は、土地所有者が変わってもその後の土地の権利者にも協定の効力が及びます。

《参考 建築協定のルールの内容（建築基準法第 69 条、70 条）》

- ・協定の区域
- ・建築物に関する基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備）
- ・協定の有効期間
- ・協定違反があった場合の措置

② 緑地協定（都市緑地法に基づく協定）

緑地協定は、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全等について結ぶ協定です。都市緑地法第 45 条に基づくもので、建築協定と同様、協定締結後に土地所有者が変わってもその後の土地の権利者に対して協定の効力が及びます。

《参考 緑地協定に定める事項（都市緑地法第 45 条）》

- ・協定の区域
- ・次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの
 - イ 保全又は植栽する樹木等の種類
 - ロ 樹木等を保全又は植栽する場所
 - ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造
 - ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
 - ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- ・協定の有効期間
- ・協定違反があった場合の措置

③ まちづくり協定（法律に基づかない協定）

まちづくり協定は、自主的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進団体と市町村が締結する任意の協定であり、自治体が定める条例等により協定の効力が発生します。

まちづくり協定に基づき、住民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割のもとで「協働のまちづくり」を進めることにより、住民の多様なニーズへの対応や地区の実情にあったまちづくりが可能になります。

